

平成28年度

包括外部監査結果報告書

「人口減少対策に関する事業全般について」

徳島県包括外部監査人
野々木 靖人

目 次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
第2章 徳島県の人口.....	3
第3章 監査の結果及び意見.....	6
I 人口増に直接寄与するもの.....	8
1 こうのとり応援事業（健康増進課）	8
2 おなかの赤ちゃんサポート事業（健康増進課）	14
II 育児環境の充実に寄与するもの	21
1 保育人材確保等推進事業（次世代育成・青少年課）	21
2 シニア子育てサポーター支援事業（次世代育成・青少年課）	31
3 放課後子ども総合プラン推進事業（次世代育成・青少年課）	35
4 病院内保育所運営費補助事業（医療政策課）	43
5 家庭児童相談室運営費（次世代育成・青少年課）	48
6 児童家庭支援センター運営事業（次世代育成・青少年課）	54
7 結婚・子育てポジティブキャンペーン事業のうち 結婚・子育てポジティブキャンペーン（次世代育成・青少年課）	59
III 県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの	63
1 とくしまジョブステーション運営費（労働雇用戦略課）	63
2 男女共同参画交流センター推進事業（男女参画・人権課）	70
3 フレアとくしま100講座（男女参画・人権課）	79
4 働き輝く！とくしまづくり応援事業（労働雇用戦略課）	87
5 ふるさとクリエイティブ・S O H O事業者誘致事業補助金（企業支援課） ..	99
6 サテライトオフィス型テレワーク実証事業（企業支援課）	103
7 とくしまL E D・デジタルアート推進事業（企業支援課）	108
8 新規就農総合支援事業（農林水産総合技術支援センター 経営推進課） ..	114
9 農業するなら徳島で！就農研修支援事業（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	121

10 農業ビジネス・エキスパート育成推進事業（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	127
11 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（新規就農者経営発展まるごと サポート事業）（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	136
12 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（もうかる漁業まるごと支援 事業）（水産振興課）	140
13 青年漁業者就業給付金モデル事業（水産振興課）	149
14 建設産業魅力発信・担い手育成事業（建設技術者育成支援事業） (建設管理課)	153
15 建設産業魅力発信・担い手育成事業（フィールド講座モデル事業） (建設管理課)	160
16 情報通信関連産業雇用促進支援事業（企業支援課）	165
17 成長関連産業集積促進事業（企業支援課）	168
18 外資系企業対日投資促進事業（企業支援課）	172
IV UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの	176
1 攻めの「U I Jターン」獲得促進事業（労働雇用戦略課）	176
2 大学連携・地方創生推進事業（県立総合大学校本部）	190
3 移住・交流情報発信強化事業（地方創生推進課）	196
4 とくしま林業アカデミー事業（林業戦略課）	209
5 サテライトオフィスおもてなし推進事業（地方創生推進課）	214
6 外国人にやさしい徳島づくり推進事業（国際企画課）	220
第4章　まとめ	227

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

人口減少対策に関する事業全般について

(2) 監査対象機関

知事部局及びその所管する団体

(3) 監査の対象とした期間

平成27年度。ただし、必要な範囲で過年度に遡及する。

3 監査を実施した期間

平成28年7月21日から平成29年3月27日まで

4 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 野々木 靖人

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 綾野 隆文

公認会計士 工藤 誠介

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

わが国の人口は今後急速に減少していくと予想されている。「地方消滅」というシ

ヨッキングな言葉さえ巷間に流布されるようになっている。実際の人口減少の趨勢に鑑みると、その言葉が現実化するおそれがあることは誰しも否定しきれないところである。「消滅」のおそれのある地方自治体を抱える都道府県にとって、人口減少対策は、喫緊の課題である。

徳島県においても、平成17年に「徳島はぐくみプラン」、平成22年に「徳島はぐくみプラン（後期計画）」を策定して、子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える環境づくりに取り組んできた。「徳島はぐくみプラン（後期計画）」が終了した後も、平成27年に「第2期徳島はぐくみプラン」を策定し、引き続き同様の取り組みを続けている。

また、徳島県は、平成27年7月に「とくしま人口ビジョン」を策定し、人口減少が避けられない中で、どのように人口減少を克服し、持続可能な地域づくりをするかを示している。そのための施策として、「vs 東京『とくしま回帰』総合戦略」をつくり上げている。

将来の人口減少にどのように対処するかは徳島県の最重要課題であり、それゆえ多額の予算を伴う事業が、それも多数実施されている。徳島県民の関心も非常に高い。

ただ、各事業については、その効果の測定や分析等が必ずしも容易ではなく、厳密な検討がなされないままになりがちな面もあることは否定できない。

そこで、各事業の財務執行が適切に実施されているかを確認するため、外部監査を実施することとした。

7 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 資産・負債の管理は適法適切に行なわれているか。
- (4) 各事業の効果の測定や分析等が適正に行われているか。

8 主な監査の手続

それぞれの担当課から関係する文書、資料を取り寄せ、精査、分析したうえで、担当者に質問するとともにヒアリングを行い、その結果を整理して、報告書を作成した。

第2章 徳島県の人口

1 現状

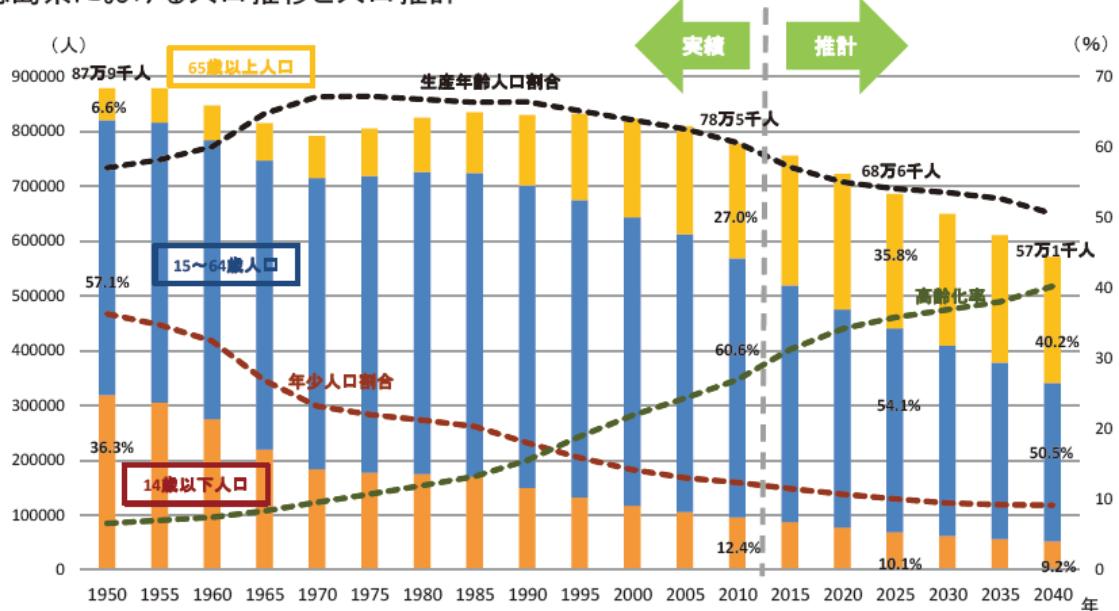
徳島県の人口は、平成29年2月1日現在、74万8,259人になっている。ピーク時の昭和25年の87万8,511人と比べると、約14.8%減少している。

人口の減少は、昭和25年から同45年まで続き、一旦は増加に転じたものの、平成11年からは、毎年減少し、しかも減少の度合いが顕著になっている。

2 将来推計

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も減少傾向は続く見込みであり、平成52年には、徳島県の人口は約57万1,000人になると推計されている。

■徳島県における人口推移と人口推計



出典) 徳島県『とくしま人口ビジョン』平成27年7月

推計の内容を詳しくみると、生産年齢人口（15～64歳）は、平成22年に約47万2,000人だったものが、今後、減少傾向が更に強まり、平成52年には約28万9,000人にまで減少する見込みになっている。年少人口（0～14歳）も、平成22年に約9万7,000人だったものが、平成52年には約5万3,000人まで減少する見込みである。

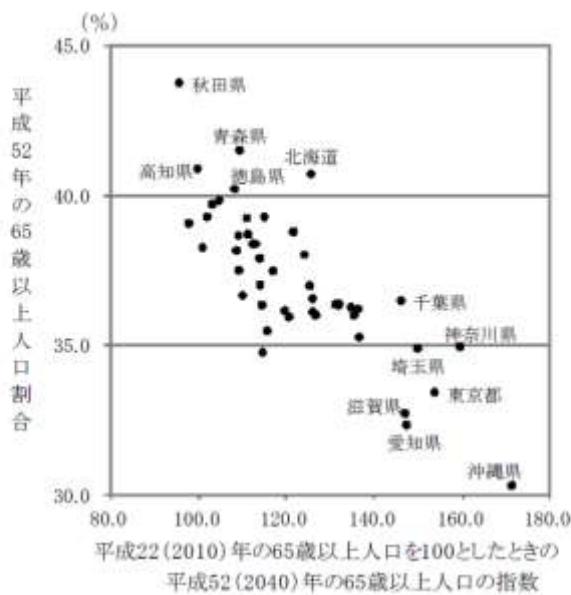
これに対して、老人人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成22年には約21万人にまで増加したものが、今後、平成32年頃までは増加傾向が続き、約24万7,000人にまで達するが、その後、減少に転じて、平成52年には約23万人になる見込みとなっている。

徳島県の老人人口（65歳以上）の割合は、全国的に見ても高い数値になると予想されている。

表7 65歳以上人口の割合

順位	平成22年 (2010)		平成37年 (2025)		平成52年 (2040)		(%))
	全国	23.0	全国	30.3	全国	36.1	
1	秋田県	29.6	秋田県	39.5	秋田県	43.8	
2	島根県	29.1	高知県	36.9	青森県	41.5	
3	高知県	28.8	島根県	36.4	高知県	40.9	
4	山口県	28.0	徳島県	35.8	北海道	40.7	
5	山形県	27.6	青森県	35.8	徳島県	40.2	
:	:	:	:	:	:	:	
43	埼玉県	20.4	滋賀県	27.5	岡山県	34.8	
44	東京都	20.4	神奈川県	27.2	東京都	33.5	
45	愛知県	20.3	愛知県	26.4	滋賀県	32.8	
46	神奈川県	20.2	東京都	25.2	愛知県	32.4	
47	沖縄県	17.4	沖縄県	25.0	沖縄県	30.3	

図2 平成52(2040)年の65歳以上人口の指数(平成22年=100)と65歳以上人口の割合



出典) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)』結果の概要 p.10

3 対策

徳島県は、全国に先駆け、「人口減少・超高齢社会」が到来するという予測がある中、「とくしま人口ビジョン」において、3つの基本方針により、あらゆる施策を動員し、戦略的に対応していくことを表明している。

その3つの基本方針とは次のようなものである。

- ① 「とくしま回帰」の流れを加速する。
- ②若い世代の結婚・子育ての希望を叶える。
- ③ 多様な価値観が息づく活力ある地域を創造する。

また、平成27年に「第2期徳島はぐくみプラン」の中では、3つの柱を掲げ、実行性のある少子化対策を推進するとしている。

その3つ柱と実行性のある少子化対策の内容は、次のようなものである。

I 若者の自立への支援

- ① 若者の経済的自立への支援
- ② 若者の健全育成の推進
- ③ 社会全体で貧困の連鎖の防止

II 結婚、妊娠・出産、子育ての支援

- ① 未婚化・晩婚化への対応策の推進
- ② 家庭における子育て支援の充実
- ③ 子ども・子育て支援新制度の推進
- ④ 要保護児童・障がい児への支援
- ⑤ ひとり親家庭の自立の支援

III 子育て家庭を支える環境づくり

- ① 地域の総合的な子育て力の充実
- ② 仕事と子育てが両立する働き方の実現
- ③ 安全・安心で快適なまちづくりの推進
- ④ 子どもの安全の確保

そして、人口減少のスピードに歯止めをかけ、平成72年に60万人から65万人超の人口の確保を数値目標として掲げている。

第3章 監査の結果及び意見

人口減少対策のための事業は極めて広汎かつ多岐に渡って実施されている。見方を変えれば、徳島県の行う事業は何らかの意味において人口減少対策に寄与しているということさえできる。

そのような中で、徳島県が少子化対策関係事業と位置付けたもの、また、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の中の事業として実施したもの、それに加えて、包括外部監査人において、人口減少対策に寄与する事業と認めたものを取り上げ、個別に検討することとした。

取り上げる個々の事業は、(1)人口増に直接寄与するもの、(2)育児環境の充実に寄与するもの、(3)県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの、(4)UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するものに分類し、検討した。

具体的には、次の事業を対象にした。

(1) 人口増に直接寄与するもの

- ア こうのとり応援事業
- イ おなかの赤ちゃんサポート事業

(2) 育児環境の充実に寄与するもの

- ア 保育人材確保等推進事業
- イ シニア子育てサポーター支援事業
- ウ 放課後子ども総合プラン推進事業
- エ 病院内保育所運営費補助事業
- オ 家庭児童相談室運営費
- カ 児童家庭支援センター運営事業
- キ 結婚・子育てポジティブキャンペーン事業のうち
　　結婚・子育てポジティブキャンペーン

(3) 県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの

- ア とくしまジョブステーション運営費
- イ 男女共同参画交流センター推進事業
- ウ フレアとくしま100講座
- エ 働き輝く！とくしまづくり応援事業

- オ ふるさとクリエイティブ・S O H O事業者誘致事業補助金
カ サテライトオフィス型テレワーク実証事業
キ とくしまL E D・デジタルアート推進事業
ク 新規就農総合支援事業
ケ 農業するなら徳島で！就農研修支援事業
コ 農業ビジネス・エキスパート育成推進事業
サ 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業
（新規就農者経営発展まるごとサポート事業）
シ 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業
（もうかる漁業まるごと支援事業）
ス 青年漁業者就業給付金モデル事業
セ 建設産業魅力発信・担い手育成事業（建設技術者育成支援事業）
ソ 建設産業魅力発信・担い手育成事業（フィールド講座モデル事業）
タ 情報通信関連産業雇用促進支援事業
チ 成長関連産業集積促進事業
ツ 外資系企業対日投資促進事業

(4) UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの

- ア 攻めの「U I Jターン」獲得促進事業
イ 大学連携・地方創生推進事業
ウ 移住・交流情報発信強化事業
エ とくしま林業アカデミー事業
オ サテライトオフィスおもてなし推進事業
カ 外国人にやさしい徳島づくり推進事業

I 人口増に直接寄与するもの

1 こうのとり応援事業（健康増進課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、男性不妊治療や、また出生率の高い「凍結融解胚移植」を促進するため胚を凍結保存する費用の一部を助成する事業である。

事業が開始されたのは平成16年度であり、徳島県が実施主体となっている。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		国補50%	国補50%	国補50% 県単	国補50% 県単・基金	国補50% 少子化対策緊急 強化基金
事業費（予算額計）		82,713	84,202	86,029	99,212	138,569
事業費 (決算額)	08 報償費			15	24	20
	09 旅費				2	
	01 その他旅費				2	
	11 需用費	42	63	151	68	58
	01 その他需用費	42	63	151	68	58
	12 役務費			24		
	14 使用料及び賃借料			103		
	20 扶助費	76,954	81,522	83,419	95,578	121,902
	計	76,996	81,585	83,712	95,672	121,980

(2) 具体的事業内容

具体的な事業内容は次のとおりである。

ア 対象治療法

体外受精および顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）

イ 対象者の要件

以下の要件に全て該当する者が対象となる。

- (ア) 治療開始日現在、法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (イ) 申請日現在、夫または妻のどちらかが徳島県内に在住していること。
- (ウ) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたこと（但し、妻の年齢が43歳未満に限る。）。
- (エ) 夫婦の前年（申請日が1月から5月までの場合は前々年）の合計所得額（控除後）が730万円未満であること。（夫婦それぞれの所得課税証明書を提出してもらい確認している。）

ウ 通算助成回数

6回（初回の治療開始時点で妻の年齢が40歳以上の場合は3回）

なお回数の確認は、県内であれば毎年度作成している台帳（事業開始時の平成16年度からの助成履歴をまとめている台帳）で、県外での助成がある場合には従前の住所地に助成状況の照会をして確認している。

エ 治療総額平均と助成上限額

治療総額平均および助成上限額は次のとおりである。

治療内容（※1）	治療総額平均（※2）	助成上限額（※3）
ステージA（体外受精）	約37万円	15万円
ステージB（顕微授精）	約46万円	初回の場合30万円 【県単】
ステージB（体外受精）	約43万円	胚の凍結保存料に 対し3万円
ステージB（顕微授精）	約50万円	
ステージC	約14万円	7万5千円

（※1）ステージA：新鮮胚移植を実施

ステージB：凍結胚移植を実施

ステージC：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

（※2）治療総額平均は、自由診療のため医療機関によって異なる。

（※3）男性不妊治療を行った場合、15万円+3万円【県単：精子等の凍結保存料分】

オ 医療機関の選定方法

国の指針に基づき、県で指定基準を設けている。指定を受けたい医療機関は県へ申請し審査の上、「徳島県こうのとり応援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定基準」を満たしていれば県が指定する。

平成28年度現在、徳島県下の3つの医療機関が指定医療機関になっている。

カ 申請書類の確認

助成を受ける場合には、以下の書類を提出する必要がある。

- (ア) 徳島県こうのとり応援事業申請書
- (イ) 徳島県こうのとり応援事業受診証明書（指定医療機関の医師が記入）
- (ウ) 特定不妊治療・男性不妊治療を受けた医療機関発行の領収書（自費診療分）
- (エ) 夫および妻の住民票（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (オ) 戸籍謄本または抄本（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (カ) 夫および妻それぞれの所得・課税証明書

キ 助成実績

平成16年度・・・107件（10,700,000円）

平成17年度・・・136件（13,593,110円）

平成18年度・・・161件（15,766,390円）

平成19年度・・・303件（29,843,896円）

平成20年度・・・382件（37,419,710円）

平成21年度・・・428件（59,789,572円）

平成22年度・・・422件（59,813,769円）

平成23年度・・・554件（76,954,779円）

平成24年度・・・584件（81,522,295円）

平成25年度・・・635件（77,089,029円+県単6,330,000円）

平成26年度・・・724件（88,205,990円+県単7,372,560円）

平成27年度・・・849件（うち男性不妊治療に係る助成7件）

（112,415,333円+県単9,487,616円）

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

- (ア) 本事業の遂行手續の適法性・妥当性について特に注意すべき事項は、対象者の要件、通算助成回数および診療内容の確認、そして医療機関の選定にある。
- (イ) それに対し徳島県は、申請書類の確認と「徳島県こうのとり応援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定基準」により対応している。

以上より、本事業が不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

イ 事業評価の有効性

- (ア) 本事業の評価基準について、徳島県ではその数値を設けていない。ここで助成件数等がその評価基準として考えられるが、徳島県は「助成件数は不妊治療を受ける方の数に連動するものであり、助成実績が多いほど県民の利益につながるとは一概に言い難い。」という理由で評価基準を設定していない。
- (イ) 確かに助成件数そのものは不妊治療で悩む夫婦の増加を意味しており、したがって助成件数をその評価基準にすることは適当ではないと思われる。
- (ウ) しかし、何も評価基準がないというのでは本事業の効果が把握困難なものとなってしまう。

(意見)

評価基準として適當なものとして指定医療機関数があげられる。指定医療機関の数が多いほど、治療を受ける人の利便性が向上されるからである。

また、本事業の本来の目的は不妊治療の経済的負担の軽減を図り、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、受診件数を上げ、延いては妊娠件数を増加させることにある。

その意味でも、評価基準としては指定医療機関数の他に、助成件数に対する妊娠件数割合なども入れてはどうだろうか。確かにデリケートな問題では

あるが、本事業の有効性を考えるにあたり大切な数値と思われる。治療を受けた人に対するアンケート等を実施することにより実態数値を把握することが重要である。

ウ 事業内容の有効性・効率性

本事業の有効性は不妊治療に悩むより多くの夫婦に助成金を活用してもらい、より多くの人が受診し妊娠率を上昇させることであり、また効率性は周知活動を徹底させより多くの人に本事業の内容を知ってもらうことである。

これに対し徳島県は現在は、県のホームページおよびリーフレットを指定医療機関、県保健所、市町村に配布するとともに、制度改正の折には、関係医療機関等を対象に説明会を開催している。

(意見)

本事業の有効性を高めるためには指定医療機関を増やすことが必要である。
指定医療機関について治療の質を確保する観点から要件の厳格化は必要だと
は思われるが、治療を受ける方の利便性を考慮すると対象となる医療機関を増やすことも重要である。

また効率性を高めるためには、周知活動を充実させることが重要となってくる。
現在のところ関係医療機関への説明会を実施しているということであるが、今後は治療希望者等に対しての説明会も実施しその周知徹底に努めていただきたい。

平成28年度からの見直し案は、①対象年齢が「制限なし」から「43歳未満」
②通算回数が「10回」から「6回（40歳以降で開始した場合3回）」③年間
回数が「2回（初年度3回）」から「制限なし」、④通算期間が「5年」から「制限
なし」になっている。

この見直し案で言えることは、年間回数、通算期間はともに制限なしとなり拡張されたが、対象年齢が決められ通算回数も縮小されている。特に、40歳を超えると助成回数は減少し、43歳以上になれば対象から外れることになる。高齢出産が増加している現状に鑑みると、当該事業の中身を広く周知させることが急務となる。

また、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産する確

率がより高い年齢、長期間の治療による身体面・精神面への負担等の説明会など
も開催する必要があるのではないだろうか。

2 おなかの赤ちゃんサポート事業（健康増進課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

乳児期の死亡を減少させるため、地域のかかりつけ産科医療機関等における妊婦健診などの一般的な超音波検診では発見しがたい胎児の異常等を早期発見・早期診断し、妊娠中や出産直後の効果的な治療につなげ、予後の改善や救命することを目的とした専門医による「胎児超音波精密スクリーニング」の普及啓発を、かかりつけ医との連携のもとに行う事業である。

そのため、総合周産期母子医療センターである徳島大学病院において専門機器を整備するとともに、妊婦および胎児への高度専門的な超音波検査診断技術を指導専門医から志を持つ若手医師へ伝授するため、研修会の開催、先進地への視察事業を行っている。

また、妊婦およびその家族への喫煙対策として効果的な指導が行えるよう、市町村保健師等を対象に研修会を開催している。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						基金、 県単等
事業費（予算額計）						10,688
事業費 (決算額)	08 報償費					35
	13 委託料					417
	14 使用料及び賃借料					147
	19 負担金、補助及び交付金					9,850
	計	0	0	0	0	10,449

(2) 具体的事業内容

(ア) 高精度超音波診断装置の整備

購入元 総合周産期母子医療センター（徳島大学病院）

購入先 株式会社A
品 名 リアルタイム4D超音波診断装置
代金額 17,874,000円
(消費税および地方消費税額を含む。)
契約日 平成27年10月30日
納入期限 平成28年3月29日
納入先 徳島大学病院

- (イ) 胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成
- a 徳島大学産科婦人科研修セミナー（胎児超音波研修）
 - ・日 時 平成28年3月30日（19時～21時）
 - ・場 所 ホテルクレメント徳島
 - ・参加人数 34名
 - ・開催費用 312,685円
 - b 第34回周産期学シンポジウム
 - ・日 時 平成28年2月5日～6日
 - ・場 所 神戸国際会議場
 - ・参加者 4名
 - ・参加費用 118,360円
 - c 第22回日本胎児心臓病学会学術集会
 - ・日 時 平成28年2月19日～20日
 - ・場 所 北里大学薬学部（東京都港区）
 - ・参加者 2名
 - ・参加費用 131,320円
 - d 施設見学
 - ・日 時 平成28年3月25日
 - ・場 所 札幌東豊病院（北海道札幌市）
 - ・参加者 1名
 - ・参加費用 123,620円
 - e 適切な不妊治療の推進に関する研修会

- ・日 時 平成28年3月17日（19時～21時）
- ・場 所 ホテルクレメント徳島
- ・参加対象者 県内産科医等
- ・参加人数 25名
- ・開催費用 417,000円

(ウ) 妊婦喫煙対策研修会の開催

市町村保健師および産科医療機関が実施している妊婦および家族への禁煙指導を充実強化するため、専門的な禁煙指導研修会を開催している。

- ・日 時 平成28年3月1日（18時～19時）
- ・場 所 徳島グランヴィリオホテル
- ・参加対象者 保健師、助産師、看護師等
- ・参加人数 40名
- ・会場使用料 147,592円
- ・講師謝金 35,400円

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 高精度超音波診断装置の整備

- a 本事業の適法性・妥当性は当該装置の設置について、購入業者の選定方法、契約内容が問題となるが、これらは補助事業者である国立大学法人徳島大学が自身の契約事務取扱規則に基づいて入札（本件は1,300万円以上の物品となるため政府調達による。），契約している。
- b 徳島県は適切に執行されたことを実績報告の書面で確認しており、本事業については、ほぼ適正・妥当と言える。

（意見）

本事業の適法性・妥当性については、補助事業者である国立大学法人徳島大学の実績報告を書面で確認するだけでなく、責任者等に質問し、回答を得ることも必要な手続だと思われる。

(イ) 胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成

本事業は「徳島大学産科婦人科研修セミナー（胎児超音波研修）」をはじめ、平成27年度において5つの研修会、セミナー等を開催している。その適法性・妥当性については、その研修会等の内容、参加対象者、予算等が問題となるが、本事業については、ほぼ適正・妥当と言える。

(ウ) 妊婦喫煙対策研修会の開催

本事業について、不適法または不当なものであるという理由は見当たらぬい。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

妊娠婦、周産期、新生児、乳児死亡率および妊婦喫煙率（妊娠届出時）を採用している。

(イ) 自己評価

妊娠婦、周産期、新生児、乳児死亡率であるが、徳島県の過去6年間および全国平均値は次のとおりである。

平成27年人口動態統計(確定数)について

○母子保健の主な指標の対前年比較

	出生率 人口1000対	合計特殊 出生率 * 出生1000対	乳児 死亡率 * 出生1000対	新生児 死亡率 * 出生1000対	周産期 死亡率 * 出生1000対	妊娠満 22週以後 の死産率 * 出産1000対	早期新生 児死亡率 * 出産1000対	死産率 * 出産1000対	妊産婦 死亡率 出産10万対	
平成22年	全国	8.5	1.39	2.3	1.1	4.2	3.4	0.8	24.2	4.1
	徳島	7.6	1.42	2.7	1.2	4.4	3.7	0.7	25.1	3.3
	順位	41位	33位	9位	18位	18位	12位	33位	20位	
	実数	5,904人		16人	7人	26人	22人	4人	152人	1人
平成23年	全国	8.3	1.39	2.3	1.1	4.1	3.3	0.8	23.9	3.9
	徳島	7.6	1.43	5.1	2.5	4.6	2.5	2.0	21.2	3.3
	順位	35位	25位	1位	1位	9位	42位	1位	43位	
	実数	5,914人		30人	15人	27人	15人	12人	128人	0人
平成24年	全国	8.2	1.41	2.2	1.0	4.0	3.2	0.8	23.4	4.0
	徳島	7.4	1.44	4.4	1.9	4.3	3.1	1.2	24.3	3.3
	順位	39位	26位	1位	2位	13位	25位	5位	22位	
	実数	5,744人		25人	11人	25人	18人	7人	143人	0人
平成25年	全国	8.2	1.43	2.1	1.0	3.7	3.0	0.7	22.9	4.0
	徳島	7.4	1.43	4.2	2.5	4.4	2.6	1.8	21.4	3.3
	順位	38位	32位	1位	1位	8位	39位	1位	32位	
	実数	5,666人		24人	14人	25人	15人	10人	124人	0人
平成26年	全国	8.0	1.42	2.1	0.9	3.7	3.0	0.7	22.9	3.6
	徳島	7.2	1.46	3.5	1.6	4.0	2.7	1.3	22.9	3.3
	順位	38位	24位	3位	2位	16位	35位	2位	21位	
	実数	5,502人		19人	9人	22人	15人	7人	129人	0人
平成27年	全国	8.0	1.45	1.9	0.9	3.7	3.0	0.7	22.0	3.5
	徳島	7.4	1.53	2.5	1.3	3.7	3.0	0.7	21.5	0.0
	順位	34位	25位	5位	7位	22位	27位	16位	24位	
	実数	5,586人		14人	7人	21人	17人	4人	123人	0人

注1) 合計特殊出生率:「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

注2) 妊産婦死亡率:同年を含む過去5年間平均

注3) *印はワースト順位

(ウ) 以上より、徳島県の各死亡率については平成26年より改善傾向にあり、その意味では総合周産期母子医療センターに指定している徳島大学病院を始めとする各関係機関と連携した取り組みの成果が現れてきたものと考えられる。

(意見)

徳島県の各死亡率については改善傾向にあるが、全国平均と比べるとその数値は決して良好とは言えない。特に乳児死亡率は2.5（全国5位）、新生児死亡率は1.3（全国7位）となっており、その原因究明が今後重要なってくるものと思われる。そしてその過程において、本事業が乳児死亡率および新生児死亡率の改善にどれほど貢献しているのかを調査・検討するとともに、適切な評価基準を設定して頂きたい。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 高精度超音波診断装置の整備

契約内容では、契約日は平成27年10月30日となっており、平成27年11月26日に完納されている。つまり平成27年度においては高精度超音波診断装置の使用期間は短く、その有効性、効率性については今後検討すべき課題である。

(イ) 胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成

徳島県は胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成事業として、年4回の研修会・セミナーを実施するとともに、施設見学として札幌東豊病院に1名を派遣し、胎児超音波精密スクリーニングの見学・意見交換を実施している。

(意見)

本事業は、一般的な超音波検診では発見しがたい胎児の異常等を早期発見・早期診断し、妊娠中や出産直後の効果的な治療につなげ、予後の改善や救命することを目的とした事業であり、出生率の向上、延いては少子化対策に直接的に有効な事業であると言える。

そのため研修会・セミナーの回数および参加者を増加させ、胎児超音波精密スクリーニングに係る人材をより多く育成していく必要がある。

また、施設見学もその施設先を探索し、より多くの参加者を募ることにより事業内容を充実していくことが必要ではないだろうか。

(ウ) 妊婦喫煙対策研修会の開催

妊娠の喫煙には、低出生体重児や流産・早産、乳幼児突然死症候群などの危険性が高くなる、ぜんそく・気管支炎、中耳炎にかかりやすくなる、たばこの誤飲事故の原因になる等のリスクがあるため、当該研修会を通じて県内市町村保健師等を対象に、妊婦に対する専門的な禁煙指導を実施してきた。

各市町村では、妊娠届出時に妊婦さん本人に家族を含めた喫煙状況を調査し、その調査の際、妊婦や家族に喫煙している方がいた場合、妊婦さんに対し赤ちゃんにとってのたばこの弊害を伝え、禁煙指導をしている。

平成28年度以降は実施の予定はなく、妊婦本人等に対する普及啓発（ポスターの作成等）に形を変えて、妊婦の喫煙対策を強化していく予定である。

(意見)

本事業の有効性・効率性は、より多くの保健師等の方に本研修会を受講して頂き、より多くの妊婦に対し禁煙指導・喫煙対策の強化を行っていくことにある。

平成27年度はわずか1回しか開催されておらず、その効果は僅少といわざるを得ない。さらに平成28年度以降は実施する予定はなく、普及啓発に形を変えるということである。

予算上の問題もあると思われるが、本事業の有効性を高めるためにも、今後は当該研修会を数多く開催するとともに、保健師等を中心とした普及啓発に努めて頂きたい。

Ⅱ 育児環境の充実に寄与するもの

1 保育人材確保等推進事業（次世代育成・青少年課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

保育ニーズが増加し、地域における子育て支援ニーズが多様化する中、平成27年度から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」の円滑な運用を図り、子どもを生み育てやすい徳島を実現するため、喫緊の課題である保育現場で保育等に従事する保育士等の人材確保や資質向上に向けた取組みを総合的に推進する。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補 1/2 ((才)(か)県単) (9,457)
事業費（予算額計）						29,177
事業費 (決算額)	01 報酬					9
	08 報償費					100
	09 旅費					12
	41 費用弁償					12
	11 需用費					21
	01 その他需用費					20
	51 食糧費					1
	13 委託料					17,743
	14 使用料及び賃借料					35
	19 負担金、補助及び交付金					2,685
計		0	0	0	0	20,605

(2) 具体的事業内容

(ア) 保育人材就職等促進事業

「保育士・保育所支援センター」を設置し、保育士の魅力発信、就職あっせん、就職相談など、人材確保に向けた取組みを社会福祉法人Aに委託して実施した（求人数501人、求職者数213人、紹介件数37件、就職件数33件）。

(イ) 保育士資格等取得支援事業

保育士資格等の取得に要する費用（養成施設受講料等）について37名分の助成を行った（264万9,000円）。

(ウ) 子育て支援員研修事業

国において新たに創設された「子育て支援員」を養成するため、公益財団法人Bへの委託により研修を実施した。

(エ) 現任保育士等研修事業

保育士の資質向上を図るため、C連合会への委託により、専門的な知識及び技術に関する研修会を開催した。10個の研修科目につき延べ1,465人が受講した。

(オ) 認可外保育施設研修事業

事業所内保育施設及び認可外保育施設に勤務する保育士等を対象に研修会を開催した。研修参加者は64人であった。当初2回の開催が予定されていたが、2回目については大雪のため中止となった。

(カ) 保育事業振興費

保育所等からの個別相談が、非常に専門性を要する内容である場合に、外部指導員の指導を仰ぐために必要となる謝金や旅費等を予算措置したものであり、平成27年度には実例はなかった。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 保育人材就職等促進事業

a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性

2号随意契約だが、問題性は見当たらない。

b 契約内容の妥当性

特に問題はない。

c 事業終了後の確認の妥当性

(問題の所在)

委託業務完了報告書において実績として報告された事業内容に、他の事業（潜在保育士職場実践訓練事業、福祉人材採用力アップセミナー、福祉就職ガイダンス、春の福祉フェア）が含まれている。この点については、対象となる施設や参加者の中に保育所や保育士が含まれており、「保育人材就職等促進事業」として実施する事業と連動して相乗効果が期待されるものであることから、全体としての保育人材の確保の状況を知る目的で実績報告等に併せて記載させた、とのことである。これらの取組みに対して「保育人材就職促進事業」の委託費が流用されていないことは、個別事業毎の経費内訳等により確認していることであるから、実質的な問題はない。

ただ、委託業務完了報告書を読むだけでは、他の事業が紛れ込んでいるように見えるため、少なくとも本事業に含まれるものなのかどうかの区別がつくように記載させるべきである。

(意見)

委託業務完了報告書を読むだけでは、他の事業が紛れ込んでいるように見えるため、少なくとも本事業に含まれるもののかどうかの区別がつくように記載させるべきである。

(イ) 保育士資格等取得支援事業

a 助成金交付要件の妥当性

助成金交付要件は、国の補助事業の交付要綱に基づいており、妥当である。

b 要件充足性の確認手段の妥当性

要件充足性の確認は、交付申請の際の添付書類により行っており、妥当である。

(ウ) 子育て支援員研修事業

a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性

2者の参加したプロポーザルによる随意契約だが、問題性は見当たらぬい。

b 契約内容の妥当性

特に問題はない。

(エ) 現任保育士等研修事業

a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性

2号随意契約だが、問題性は見当らない。

b 契約内容の妥当性

特に問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 保育人材就職等促進事業

a 目標を立てることの必要性

この事業については、多岐にわたる個別の事業ごとに、主に参加人数に関する具体的な数値目標が立てられており、妥当である。

(問題の所在)

ただし、設定した目標について事業全体として取りまとめた資料を作成しておらず、個別の事業の中には委託先に資料が存在しているのみで県としては資料を入手していなかったものもあった。今後は、事業を行う前に具体的な数値目標を設定した場合には、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。そうしなければ、人事異動などにより、目標設定したこと事を事後的に確認できなくなって、事業の適切な評価ができなくなるおそれがある。簡単な記載で十分であるから、目標を設定した時点において、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。

(意見)

具体的な達成目標を設定した場合には、簡単な記載で十分であるから、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。

b 効果測定の必要性

多岐にわたる個別の事業ごとに、参加人数等を集計したうえ、評価・分析を加えている。さらに、それを踏まえて次年度の目標が設定されており、問題ない。

(イ) 保育士資格等取得支援事業

a 目標を立てることの必要性

(問題の所在)

この事業については、単年度の具体的な達成目標は立てられていないものの、平成32年度においてすべての幼保連携型認定こども園の職員が保育士資格を取得した状態となることを目指し、資格取得の状況について、実績と見込みの両方の把握に努めながら事業を遂行しているとのことであり、基本的に妥当である。

ただし、事前に単年度ごとの達成目標を設定しておかなければ、資格取得がどの程度進んでいるかという状況を把握したとしても、その状況が最終目標達成に向けて順調であるのかどうかわからないはずである。もっと

も、本事業は平成27年度から開始されたところであり、実際の資格取得等が平成28年度以降となる対象者も多いことから、平成27年度末時点での数値目標を設定することは困難だといえる。そこで、次年度以降においては、年度ごとの達成目標を設定すべきである。

(意見)

最終的な目標を見据えて、年度ごとの達成目標も設定しておくことが必要であり、次年度以降は、そのようにすべきである。

(ウ) 子育て支援員研修事業

a 目標を立てることの必要性

この事業については、子育て支援員の人数に関する達成目標が立てられており、妥当である。

b 効果測定の必要性

修了者数の把握だけでなく、フォローアップ研修と合わせて、その後の状況調査も予定されており、適切に効果測定がなされていく見込みである。

(エ) 現任保育士等研修事業

a 目標を立てることの必要性

この事業については、個別の研修会ごとに、受講者数に関する具体的な数値目標が立てられており、妥当である。

ただし、事業全体として目標を取りまとめた資料がないのは、上記(ア)と同様である。

(意見)

具体的な達成目標を設定した場合には、簡単な記載で十分であるから、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。

b 効果測定の必要性

研修会ごとに、受講者数を集計して目標値との比較をしており、妥当である。

(オ) 認可外保育施設研修事業

a 目標を立てることの必要性

この事業については、研修会の受講者数に関する具体的な数値目標が立てられており、妥当である。

ただし、目標を設定したことを見示す資料がないのは、上記(ア)(イ)と同様である。

(意見)

具体的な達成目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。

b 効果測定

研修会の受講者数を集計して目標値と比較するほか、研修終了時にアンケート調査がなされている。研修の内容等について評価してもらい、次年度以降の研修内容の企画立案の参考としているとのことであり、妥当である。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 保育人材就職等促進事業

a 事業の必要性

本事業は、保育士の人材確保により子どもを生み育てやすい環境を作り、人口減少対策に効果をもたらすものである。事業目的、事業内容に照らして、その必要性が認められ、重要な事業であると考えられる。具体的な個別の事業内容も、相談事業、研修会、職場体験、セミナー、フェアなど多岐にわたり、目的達成のために必要なことを検討・工夫したものと評価できる。適正に推進していくことが望まれる。

b 実績

(問題の所在)

多岐にわたる個別の事業のうち、一部のものについては実績が十分とまでは言えない状況である。

例えば、潜在保育士研修会は各回定員40名で3期実施したものの、実績は1期14名、2期16名、3期24名にとどまっている。また、保育所見学ツアーや保育士雇用支援セミナーも、目標定員に達していない。潜在保育士の保育現場への復職に向けた取組を進めるにあたっては、まず、参加者が少ない事業について、その原因を探ることが重要である。そして、その原因を解消して、参加者を増やすよう努めなければならない。その際、事業内容の更なる工夫や、他の事業との日程調整を図ることも大切である。

(意見)

参加者数が目標定員に達していない事業については、参加者が少ないことの原因を探り、その原因を解消して、参加者を増やすよう努めなければならない。

(イ) 保育士資格等取得支援事業

a 事業の必要性

本事業は、保育士の人材確保により子どもを生み育てやすい環境を作り、人口減少対策に効果をもたらすものである。事業目的、事業内容に照らして、その必要性が認められ、重要な事業であると考えられる。適正に推進していくことが望まれる。

b 実績

予算が873万5,000円であるのに対して、実績は264万9,000円である。この数字からすると、実績として少なく見える。

しかし、その理由の分析・検討はなされている。つまり、保育士資格の試験時期の関係から平成27年度に特例に係る研修受講者も資格取得時期

が平成28年度にずれ込むことになり、実際の補助申請時期が平成28年度になったものがあること、代替保育士の雇用に係る日額補助を一定数見込んでいたにもかかわらずその申請がなかったこと、である。こうした状況を踏まえて、平成28年度においては、補助申請が平成28年度にずれ込んだ者に対する補助に加え、新たな計画申請、補助申請に向け、制度の周知・広報に力を入れることとし、県ホームページによる広報に加え、認定こども園や保育所等の施設の指導監査の機会を捉え、本事業の周知広報に努めているとのことであり、必要な対策がとられているといえる。

(ウ) 子育て支援員研修事業

a 事業の必要性

本事業は、子育て支援員の養成により子どもを生み育てやすい環境を作り、人口減少対策に効果をもたらすものである。事業目的、事業内容に照らして、その必要性が認められ、重要な事業であると考えられる。適正に推進していくことが望まれる。

b 実績

「新未来『創造』とくしま行動計画」における「認定数200人」という目標を上回る「255人」という実績を上げている。

(エ) 現任保育士等研修事業

a 事業の必要性

本事業は、保育士の資質を向上させることにより子どもを生み育てやすい環境を作り、人口減少対策に効果をもたらすものである。事業目的、事業内容に照らして、その必要性が認められ、重要な事業であると考えられる。

b 実績

各研修に100名前後の参加者があり、実績はあるといえる。

(才) 認可外保育施設研修事業

a 事業の必要性

本事業は、認可外施設の従事者に対して研修を行うことにより資質を高め、児童の処遇の向上と健全育成に寄与することを目的としており、保育施設の質を向上させることにより子どもを生み育てやすい環境を作り、人口減少対策に効果をもたらすものである。事業目的、事業内容に照らして、その必要性が認められ、重要な事業であると考えられる。

b 実績

定員 75 名の研修会に 64 名の参加者があり、実績はあるといえる。

2 シニア子育てサポーター支援事業（次世代育成・青少年課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

[目的]

地域の元気な高齢者に次世代育成の支援者として活躍してもらうことにより、世代間交流による相互の理解を深め、地域の子育て力の充実を図る。

[概要]

平成26年度に開発したプログラムを活用した講座などにより、新たに子育て支援に参加するサポーターの育成や既に子育て支援活動を行っている高齢者のスキルアップを図るとともに、高齢者のネットワークを活用し、プログラムの普及や発展を推進する。

また、独自の支援活動を行おうとしている団体や他の団体のモデルとなるような継続した子育て支援活動を行うシニアの団体に対し支援を行うことにより、機運醸成を図る。また、団体同士の報告会や交流会を通し、お互いの士気を高め更なる支援活動に繋げ、若い世代の子育て負担の軽減を図る。

イ 財 源

地域少子化対策強化交付金（国 10/10）

ウ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分					国補 100%	国補 100%
事業費（予算額計）					8,000	5,900
（決算事業費）	01 報酬				13	
	12 役務費					8
	13 委託料				6,622	5,039
	計	0	0	0	6,635	5,047

(2) 具体的事業内容

ア シニア子育てサポーター養成講座

「子育て支援者的心構えから体や心の発達まで実習も含めた養成講座」を開催。

「受講者 23 人」のうち「修了者 20 人」

シニア子育て支援交流会の開催。49 名が参加。

イ シニア子育て支援プログラム研修会

県内 3 圏域で、各 1 回開催。99 名が参加。

ウ シニア子育て支援モデル活動の推進

シニア世代が所属する団体等を対象に、先駆性のあるモデルとなるような子育て支援活動などを実践してもらうことにより、シニアの子育て支援活動を応援する。「特定非営利活動法人 A」ほか 5 団体へ委託。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(2) ア及びイの事業については、前年度のシニア子育てサポーター養成事業の実施団体であり、シニア子育てサポーター支援プログラムを作成した団体であるところ、そのプログラムを活用して今回の事業も実施する予定であり、県内においてシニアで子育て支援を行っている団体等を一番把握していることから、当該団体と随意契約している。

また、(2)ウの事業については、プロポーザル方式により募集し、選定要領に基づく審査を経て 6 者と随意契約をしている。

以上の手続きに問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 「新未来『創造』とくしま行動計画」に掲げた目標数値

1-4 結婚・出産・子育て支援の進化

人生経験の豊富な高齢者が子育て支援に参加することで、子どもやその親と世代間の交流が促進され、地域の子育て力の強化が図られることから、県

内各地で子育て活動を実施しているシニア団体を支援するとともに、高齢者向けの研修会を実施する。

シニア団体が行う子育て支援活動数 ((2)イ及びウについて)

計画（平成27～30年）年間100回→実績（平成27年）114回

(イ) 国の交付金の事業計画に掲げた目標数値（KPI）

シニアの子育て支援活動に参加した子ども・保護者の満足度

計画80%→実績92.3% ((2)イ及びウについて)

(ウ) 自己評価

地域のシニア世代にとっては、自分たちの住む地域の子どもたちとコミュニケーションをとる機会となり、生きがいづくりになった。一方、地域の子育て世代にとっては、地域で子どもたちを見守ってくれるシニア世代の存在を確認でき、気兼ねなく地域住民に頼っていける地域社会をつくっていくためのきっかけづくりとなった。

参加した親子の満足度が高いだけでなく（92.3%），実施したシニア世代の満足度も高く、シニア世代が子育て支援するための機運醸成を図ることができ、一定の成果が得られた。

ウ 事業内容の有効性・効率性

地域の子育て力の充実を図るために、地域の元気な高齢者に次世代育成の支援者となってもらうことは、少子高齢化が避けられない中では現実的な方策である。そして、高齢者に次世代育成の支援者となってもらうために、シニアの団体に支援を行い、団体同士の報告会や交流会をもつことは、有効な手段であると思われる。

シニアの団体への支援が不適切になされたことを確認できる資料は見当たらない一方、シニアの団体への支援が効率的になされたか、団体同士の報告会や交流会が効率的に行われたかなどを判断するのは、本事業が平成26年度に開始された事業であることを考えると、やや時期的に尚早である感拭いきれない。

現時点では、実際に行われている、参加した親子の満足度を調査するなど参加者の意見を聞く方法をもって、事業の有効性・効率性を測っていくしかないのではないかと思われるところ、その結果は ((3)イ(ウ)) のとおりである。

本事業の執行が不適切になされていると認めるべき資料はない。

(問題の所在)

本事業は、平成26年度から開始されたものであり、事業の性質上、目的達成までにはある程度の時間を要するものである。現時点では数値目標を設定するとなると、実際に行われている、活動数やアンケート結果の数値にするほかないようと思われる。現段階では、今後の事業の有効かつ効率的な実施方法は、実際に事業を遂行しながら改善点を見つけていくという方法によるしかない。

ただ、いつまでもそのような状態でよいわけではなく、高齢者に次世代育成の支援者となってもらうことが本事業の目的である以上、長期的には、次世代育成の支援者として実際に活動してくれている高齢者の数やその活動内容を調査するなどして、地域の子育て力がどれほど充実してきているかを把握するべきである。

(意見)

平成27年度は参加者の大多数が女性であったことから、今後、シニアの子育て支援の裾野を広げていくため、シニア男性の子育て支援への参加を増やす必要があるとの判断のもと、平成28年度に団塊世代の男性に子育て支援の協力を求めることを念頭に事業を計画したことは適切な判断だと思われる。今後も、実際に事業に参加した者や事業に関与したシニア団体にアンケートをとり、個々の意見を聞きながら、事業を進めていくうえでの改善点を見つけながら、具体的な事業計画に反映させていくべきである。

また、「シニアボランティアの手引き」など本事業の成果は有用性の高いものと思われるので、シニアの子育てに実際に活用してもらうのが望ましい。「シニアボランティアの手引き」など本事業の成果はインターネットで公開しているのであるから、実際により広く活用されるよう、インターネットで公開しているという情報を積極的に広報するよう努めるべきである。

このほか、今後、個々の事業参加者にアンケートをとって、実際に子育て支援をしたのか、どのような子育て支援をしたのかなどの実態を具体的に把握していくべきである。

3 放課後子ども総合プラン推進事業（次世代育成・青少年課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年7月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子ども総合プラン推進事業」として次の事業を行うことにより、放課後児童支援員等の質の向上や放課後児童クラブの整備を推進した。

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修事業（国・県各1／2）

国が定めた基準により放課後児童クラブに配置することとされた放課後児童支援員として必要な知識・技能の習得等を目的とした研修を、全国一律のカリキュラムに基づいて行い、修了した者を放課後児童支援員として認定する。

(イ) 放課後児童支援員等資質向上研修事業（国・県各1／2）

放課後児童支援員、補助員等の資質の向上を目的とした研修を実施するとともに、放課後子供教室関係者や児童館職員等との合同研修も実施し、連携の強化を図る。

(ウ) 放課後児童クラブ等施設整備補助（国・県・市町村各1／3）

実施主体である市町村が行う放課後児童クラブの新設や拡充、小学校内の実施や放課後子供教室との連携を推進するための施設整備などに対する補助を行い、市町村の計画的な放課後児童クラブの整備に向けた取組みを推進する。

(エ) 放課後児童クラブ運営費補助（県・市町村各1／2）

国庫補助の対象とならない児童の数が10人未満の小規模な放課後児童クラブや障がい児の受け入れの多い放課後児童クラブの運営費の補助を行う。

イ 事業費

(単位：千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分					国補・ 県単
事業費（予算額計）					40,909
事業費（決算額）	01 報酬				18
	08 報償費				94
	09 旅費				6
	41 費用弁償				6
	11 需用費				38
	01 その他需用費				37
	51 食糧費				1
	12 役務費				65
	13 委託料				3,500
	14 使用料及び賃借料				43
	19 負担金、補助及び交付金				10,388
	計	0	0	0	14,152

(2) 具体的事業内容

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修事業

特定非営利活動法人Aに委託して研修を次のとおり実施。

〈徳島会場〉 徳島大学工学部

開催日：平成27年10月25日（日），11月8日（日），11月29日（日），平成28年1月10日（日），1月24日（日），2月7日（日）

〈三好会場〉 三好市井川ふるさと交流センター

開催日：平成27年10月4日（日），11月1日（日），11月15日（日），12月6日（日），平成28年1月17日（日），2月21日（日）

参加資格を有するのは、保育士の資格を有する者、高卒以上であって2年以上児童福祉事業に従事した者、教諭となる資格を有する者等であるところ、214名が受講申込みをし、202名が修了し、認定を受けた。

(イ) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

放課後児童支援員等資質向上研修会、児童厚生員・放課後児童支援員等合同研修などの研修を次のとおり行い、延べ908名が受講。

〈児童厚生員・放課後児童支援員等合同研修〉

平成27年12月11日（金）アスティとくしま 184名参加

〈児童厚生員・放課後児童支援員等フォローアップ研修〉

第1回 平成27年6月18日（木）徳島県教育会館 36名参加

第2回 平成27年10月16日（金）アスティとくしま

延べ226名参加

第3回 平成28年1月22日（金）徳島県教育会館 延べ193名参加

〈「徳島県放課後子ども総合プラン」研修会〉 ※ 県の直営

平成28年3月17日（木）徳島県立二十一世紀館 65名参加

〈放課後児童支援員等資質向上研修会〉 ※ 県の直営

平成28年2月28日（日）ふれあい健康館 204名参加

(ウ) 放課後児童クラブ等施設整備補助

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づく放課後児童クラブの整備に係る事業であって、次のいずれかに該当するものに要する経費を補助するもの。

a 市町村が設置する放課後児童クラブの整備

b 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人等が設置する放課後児童クラブの整備に対して行う補助

5市2町で16件の補助を実施（うち3件は平成28年度に繰り越し）。補助により、平成27年6月と11月に各1クラブが、平成28年4月に5クラブが新規開所した。

南小松島第三学童保育クラブ 定員 24人
5 s t a r 英語学童クラブ 定員 23人
新野東児童クラブ 定員 12人
山瀬学童保育所ほのぼのクラブ 定員 40人
八幡放課後児童クラブ 定員 40人
市場放課後児童クラブ 定員 50人
大俣放課後児童クラブ 定員 40人

(イ) 放課後児童クラブ運営費補助

小規模クラブの補助対象クラブは次のいずれかに該当するものであるが、該当なし。

- a 年間開所日数が 200 日以上で、1 支援の単位を構成する児童の数が 9 人以下の放課後児童健全育成事業所（国庫補助対象となるものは除く。）
- b 年間開所日数が 199 日以下の放課後児童健全育成事業所

障がい児を受け入れているクラブに対し、次の基準で、2 市で 3 件の補助を行った。

- a 国庫補助対象外クラブで障がい児を受入れした場合
- b 国庫補助対象クラブで障がい児の受入延べ児童数が月 4 人以上となり、障がい児 1 人当たり月額 37,070 円で計算した額が障がい児受入推進事業の国庫補助基準額を上回る場合

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修事業

研修委託に係る企画提案の応募者について資格要件を定めたうえで、要件を充たす 2 者から「公募型プロポーザル」により企画提案書等の提出を受け、放課後児童クラブ関係者や学識経験者等により構成した「放課後児童支援員認定資格研修事業選考委員会」において当該企画提案書等の審査を実施し、提案者によるプレゼンテーションと選考委員による質疑を行った後、審査基

準及び採点基準に基づき採点を行って、特定非営利活動法人Aを委託先に選定している。

平成27年度からの新規事業であり、プロポーザル方式により随意契約の委託先を決める手続きをとったことは妥当である。

(イ) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

研修委託先の資格要件は特に定めていない。

複数行っている研修のうち、児童館活動の中心となる児童厚生員と放課後児童クラブの放課後児童支援員等が児童の健全育成における共通課題について共同で行う研修を委託して実施している。当該研修に際しては、県内の児童館に勤務する館長及び児童厚生員等をもって構成される唯一の団体であつて、昭和60年度から児童厚生員に対する研修事業を受託し、研修について実績を有するB協議会を委託先としている。

放課後児童支援員認定資格研修事業について、プロポーザル方式により随意契約の委託先を決める手続きをとったところ、2者から公募があったことからみると、放課後児童支援員等資質向上研修事業の委託先が現に契約をした相手方のほかにないとすること（2号隨契にあたるとすること）には疑問がないわけではないが、事業の契約予定価格が随意契約ガイドラインの要件を充たす少額のものであり、県内の放課後児童クラブについては、研修事業の実施が可能な全県的な団体は組織されていないようであることを考慮すると、現に契約をした相手方と随意契約をしたことを不当であるとはいえない。

(ウ) 放課後児童クラブ等施設整備補助

補助金の交付申請に関する書類の審査を通して確認し、補助しており、手続きに問題はない。

(エ) 放課後児童クラブ運営費補助

補助金の交付申請に関する書類の審査を通して確認し、補助しており、手続きに問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員認定数

H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 7 5 人	3 5 0 人	5 2 5 人	7 0 0 人

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)において、知事が行う研修を修了した放課後児童支援員の放課後児童クラブへの配置が義務づけられているところ、平成32年3月31日までの間は、同日までに研修を修了することを予定している者の配置でも可とする経過措置が設けられているため、平成26年5月1日の時点で県内の放課後児童クラブの事業に従事している約700名の者が当該経過措置期間内に研修を修了できるよう、上記のとおり目標を設定したことである。

現状は維持しなければならないとの観点からみると、上記の目標設定は現実的かつ妥当なものと評価することも不可能ではない。

ただ、放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担うものである。今後ますますその重要性が高まるものと思われる。また、平成27年4月からは、放課後児童クラブの対象児童が従来の「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡大された中、現在は放課後児童クラブの事業に従事していない者が自己負担で研修を受ける例も数は少ないながら出てきているという現状もある。

(意見)

放課後児童クラブは、今後ますますその重要性が高まると思われる所以、放課後児童支援員認定数については、今後、ニーズ量の調査を定期的に行い、状況に応じて適宜、柔軟にかつより積極的な目標を再設定することが必要だと思われる。

(イ) 放課後児童クラブ等施設整備補助

放課後児童クラブ設置数

H 2 7

H 2 8

H 2 9

H 3 0

1 5 4 クラブ 1 6 1 クラブ 1 7 2 クラブ 1 7 6 クラブ

各市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する際に、地域の子育て家庭に対してアンケート調査を行い、ニーズ量を把握しているので、そのニーズ量をふまえて、上記のとおり目標を設定したことである。

(意見)

放課後児童クラブの目標設置数は、現時点では妥当なものと思われるが、放課後児童クラブは、今後ますますその重要性が高まると思われる所以、この事業についても、(ア)の事業と同様、今後、ニーズ量の調査を定期的に行い、状況に応じて適宜、柔軟にかつより積極的な目標を再設定することが必要だと思われる。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修事業

2 0 2 名が修了し、放課後児童支援員としての認定を受け、平成 2 7 年度の目標（1 7 5 人）を達成している。

新規事業であるほか、効果が現れるのは将来のことでもあり、事業の有効性・効率性に疑問をもつ要素は見当たらない。

(イ) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

延べ 9 0 8 名が受講しているが、事業の有効性・効率性に疑問をもつ要素は見当たらない。

(ウ) 放課後児童クラブ等施設整備補助

平成 2 7 年度実績は 1 5 2 クラブ（平成 2 6 年度から 3 クラブ増加）であり、目標の設置数には至らなかったが、平成 2 8 年 4 月現在のクラブ設置数

は158クラブとなり、平成28年度中に更に増設の予定もあることから、
同年度の目標は達成できる見込みであることである。

現時点での事業の有効性・効率性に疑問をもつ要素は見当たらない。

(イ) 放課後児童クラブ運営費補助

事業の有効性・効率性に疑問をもつ要素は見当たらない。

4 病院内保育所運営費補助事業（医療政策課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

医療従事者の児童を保育することを目的として、病院内に保育所を設けている医療法人等に対し、病院内保育所の運営に必要な給与費を補助する。

本事業は昭和49年度より開始した国庫補助事業であり、徳島県においては従来から国庫補助事業の補助要綱に則った対象施設や基準額による補助事業として行ってきた。平成26年度より地域医療介護総合確保基金による国庫補助振替事業として実施されている。平成27年度は徳島県内の12施設に対し、総額3,237万9,000円の補助を行っている。

病院内保育所を設置し、その運営を円滑にすることにより看護職員等の乳幼児の保育を助け、出産・育児・保育による離職の防止と看護職員の再就職の促進を図ることを目的としている。

保育所の運営は、保育士の人事費等多くの経費を要するため、医療機関の負担が大きくなる。当該補助を行うことにより、医療従事者の勤務環境が改善され、医療体制が整えられることを期待している。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		国補 2/3	国補 2/3	国補 2/3	基金 2/3	基金 2/3
事業費（予算額計）		19,405	25,252	30,118	47,558	55,671
事業費 (決算額)	19 負担金、補助 及び交付金	15,561	18,318	19,081	35,809	32,379
	計	15,561	18,318	19,081	35,809	32,379

(2) 具体的事業内容

ア 病院内保育所の設置状況の把握

毎年度8月頃に「病院内保育所設置状況調査」を徳島県内すべての病院を対象に行っている。平成27年度、県内における病院内保育所の設置数は32施設で

あり、そのうち補助を受けた施設は12施設、残り20施設のうち休所は1施設、県以外（内閣府・労働局等）の補助を受けている施設が4施設、補助を受けていない施設が15施設あることを確認している。なお、平成28年度における補助予定施設は11施設であった。

イ 補助金の申請方法

病院内保育所設置状況調査において翌年度の運営費補助の意向を確認し、その後、運営費補助における計画書（当年度における年間の保育乳幼児数（予定）のほか、保育士等数、24時間保育の年間実施数（予定）等をエクセルの様式にまとめたもの）と、2年前の病院の決算書（補助額における補助率の算定において必要）の提出を求め、精査した上で地域医療介護総合確保基金の内示・交付後に申請される。

ウ 補助金交付先の選定

補助対象は、公立病院・公的病院を除く法人等（医療法人、学校法人、社会福祉法人、健康保険組合等）であり、旧国庫補助要綱を適用している。

また補助要件としては、①病院の開設者が運営する病院内保育所であること、②医療従事者の確保を図るために医療従事者の児童を保育することを目的に設置されていること、③常勤の保育士等数が2人以上であること、④保育料（給食費用は含むが、おやつ代は除外）として児童一人当たり平均月額1万円以上を徴収している施設であること、⑤保育時間は1日8時間以上であること、⑥12か月運営していること、⑦労働局による「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等を受けていないことである。

以上を要件として補助金の交付先を選定している。

エ 補助類型

区分	保育児童数	保育時間	保育士等数
A型特例	1以上4人未満	8時間以上	2人以上
A型	4人以上	8時間以上	2人以上

B型	10人以上	10時間以上	4人以上
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上

オ 基準額

(ア) 基本額

= (保育児童数×180,800円×12月(運営月数)－保育料収入相当額(a))

×負担能力指数による調整率(b)×2／3×施設数

(a) 24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額(上限人数あり)

(b) 設置後3年を経過した病院内保育所を対象に、設置者の前々年度の決算における剰余金等により算出(0.6, 0.8, 1.0の3段階)

(イ) 加算額

24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数

病児保育を行っている施設 187,560円×運営月数

緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数

カ 対象経費

病院内保育所の運営に必要な保育士等の職員の人工費

(ア) 給与費(常勤・非常勤職員給与、法定福利費)

保育士およびその他職員で直接保育に従事している者

(イ) 委託料(上記(ア)に該当するもの)

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 病院内保育所の設置状況の把握

毎年度「病院内保育所設置状況調査」を徳島県内すべての病院を対象に行つており、保育所の設置状況の把握に努めている。

(イ) 補助金の申請方法

運営費補助における計画書と2年前の病院の決算書の提出を求め、精査した上で地域医療介護総合確保基金の内示・交付後に申請される。

(ウ) 補助金交付先の選定

公立病院・公的病院を除く法人等（医療法人、学校法人、社会福祉法人、健康保険組合等）が対象となっており、七つの補助要件を満たした法人等を選定している。

(エ) 補助金額の算定

旧国庫補助要綱に従った基準での補助類型・補助率等に従い、基本額および加算額を算定している。なお、対象となる経費は、病院内保育所の運営に必要な保育士等の職員の入件費である。

(オ) 以上の手続を、不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

(意見)

本事業については概ね妥当だといえるが、病院の提出する決算書の精査方法について少し疑問が残る。

徳島県は当該決算書について、決算書にある剰余金の額と、病院内保育所運営補助の計画書の中の剰余金の額を確認しているということであるが、決算書に記載された剰余金の額の妥当性については検討していない。

剰余金は、当該法人の収益、費用の額、および資産の実在性、負債の網羅性によって大きく影響を受けるものであり、また、剰余金は病院内保育所運営補助金の補助率に影響を与える重要な数値でもある。

したがって、その数値の適正性そのものを検討しなければ本来の精査にはならないのではないだろうか。ただ、剰余金の適正性を精査するためには会計的な知識が必要であり容易にできるものではない。

そこで今後は、顧問税理士等の外部の専門家から決算書の適正性についての意見書等入手することにより、決算書の数値、特に剰余金の妥当性については確認しておく必要がある。

イ 事業評価の有効性

(ア) 本事業の評価基準について、徳島県は「新未来『創造』とくしま行動計画」のなかで、基本目標5「みんなが元気・輝きとくしま」の実現として、看護職員従事者数の増加（平成24年度12,592人→平成30年度13,3

12人)を設定しており、目標達成に向けて本事業をはじめとした総合的な看護職員確保対策を推進している。

(意見)

本事業は、看護職員等の乳幼児の保育を助け、出産・育児・保育による離職の防止と看護職員の再就職の促進を図ることを目的としている。

そのため、本事業を遂行することにより、補助対象施設の離職率がどれほど改善されたのか、再就職率がどれほど上がったのかを把握してこそ本事業の有効性が図られると思われる。

今後は、補助対象施設に協力を仰ぎ離職率および再就職率の把握に努めることが必要である。

ウ 事業内容の有効性・効率性

病院内保育所を設置し、看護職員等の仕事と育児の両立を行える勤務環境の整備を行うことは今後の社会情勢を考えると必要不可欠なことだと思われる。これは病院の看護師だけの問題ではない。子育てをしながら社会進出を図り、社会貢献できる人を一人でも多く作るということは、徳島県の少子化対策そして経済力発展のためには最重要課題だと言っても過言ではない。

(意見)

少子化対策・保育所の問題は、国としても重要な課題として位置づけられており、平成28年度より開始された内閣府による補助制度「企業主導型保育事業」等により保育所整備・運営の充実が図られている。

徳島県においても国の制度の周知等、各課が連携するとともに、今後のニーズを踏まえながら県の補助制度の充実等についても検討してみるべきではないだろうか。

5 家庭児童相談室運営費（次世代育成・青少年課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

事業の目的は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、地域児童の家庭支援対策を行うことである。

事業内容は、①福祉事務所の所員に対する家庭児童福祉に関する技術的指導及び専門的技術を必要とする業務、②家庭における子どもの養育の技術に関するここと、子どもに関わる家庭の人間関係に関することなどの相談指導、③管内町村の家庭児童相談業務の実施に關し、必要な援助、④法的措置を必要とする事項については、児童福祉司、市町村長、こども女性相談センターまたは家庭裁判所等の権限を有する関係諸機関と緊密な連絡協力、⑤児童福祉施設入所者負担金の納付指導業務である。

（事業開始 昭和39年度）

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		県単	県単	県単	県単	県単
事業費 （決算額）	事業費（予算額計）	13,897	14,041	13,907	14,018	14,085
	01 報酬	13,523	9,590	9,548	13,042	13,841
	09 旅費	10	10	78	74	51
	41 費用弁償	10	10	78	74	51
	11 需用費	100	108	154	157	81
	01 その他需用費	100	108	154	157	81
	12 役務費	160	160	150	110	110
計		13,793	9,868	9,930	13,383	14,083

(2) 具体的事業内容

相談業務としては、東部保健福祉局・総合県民局に設置された家庭児童相談室（3か所）において、各種の相談に応じた。

平成27年度相談状況（児童）

性格生活習慣相談	26件
知能言語相談	36件
学校生活相談	36件
非行相談	5件
家族関係相談	819件
環境福祉相談	1,657件
心身障害相談	177件
その他相談	249件
合計	3,005件

管内町村の要保護児童対策地域協議会、乳児健診などに参加し、町村に対し児童相談に対する技術的指導など必要な援助、指導を行った。

家庭における子どもの養育の技術に関する研修（B Pプログラム、怒鳴らない子育て練習法講座など）を開催した。

児童福祉施設入所者負担金の納付指導業務の未収金対策会議を開催し、個別に対応を検討するなど、未収金の削減に努めた。（平成27年度負担金徴収業務1,539件）

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

職員の選考及び採用に関しては、徳島県家庭相談員設置要綱に沿って行われている。

また、給与の算出、支払いについては条例施行規則に従って行われている。
その他にも特に問題は見当たらない。

イ 事業評価の有効性

（ア）評価基準

評価基準は定めておらず、数値目標は設定していない。

ただし、相談業務については、個々のケース（相談事例）について、相談援助活動開始時に問題点、処遇方針を検討して方針を立て、それに基づいて援助活動を行っているとのことである。

(イ)　自己評価

こども女性相談センター（児童相談所）等の関係機関との連携や社会福祉主事との相互連絡のもと、相談内容、処理状況においても着実な実績を挙げている。

市福祉事務所家庭相談員と連携し研修会を開催し自己研鑽に努めた。

(ウ)　評価基準は定めておらず、上の（イ）のとおりの自己評価をしている。

また、毎年の実績報告では総相談件数が増加傾向にあり、県民のニーズは高いと考えられるとのことである。

（問題の所在）

何件の相談を受けたかという総相談件数は、県民ニーズを図る指標の一つではあるが、これのみで事業の目的達成を十分に測ることができるものではない。

相談業務における事業目的達成とは、相談事例により異なる問題点を解決し児童の福祉に寄与することのはずであるが、相談事例によっては単年度で解決せず、複数年度に跨った援助活動でようやく効果の現れるものもあるようであるから、達成度を評価するに際して、画一的な数値基準（年間に何件問題解決したなど）を設定することが馴染まないことは理解できる。

思うに、個々の相談事例について検証し、相談開始時に立てた援助方針を適宜変更、修正するなどして、問題の解決につなげることは重要であると考えられる。そこで、相談事例の状況の変化に対応して隨時援助方針を変更することは当然のこととして、状況に大きな変化がない相談事例についても、年に1回程度は相談事例の検証を行い、援助方針を確認することにより、より良い援助につなげていくことがのぞまれる。

(意見)

状況に大きな変化がない相談事例についても、年に1回程度は検証を行い、援助方針を確認して、より良い援助につなげていくことがのぞまれる。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(問題の所在)

事業の目的は妥当であるし重要である。ただし、児童の福祉に関する相談窓口は、本事業を含めて多数存在する。各市町村の担当課、各市が設置する家庭児童相談室、県が設置する家庭児童相談室（本事業）、県が設置する「こども女性相談センター（児童相談所）」等である。

これらを大まかに整理すると、「①各市町村に児童福祉を担当する部署があり、そこは、身近な場所での継続的な支援を行う相談窓口となる。②市の家庭児童相談室は、市の相談窓口と一体で相談を受け、県の家庭児童相談室は、町村の相談窓口の後方支援・指導を行うとともに、町村と連携し相談を受ける。①、②は、比較的軽易な事案を担当する機関として存在し、相談窓口となる。③県が設置する「こども女性相談センター（児童相談所）」は、広域的、専門的な対応（一時保護、施設入所など）の必要な比較的重大な事案を担当する機関として存在し、相談窓口となる。」ということになる。

本来、家庭児童相談室は都道府県及び市の福祉事務所が設置主体となり、行う事業である。しかし、県南部地域及び西部地域においては、各総合県民局に「南部こども女性相談センター」及び「西部こども女性相談センター」を設置し、それぞれに家庭児童相談室の機能も持たせて、運営されている。その結果、県東部（中央部）においてのみ、②家庭児童相談室と③「中央こども女性相談センター（児童相談所）」が別々に設置運営されている状態である。

とすると、南部地域及び西部地域のように両方の機能を一箇所に持たせて運営することも可能と思われ、県東部（中央部）の②家庭児童相談室と③「中央こども女性相談センター（児童相談所）」について、目的や役割の違いが明確でなく、活動内容が似通っているのであれば、敢えて別々に設置・運営することの合理性が問題となり得る。

しかし、県東部（中央部）の家庭児童相談室に所属する家庭相談員が、児童福

祉だけでなく生活保護等の一般的な福祉に関する業務も担っていることから、家庭児童相談室の機能を、児童相談の専門機関である中央こども女性相談センター（児童相談所）に集約することが難しいとの事情がある。加えて、現在のところ、相互連携により円滑に業務が遂行されているとのことであるから、ただちに一か所に集約しようとすることは現実的とは言えない。そこで、別々に設置することにより、事案の軽重に応じた役割分担による効率的運営が可能となるメリットを活かして、今後も連携をより緊密にしていくようにされたい。

（意見）

家庭児童相談室と中央こども女性相談センターを別々に設置することにより、事案の軽重に応じた役割分担による効率的運営が可能となるメリットを活かして、今後も連携をより緊密にしていくようにされたい。

（問題の所在）

ところで、県が設置している家庭児童相談室、中央こども女性相談センター、南部こども女性相談センター、西部こども女性相談センターのうち、時間外や休日に電話での相談対応を受けるのは、中央こども女性相談センターのみである。南部こども女性相談センター及び西部こども女性相談センターにおいて、時間外にかかってきた電話については、自動的に中央こども女性相談センターに転送されており、対応として適切である。しかし、家庭児童相談室については、時間外の電話に対しては呼出音が鳴るだけで、中央こども女性相談センターに転送されることも、中央こども女性相談センターの電話番号を案内することもなされていない。この点、家庭児童相談室の連絡先電話番号は、徳島県東部保健福祉局全体の連絡先電話番号と共通であるため、時間外や休日に対応する必要のある相談や通報以外の連絡が入ることである。とすると、たしかに、すべての電話を選別することなく自動的に中央こども女性相談センターに転送したり、中央こども女性相談センターの電話番号を案内したりすることが妥当とも言い難い。ただし、時間外や休日に対応を要する連絡が、家庭児童相談室あてに入ることも十分考えられるから、そのような場合に、対応可能な窓口である中央こども女性相談センターへ適切に誘導できるような方策をとることが望ましい。

(意見)

時間外や休日に対応を要する連絡が、家庭児童相談室あてに入った場合に、対応可能な窓口である中央こども女性相談センターへ適切に誘導できるような方策を工夫すべきである。

(問題の所在)

また、家庭児童相談室のパンフレットにおいて、「その他の子どもに関する相談機関」として、各町村役場、中央こども女性相談センター等の記載があるものの、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室については記載されていない。これも、利用者にとっての利便性の視点に立てば、管轄にこだわらずに記載すべきである。次回、パンフレットを作成しなおす際には、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室についても記載すべきである。

(意見)

次回、家庭児童相談室のパンフレットを作成しなおす際には、「その他の子どもに関する相談機関」として、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室についても記載すべきである。

なお、当該事業が効率的に行われたか否かということについては、判断することは困難である。

6 児童家庭支援センター運営事業（次世代育成・青少年課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

事業の目的は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、地域児童の家庭支援対策を行うことである。

事業内容は、①地域の児童の福祉に関する問題につき、児童に関する家庭その他のからの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う、②市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う、③こども女性相談センターにおいて、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う、④里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う、⑤児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、関係機関等との連携・連絡調整を行う、⑥「子ども何でもダイヤル」を運営し、専用の電話により、相談援助活動を行うことである。

（事業開始 平成15年度）

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		国補 50%				
事業費（予算額計）		8,839	11,614	11,514	11,842	11,544
事業費 (決算額)	13 委託料	8,839	11,614	11,514	11,544	11,544
	計	8,839	11,614	11,514	11,544	11,544

(2) 具体的事業内容

相談延べ件数 1,113件（うち夜間の対応260件）

こども女性相談センターからの委託による指導 1件

グループワーク・集団指導（里親への支援 里親サロン等開催ほか）15回（延参加者322人）

子育て支援事業 地域の子育てサークル活動への支援・助言等 138回（延参加者1,296人）

他機関との連携 福祉事務所、児童委員、保健所等との諸会合 84回

子ども何でもダイヤル 420件（内対象となる相談 239件）

里親委託推進・支援等事業（里親委託等推進委員会、里親支援専門相談員連絡会議）

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

国の実施要項に基づく事業であり相談室等の設備及び相談・支援担当職員の配置が必要であり、これらの条件を満たしているのが委託先のみであることを理由に2号随意契約。特に問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

相談業務については、評価基準は定めておらず、数値目標は設定していない。ただし、個々のケース（相談事例）について相談援助活動開始時に問題点・援助目標を検討して方針を立て、それに基づいて援助活動を行っているとのことである。

里親委託推進・支援等事業については、「徳島県児童養護施設の小規模化及び家庭的養護推進計画」で「里親委託率を平成41年度までに概ね20%に近づける。」との目標を設定している。

(イ) 自己評価

地域に根付いた専門的支援の展開、地域の子ども家庭の相談ニーズを発掘し、処遇困難事例をこども女性相談センターに確実に繋ぐ役割を果たし、児童虐待などのケースに対して早期発見及び予防的活動として成果があったものと考える。

また、里親委託推進・支援等事業については、「徳島県児童養護施設の小規模化及び家庭的養護推進計画」に基づいた里親委託の推進を図った。

(ウ) 上記(ア)のような評価基準を設定し、上記(イ)のとおりの自己評価をしている。

また、成果として、「相談業務については、地域の児童の福祉に対する各般の問題に対し、夜間も含め、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる事ができ、地域の児童、家庭の福祉の向上に寄与した。要保護性のある児童、家庭に対し、こども女性相談センターから指導措置を受託して指導を行った。個々のケース（相談事例）ごとに異なる問題点を解決することが達成すべき目標であるところ、その達成度について、毎月の相談援助会議において、援助計画に基づく援助内容の検証を行っている。里親委託推進・支援等事業については、相談員の1人を里親委託推進員として、里親などからの相談に応じたり、里親、里子の交流を開催し、里親を支援するとともに、里親委託等推進委員会において、里親委託の目標値を達成するための検証を行った。さらに、児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うために、市町村の要保護児童対策地域協議会、地域子育て支援ネットワークなどへ積極的に参加することで、他機関との連携が図られた。」としている。

(問題の所在)

相談業務については、上記のとおり具体的な評価基準や数値目標は設定されていないが、個々のケース（相談事例）ごとに問題点が異なるものであるから、単純な数値目標による効果測定に馴染まないことは理解できる。しかし、上記「自己評価」のような抽象的な捉え方ではなく、具体的なことを把握することが、当該事業の有効性の有無を判定する尺度になるはずである。当該事業を今後も進化・発展させていくためには、相談に応じたことによってどのように福祉の向上に寄与したのか、どの程度役に立ったのか、他機関との連携を図った結果どのような効果が上がったのか、等の点について、具体的な効果を測定することが必要であると考えられる。あわせて、具体的な評価基準の設定も求める。

里親委託推進・支援等事業については、平成27年3月に定めた「徳島県児童養護施設の小規模化及び家庭的養護推進計画」での里親等委託率に関する

る目標に向けて、達成状況を把握しながら事業を進めていくことが重要である。

(意見)

相談業務については、事業を進化・発展させていくために、具体的な評価基準を設定し、具体的な効果を測定するべきである。

里親委託推進・支援等事業については、里親等委託率に関する設定目標の達成状況を把握しながら事業を進めていくことが重要である。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(問題の所在)

本事業の目的は妥当であるし重要である。ただし、児童の福祉に関する相談窓口はほかにもある。各市町村の担当課、各市が設置する家庭児童相談室、県が設置する家庭児童相談室、県が設置する「こども女性相談センター（児童相談所）」等である。

上記各機関のほかに、敢えて本事業により「こども家庭支援センターひかり」を設置していることについては、目的や役割の違いが明確でなく、活動内容が似通っているのであれば、敢えて別々に設置・運営することの合理性が問題となり得る。

この点、本事業は、上記各機関と連携しながら地域の児童、家庭の福祉向上を図っているほか、里親委託推進・支援等事業を実施したり、児童養護施設に附置されているという特徴を活かして夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行う支援体制を確保したりしているとのことである。

とすると、本事業は独自の目的と役割を持っているものと、一応評価できる。そこで、かかる独自の役割を効果的に果たすためにも、他の機関との連携をより緊密にしていくようにされたい。

(意見)

本事業の役割を効果的に果たすことができるように、他の機関との連携をより緊密にしていくようにされたい。

なお、当該事業が効率的に行われたか否かということについては、判断することは困難である。

7 結婚・子育てポジティブキャンペーン事業のうち

結婚・子育てポジティブキャンペーン（次世代育成・青少年課）

(1) 事業目的・概要

ア 目的

これから結婚・子育てを行う県内外の若い世代や子どものいない若い夫婦に向けて、徳島在住の魅力的な家族の姿（徳島ならではの子育てやライフスタイル）を見せることによって、県内外の若い世代が、徳島の魅力を再発見するとともに、近い将来の結婚・育児観を身近に感じてもらうことにより、結婚・子育てに対する前向きな気運の醸成を図る。

イ 事業メニュー

- (ア) 「家族っていいな」 キャンペーン事業
- (イ) 「家族っていいな」 カタリバ事業
- (ウ) 気運醸成モデルの構築

ウ 財源

地域少子化対策強化交付金（国 10/10）

エ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補 100%
事業費（予算額計）						7,580
事業費（決算額）	08 報償費					14
	12 役務費					5
	13 委託料					7,485
	計	0	0	0	0	7,504

(2) 具体的事業内容

ア 「家族っていいな」 キャンペーン事業

県内各地域で、徳島ならではの魅力的な子育て等をしている家族をインタビューし、その内容を、新聞や県のポータルサイト「とくしまはぐくみネット」などで、徳島の魅力的なライフスタイルとして情報発信した。

【P R 動画制作本数・7本。イベント等での上映に加え、YouTube で配信中。】

イ 「家族っていいな」 カタリバ事業

子育て中のママ達にリフレッシュしてもらうとともに、子育てに関して役立つ知識を学んでもらうために、託児付きのミニ講演会と意見交換会を実施した。

また、その内容をまとめ、新聞や「とくしまはぐくみネット」などで情報発信した。

【カタリバを6回開催】

ウ 気運醸成モデルの構築

新聞や「とくしまはぐくみネット」の読者やカタリバ事業の参加者の情報交換の場として、FacebookなどのSNSを活用し、感想や意見などを中心にした口コミマーケティングによるデータ収集並びに分析することによって、有効な気運醸成を図るためのモデルを構築した。

【アンケートの実施：回答数 349件】

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

平成27年度の新規事業であり、企画やアイデアが重要な要素となるので、プロポーザル方式により随意契約の委託先を決める手続きをとったことは妥当である。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

国の交付金の事業計画に掲げた目標数値（KPI）

口コミマーケティングによるデータの割合で、「家族の良さ」を記載した割合

計画 80% → 実績 独身者 80.0%
既婚者 82.2%

(イ) 自己評価

「結婚・子育てポジティブキャンペーン事業」の記事・動画を閲覧した人の約8割が家族に対してポジティブな印象を受けていること、また閲覧した独身者の7割以上が結婚意欲を増加させていることが明らかになり、同事業の目的である「結婚・子育てに対しての前向きな気運の醸成を図ること」が実現できた。

一方、記事・動画を閲覧した人の「結婚・子育てに対しての前向きな気運の醸成を図ること」については、一定の成果を上げたと言えるが、①閲覧者の量的拡大、②前向きな気運の醸成が行動に結び付くための方策が、今後の課題である。

ウ 事業内容の有効性・効率性

上の自己評価にあるように、本事業の記事・動画を閲覧した人の約8割が家族に対してポジティブな印象を受けており、閲覧した独身者の7割以上が結婚意欲を増加させていることから、本事業の有効性は認められる。

(問題の所在)

本事業のアンケートでは、事業に対して積極的な評価がなされているが、同時に、課題も浮き彫りになっている。すなわち、アンケートでは自由記載で少子化対策についての意見も聞いているところ、最も多かったのが、「経済的な制約により子供を増やせない。」というものであった。そして、「医療費が無料となる年齢の拡大」「保育料の無料化」「不妊治療に対する助成拡大」など幅広い経済的支援・政策が強く求められていると分析されている。「不妊治療に対する助成拡大」など実現しているものもあるが、アンケートに寄せられた生の声は、これから結婚・子育てを考えている人の貴重な意見である。

(意見)

今後も、機会を見つけて、本事業に際してとったのと同様のアンケートをとる
などして、生の意見を聞き、実施する事業の優先順位を考える際の参考資料にす
るべきである。

III 県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの

1 とくしまジョブステーション運営費（労働雇用戦略課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

平成21年4月に徳島駅クレメントプラザ5階に「とくしまジョブステーション」を設置し、雇用の安定を図るため、併設の「駅のハローワーク」や徳島労働局等の関係機関との緊密な連携により、就労支援から職業相談、職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供している。なお、併設の「駅のハローワーク」には、新卒応援ハローワークとマザーズコーナーが設置されている。

「とくしまジョブステーション」には、県と国の一體的実施として、生活就労相談から職業相談までを行う「求職者総合支援センター」、県直営の、県内へのU.I.Jターン就職を考える県外在住者等に対して県内企業の求人情報等の提供を行う「Uターンコーナー」、県が設置し国が委託運営する、若者の就職を支援する「徳島県若年者就職サポートセンター（通称ジョブカフェとくしま）」が設置されており、雇用対策を総合的に推進している。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		国補・県単	県単	県単	県単	県単
事業費（予算額計）		19,182	17,200	17,200	17,121	18,035
事業費（決算額）	01 報酬	8,434	8,106	8,449	8,528	8,818
	11 需用費	263	179	183	213	213
	01 その他需用費	263	179	183	213	213
	12 役務費	591	434	391	493	497
	14 使用料及び賃借料	5,894	4,218	3,700	3,837	4,386
	19 負担金、補助及び交付金	2,829	2,027	2,027	2,085	2,415
	計	18,011	14,964	14,750	15,156	16,329

(2) 具体的事業内容

ア 求職者総合支援センター

中高年齢者等の就職支援のため、職業相談や職業紹介を行うとともに、生活就労相談等において、能力開発を促すための講習や受講のための支援制度等に関する情報提供を行った。（H27実績 職業相談件数2,853件 生活就労相談件数206件）

イ Uターンコーナー

徳島県へのU.I.Jターン就職を希望する県外在住者等に対し、県内企業の求人情報を提供するとともに、即戦力を求める求人企業に対し、U.I.Jターン希望の求職者等の情報を提供し、双方のマッチングの支援を行った。（H27実績 新規登録者数206名、就職者数26名）

ウ 徳島県若年者就職サポートセンター（通称ジョブカフェとくしま）

職業相談や模擬面接の実施など、若年者の就職活動の支援を行うとともに、合同企業面接会や職場定着支援のためのセミナー等を実施した。（H27実績 利用者数7,722名 登録者数913名 就職者数 729名 ※併設ハローワークの実績を含む。）

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

（ア）人件費の支出について

a 職員の勤務時間、報酬、選考・採用方法

勤務時間：月20日以内 週28時間45分以内（1日5時間45分勤務）

原則として月曜日から金曜日（※①②の交替制）

①午前9時30分～午後4時15分（休憩：正午～午後1時）

②午前11時15分～午後6時（休憩：午後1時～午後2時）

報酬：日額8,200円、各種手当なし

選考・採用方法：①管轄ハローワークへ職業相談員の求人票を提出。

- ②各ハローワークから紹介のあった応募者（10名程度）より、履歴書及び作文800字以内「課題：県外からのUターンについて思うこと」の提出を受け、書類審査。
- ③書類審査の後、面接を行い、採用者を決定。

b 勤務時間、報酬は、規則に基づいて上記のとおりとされており、問題ない。

選考・採用方法も、問題ない。

(イ) 賃料・共益費の支出について

a 事務室賃料等430万9,200円（1坪9,720円／月）

事務室共益費241万4,880円（1坪5,616円／月）

賃料額は、入居先の商業ビル全体の収支から算出されているとのことである。毎年値下げ交渉を行っており、平成24年度から平成25年度にかけて約40万円の減額を実現しているとのことである。平成27年度の値下げ交渉の際は、ビル側からは値上げの要望があったところ、折衝の結果、現状維持となったとのことである。

b 賃料額について、近隣の他のビルの賃貸料に関する情報収集はなされていない。

この点、立地条件、階、面積等の条件は賃借物件ごとに一つ一つ異なるから、単純に近隣の他のビル賃貸料と比較できないことはもっともある。

また、入居先の商業ビルが加入している「一般社団法人日本ショッピングセンター協会」発行の「SC白書2016」掲載のデータにより、立地別ビル形態別テナント店舗平均賃料額、平均共益費との比較検討はなされているとのことであり、一応、妥当性が確認されているといえる。

しかし、単純な比較はできないとしても、近隣の他のビルの賃貸料は、適正な賃料額を検討するために大いに参考にはなるものであるし、値下げ交渉の材料にもなるはずである。近隣の他のビルの賃貸料について情報収集することは、賃貸人と交渉して適正な賃料額を定めるために、不可欠だ

と言える。よって、近隣の他のビルの賃貸料について情報収集を行い、本事業の賃料額と比較検討し、今後の値下げ交渉に活かすべきである。

なお、本件監査実施中に近隣ビルの賃料について情報収集し、平成28年末に、次年度の賃料の値下げ交渉に活かしたことである。

(意見)

近隣の他のビルの賃貸料について情報収集を行い、本事業の賃料額と比較検討し、今後の値下げ交渉に活かすべきである。

c 現在、「とくしまジョブステーション」は、JR徳島駅の駅ビル内に立地している。そのような立地としている理由については、「とくしまジョブステーション」の主な利用者が若年者、女性、Uターン予定者であるところ、若年者や女性は自家用車を持っていない確率が高く、Uターン予定者は公共交通機関を利用するはずであり、駅に近い場所が望ましいから、とのことである。また、場所がわかりやすく、買い物のついでに立ち寄ることもできる場所として、商業ビル内が望ましいから、とのことである。これらの点については、たしかにそのとおりかもしれない。

ただし、そうだとしても、駅に直結していることまでは必要ないはずである。また、たしかに、JR徳島駅が徳島県内外各地からのアクセスの良い場所であることは間違いないから、その付近に立地することには合理性があるとは言えるとしても、駅から徒歩圏内でさえあれば、駅に直結までしていなくてもアクセス障害とはならないはずである。さらに、求職者向けの情報を提供するという本事業の性質からすれば、利用者は当該施設を目的地として来るはずであり、買い物のついでに立ち寄るということをことさらに想定する必要もない。

とすると、本事業の立地の候補となるべき物件は、徳島駅近辺に数多く存在するはずである。それらの物件について情報収集すべきである。仮に家賃の大幅な削減が見込め、転居費用を考慮しても採算が合うのであれば、真剣に移転を検討するべきであるし、転居自体は困難であるとしても、前述のように減額交渉の材料として有効なはずである。

なお、本件監査実施中に徳島駅前周辺の物件について調査し、現時点では、原状と同程度の面積を確保できる場所がないことを確認しているとのことである。

(意見)

徳島駅近辺に数多く存在する本事業の立地の候補となるべき物件について情報収集すべきである。仮に家賃の大幅な削減が見込め、転居費用を考慮しても採算が合うのであれば、真剣に移転を検討するべきであるし、転居自体は困難であるとしても、賃料減額交渉の材料として活用すべきである。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

「とくしまジョブステーション」を活用した就職率
若年者企業面接会等の参加者における就職内定率
「Uターンコーナー」及び「徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）」の登録者数の増減（対前年度）

(イ) 自己評価

「とくしまジョブステーション」を活用した就職率については、平成27年度実績は19.6%と数値目標の36.0%を大きく下回った。これは、就活学生数よりも求人人数が多い「売り市場」であったため、従来のように就職支援機関等の支援を受けることなく就職する者が多かったことが原因と考えられる。

若年者企業面接会等の参加者における就職内定率は、数値目標23%に対し、平成27年度実績が17.6%と目標を下回った。これは、企業が学生へ内定を出すタイミングが、例年より早いところが多かったと言われており、面接会の前に既に内定を得ていた学生数が少なくなかったことから、企業面接会への参加者数が減少したことが起因していると考えられる。

「Uターンコーナー」及び「徳島県若年者就職サポートセンター」の登録

者数は、前年度より合計で157名増加しており、登録者数を増やすため、求人情報や企業情報等の情報提供の充実、就職支援セミナー等への参加勧奨などの就労支援サービスの提供を積極的に行った結果であると考えている。

- (ウ) 上記(ア)のような評価基準を設定し、上記(イ)のとおりの自己評価をしている。

「とくしまジョブステーション」を活用した就職率、若年者企業面接会等の参加者における就職内定率の2つの数値目標については、達成することができていないものの、その原因の分析はなされており、分析結果も納得できるものと言える。また、もともとの数値目標も、「とくしまジョブステーション」を活用した就職率については、直近で就職率が高かった平成25年度実績（約35%）を上回る36%に設定し、若年者企業面接会等の参加者における就職内定率については「若年者就職マッチングフェア」及び「若年者等就職マッチングフェア」という徳島労働局・各ハローワーク・徳島県等が開催する2回の就職面接会に関する実績（平成26年度実績約22%）を上回る23%に設定しており、合理性がある。

ウ 事業内容の有効性・効率性

- (ア) 窓口の業務時間は、平日の10時から18時であり、土日は閉められている。この点、国が運営するハローワークと同じスペースを使用していることから、「とくしまジョブステーション」だけ開けることができないとのことである。

しかし、特にUターンコーナーなどは、他地域在住の人の問合せに応じる窓口であるところ、他地域から徳島に来るとすれば土日が多いはずであり利用者の需要は土日にこそあるはずである。現状では、このUターンコーナーに来るのは主に求人企業側であって、求職者側は電話での問い合わせが大半であるとのことだが、もし土日に開けば求職者側の利用者も増えるはずである。通常、転居先の様子を実際に現地を見て確認してから、Uターンするはずであるから、真剣にUターンを検討する人は、必ず徳島に来ているはずである。それにもかかわらず、本事業のUターンコーナーの窓口に来る人が少

ないのは、土日に閉まっているからではないかと考えられる。また、Uターンコーナー以外の窓口についても、主な利用者のうち学生に関しては、平日は授業があるから土日の方が利用しやすいはずである。

よって、平日だけでなく土日にも業務を行うべきである。ハローワークとスペースを共用していることについては、「とくしまジョブステーション」だけ開けることができるよう間取りを工夫したり、ハローワークも一緒に土日に開けるよう働きかけたりするなど、方法を検討すべきである。

(意見)

平日だけでなく土日にも業務を行うことができるよう検討すべきである。

- (イ) 現在、利用者が本事業の窓口を利用するに至った経緯や、利用者にとって利用しにくい点に関して、アンケート調査は行われていない。

しかし、利用者増加に向けた工夫をしたり、利用者の利便性を向上させるための対策を講じたりするためには、改善すべき点を把握することが必要であるから、それらに関するアンケート調査を実施すべきである。

また、本事業の窓口を利用することなくUターン就職が実現した件数や、その事例の把握にも努めるべきである。そのような事例には、本事業を発展させよりよいものにするために参考となる情報が数多く含まれていると考えられる。

(意見)

利用者の利便性に関するアンケート調査を実施すべきである。また、本事業の窓口を利用することなくUターン就職が実現した件数や、その事例の把握にも努めるべきである。

2 男女共同参画交流センター推進事業（男女参画・人権課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

男女共同参画社会の実現のための活動拠点として、ときわプラザ（男女共同参画交流センター）において、相談業務、男女共同参画に関する情報収集と提供、図書資料等の閲覧・貸出等の推進事業を実施し、男性も女性も一人の人間として個性を發揮できる社会の実現および女性の活躍促進を図るとともに、男女共同参画の視点での子育て支援の実施により、人口減少対策に向けた少子化対策を図ることを目的としている。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		県単	県単	県単	県単	県単
事業費（予算額計）		11,025	10,901	11,490	11,331	11,426
事業費（決算額）	01 報酬	9,952	10,001	9,792	10,187	10,410
	08 報償費	540	540	540	540	540
	09 旅費	3	20	50	64	3
	41 費用弁償	3	20	50	64	3
	11 需用費	80	139	103	47	67
	01 その他需用費	80	139	103	47	67
	12 役務費	60	18		51	51
	18 備品購入費	150	100	588	163	175
	計	10,785	10,818	11,073	11,052	11,246

(2) 具体的事業内容

（ア）「フレアとくしま」相談事業

「フレアとくしま相談室」（アスティとくしま内）において、専門員による電話相談・面接相談、弁護士による法律相談を実施している。具体的には①

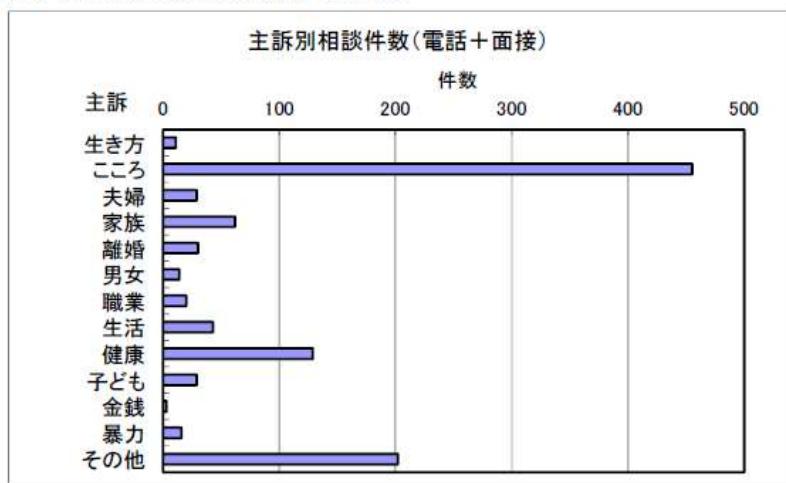
電話相談（週5日、1日5時間）男女とも相談に応じる、②面接相談（毎月第1、3、4木曜日、1日5時間）予約制で女性対象、（毎月第1月曜日、1日2時間）予約制で男性対象、③法律相談（毎月第2木曜日、1日3時間）予約制で女性のみ弁護士が実施している。

相談内容については厚生労働省の項目に基づいて分類しているが、こころの問題や健康の問題に関する相談が多い。電話相談では、多くは精神的に疾患を持ち通院中あるいは通院が途絶えた方が、不安定になったときに相談室に電話をかけてくることが多いが、他に家族関係や自身の過去の心の傷に起因する相談も寄せられている。また、面接相談では離婚問題と相続問題に関する相談が主である。

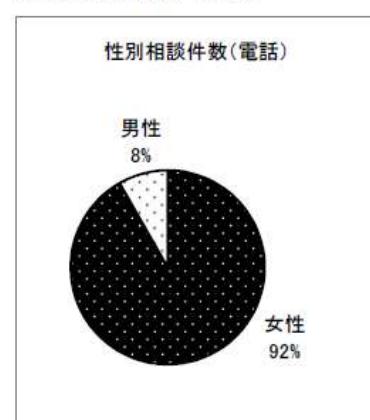
なお、相談室の主訴別、性別の相談件数は次のとおりである。

平成27年度実績等

フレアとくしま相談室の状況 主訴別



相談室の状況 性別



専門員は徳島県の非常勤特別職として公募により面接を行い採用しており、ハローワークや県のホームページによる公募の他、大学の心理学研究室等にも募集を周知している。報酬については日額7,570円×20日、勤務時間は午前10時から午後4時45分までとなっている。

なお、専門員の業務内容、勤務時間および報酬額は次のとおりである。

a 業務内容

(a) 男女共同参画推進業務（3名）

i 男女共同参画の推進のため、フレアとくしま100講座の講座の企画

および講師選定、交渉、広報チラシ作成、当日準備など、講座開催に関する業務。

ii 男女共同参画の推進に関する情報を収集し、県民に提供する。

(b) 相談業務（2名）

県全域の女性および男性の様々な悩み、問題に対して、電話相談及び面接相談を実施し、法律講座およびカウンセリング講座を開催する。

b 勤務時間（5時間45分）

(a) 男女共同参画推進業務（3名）

センターは火曜日のみが定休日であり、午前10時から午後6時まで開館しているため、一週間のうち火曜日を除く6日を3名の専門員が勤務の調整をしながら月20日の勤務で業務を行っている。

(b) 相談業務（2名）

相談業務は月曜日から土曜日まで火曜日を除く毎日（午前10時から午後4時まで）行っており、2名で相談業務および講座準備を行っている。

c 報酬額

報酬単価 7,570円（日額）

勤務日数 80日～240日

報酬合計額 605,600円～1,816,800円（年額）

(イ) 情報収集と提供事業

情報収集事業は、国の白書や資料等、DV防止や男女共同参画に関するビデオ、DVD（356本）、各県からの男女共同参画にかかる広報誌、県内の男女共同参画団体の発行する資料、定期刊行物の購入等を行っている。

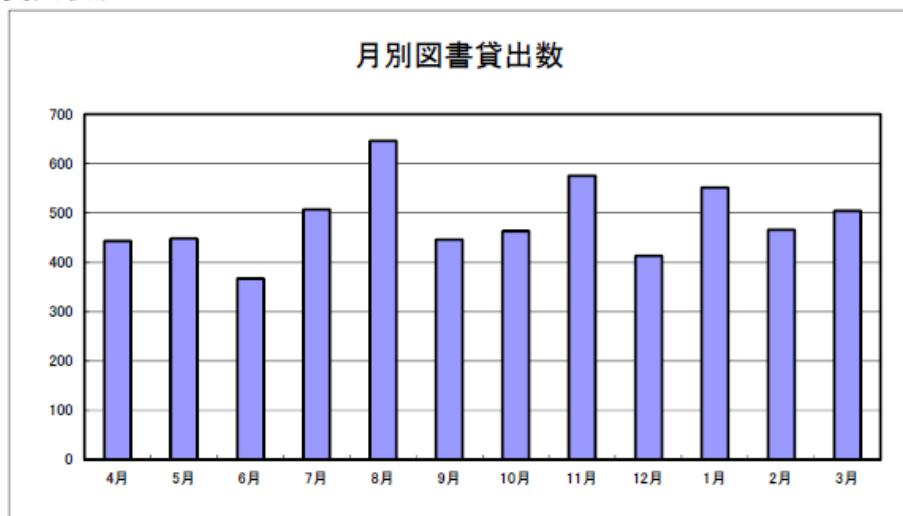
情報提供事業としては、ときわプラザ（男女共同参画交流センターフレアとくしま）のホームページ、徳島新聞への掲載により提供しており、また平成27年7月からはフェイスブックにも公開している。

(ウ) 図書資料等の閲覧・貸出等の推進事業

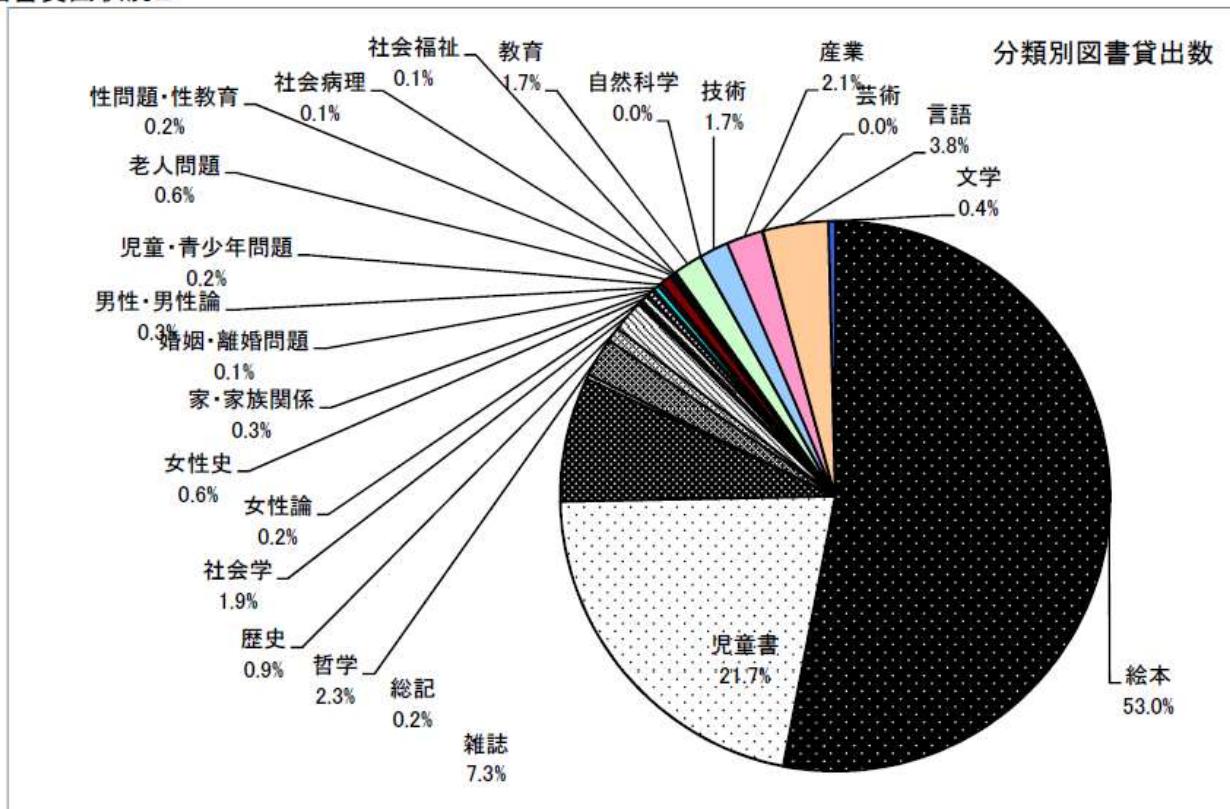
図書の蔵書数は、平成27年度末において6,800冊であり、貸出数は図書では利用者数1,731人、5,800冊、ビデオ・DVDでは利用者数20人、29本となっている。なお、月別図書貸出数および分類別図書貸出数は次のとおりである。

平成27年度実績等

図書貸出状況1



図書貸出状況2



現在、収蔵数が少なく、分野も手薄であるため以下の3点について重点策として図書を購入する予定である。

- 図書利用者は順調に増えているが、特に幼児・育児の利用が多い。今後ますます利用者の増加が見込まれるので、絵本・児童書を購入することにより子育て支援を行う。
- 現在の経済社会情勢などを起因とする家庭（夫婦や親子等）や社会（職場、地域等）でのコミュニケーション力の低下、心の悩みについての相談が増加傾向にあるので、男女共同参画の視点での図書類を購入することにより、これらの対策を行う。
- 子連れで訪れる男性も見られるので、男性向け育児雑誌を購入することにより、男性の育児参加を支援するとともに男性利用者の増加につなげる。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 「フレアとくしま」相談事業

- a 専門員の業務内容、勤務時間および報酬額については適正なものと判断できる。
- b 事業内容についても適正なものと判断できる。
- c 以上の手続を不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

(意見)

本事業においては多数の個人情報が集められ保管されていることと思われることから、その保管場所等のセキュリティ一体勢は万全にする必要がある。

徳島県はこの個人情報の保管に関し、施錠した書庫に保管し、参加者名簿は講座終了時にシュレッダーで処分しているということであり、ある程度は評価できるが、個人情報の漏洩にはなお一層の注意を払う必要があると思われる。

(イ) 情報収集と提供事業

本事業については、不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

(ウ) 図書資料等の閲覧・貸出等の推進事業

本事業については、不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

ときわプラザの利用者数を数値目標として掲げている。具体的には「徳島県男女参画基本計画第3次」において（累計）平成30年度31万1,000人、「新未来『創造』とくしま行動計画」において（年間）平成30年度5万800人という数値目標となっている。

(イ) 自己評価

平成27年度までの利用者数の累計16万1,854人、単年度では5万4,021人となっており目標数値を達成していると思われる。つまり数値目標の上では本事業は有効に行われていることを意味している。

(意見)

本事業の目的は、ときわプラザの利用者数を増加させることではなく、上述したように、男性も女性も一人の人間として個性を發揮できる社会の実現および女性の活躍促進を図るとともに、男女共同参画の視点での子育て支援の実施により、人口減少対策に向けた少子化対策を図ることにある。

確かにときわプラザの利用者数を増加させることも大切ではあるが、そのことだけをもって本事業を評価するのでは不十分といわざるを得ない。

ときわプラザの利用者が、相談することにより、また図書を閲覧・貸出されることにより、自らの社会生活・日常生活にどれほど役に立ち、あるいは変化を与え、住みよい生活環境を手に入れたのかまで調査して具体的に把握することが、本事業の成否を判定する尺度になるのではないだろうか。

もちろん、その調査担当者、調査方法、予算上の問題はあるが、本事業を成功裏に導き、今後も進化・発展させていくためには、どうしても必要なことである。

男女共同参画社会を実現し、子育て支援の実施により人口減少対策に向けた少子化対策を一日でも早く実現できるよう、その評価方法の改善を求めるところである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 「フレアとくしま」相談事業

a 上記(2)(ア)の「平成27年度実績等 相談室の状況 性別」を見れば明らかに圧倒的に女性の相談が多い。これは現在の社会現象を表しているとも思われるが、本事業の窓口が女性に対してかなり広くなっていることもその要因だと思われる。

b ちなみに、②の面接相談は、毎月第1,3,4木曜日、1日5時間の予

約制で女性対象、一方男性は、毎月第1月曜日、1日2時間の予約制、また、③の法律相談では、女性のみが対象となっており、毎月第2木曜日、1日3時間の予約制となっている。

(意見)

男女共同参画社会の実現のためには、県民からの多数の相談に応じ、その解決策を提案することは重要な事業ではあるが、その窓口をもっと男性にも広げるべきではないだろうか。男女とも同じように窓口を広げ、お互いの意見・考え方を把握してこそ、本来の男女共同参画社会が実現できるのではないだろうか。

男性にも仕事上や家庭内あるいは子育て上の悩みは山積されている。今後は、男性にもその相談窓口を広げ、最終的には、男女平等に機会を設けて頂きたい。

(イ) 情報の収集と提供事業

国や各県の広報誌、県内の男女共同参画団体等からの情報を収集し、ホームページや新聞、SNS等での広報を行っており、有効的・効率的に本事業は実施されている。

(ウ) 図書資料等の閲覧・貸出等の推進事業

本事業の図書は、女性の生き方、家族関係、DV、LGBT等男女共同参画社会の実現に資する図書を中心に「図書等購入要項」を踏まえて選書し、運営委員会図書部会に諮って購入を決定しているということであるが、これらの図書のうちには県立図書館でも購入されている図書も含まれているということである。

(意見)

ときわプラザの図書と県立図書館の図書との棲み分けをハッキリすべきではないだろうか。経費削減もそうではあるが、男女共同参画に関する図書はときわプラザに集中的に保管し、県立図書館を訪れた県民がときわプラザに

も足を向けるように、その導線を引くことも今後検討すべき留意事項のよう
に思われる。

3 フレアとくしま100講座（男女参画・人権課）

（1）事業概要

ア 事業の目的・概要

男女共同参画社会づくりに向けた人材育成と普及啓発のため、ときわプラザ（男女共同参画交流センター）において、「男女共同参画」「子育て」「DV」「女性の就職支援」などをテーマとした講座を開設している。

県内の男女共同参画活動団体や関連機関、民間企業等と連携しながら、男女共同参画に関する様々な課題について学び、気づき、考える講座を開催し、男女共同参画社会実現の推進を図ることを目的としている。

男女共同参画社会づくりと女性の活躍推進のためには、男女がともに働きながら子育てしやすい環境づくりが不可欠であることから、男女共同参画の推進と併せて子育て支援にも取り組んでいる。

講座は主催講座、企画委託講座、共催講座、企業等コラボスポンサー講座に分かれており、少子化対策、心の健康、女性の就職および再就職に関する内容となっている。なお、今後は性的マイノリティ、女性の理工系分野への参画推進等の講座を予定している。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		県単	県単	県単	県単	県単
事業費（予算額計）		2,288	2,091	2,296	2,695	2,695
事業費（決算額）	08 報償費	480	404	575	666	658
	09 旅費	70	11	129	9	6
	41 費用弁償	70	11	129	9	6
	11 需用費	576	332	291	492	368
	01 その他需用費	567	332	281	484	359
	51 食糧費	9		10	8	9
	12 役務費	25	11	43	55	55

	13 委託料	900	1, 050	1, 050	1, 085	1, 084
	計	2, 051	1, 808	2, 088	2, 307	2, 171

(2) 具体的事業内容

ア 主催講座

ときわプラザが主体となって、幅広い各層に男女共同参画を推進する講座である。110講座あり、受講者数は1万1, 143人であった。なお、講座名は次のとおりである。(なお、具体的な内容については報償費のある講座のみ記載している。)

(ア) 男女共同参画の視点での少子化対策 28講座

a フレアとくしま親子お楽しみ会

(a) 親子フェスティバル「A人形劇団上演」

平成28年3月13日（日）10：30～11：45

講師：(一財) A人形劇研究所 A人形劇団

報償費：95, 000円

定員：142名 参加者：150名

(b) 育児ワンポイント講座（親子工作）

平成27年8月2日（日）10：30～12：00

講師：B氏

報償費：9, 300円

費用弁償：929円

定員：30名（15組） 参加者：22名

(c) 育児ワンポイント講座（親子でふれあいっこ）

平成28年1月24日（日）10：30～12：00

講師：C氏

報償費：9, 300円

費用弁償：929円

定員：30名（15組） 参加者：24名

b 夏休みおもしろ劇場

c その他

- (a) 講演会「D流 キッチンからはじまる家族の絆」
平成28年3月13日（日）13：30～14：30
講師：D氏
報償費：462, 880円
定員：142名 参加者：104名
- (b) イクメン・イクジイのためのパパとキッズのクッキング
平成27年6月14日（日）10：30～13：30
講師：E氏
報償費：20, 700円
費用弁償：773円
定員：12名 参加者：18名
- (c) メンズクッキング
平成28年2月21日（日）10：30～14：00
講師：食堂 F店主
報償費：20, 700円
費用弁償：300円
定員：8名 参加者：12名
- (イ) 男女共同参画の視点でのこころの健康づくり 4講座
a コミュニケーション講座
(a) カウンセリングから学ぶ対話力講座
平成27年5月9日・23日（土）14：00～16：00
講師：G氏
報償費：30, 400円
費用弁償：2, 040円
定員：25名 参加者：25名
- (b) 心をつなぐコミュニケーション術
- (ウ) 生涯を通じた女性のこころと健康への支援 1講座
a 女性のためのバランスボール
平成28年1月17日（日）10：30～12：00
講師：H氏

報償費：9,300円 費用弁償：1,020円

定員：15名 参加者：15名

(エ) 就職・再就職支援 6講座

- a パソコン講座・履歴書の書き方講座
- 就職・再就職セミナー
- パソコン教室（入門編）

(オ) 女性が輝くための講座 14講座

- a ネットショッピング講座
- b 就職・再就職・就職応援セミナー
- c 住宅ワークセミナー
- d スキルアップ「プレゼンテーション」「クレーム対応」

(カ) 女性の活動支援 4講座

- a 講演「愉しく欲張って生きる」
- b 結果を出して定時で帰るチーム術

(キ) 男女共同参画の視点でのDV防止 31講座

- a 若者のデートDV防止セミナー（出前講座）
- b デートDV防止対策事業
講演 「若者をとりまくネットの危険性」
パネル展

(ク) 啓発週間キャンペーン 11講座

- a 夏のおでかけシネマ劇場
- b 冬のおでかけシネマ劇場
- c 春のおでかけシネマ劇場

(ケ) 男女共同参画 11講座

- a 男女が共に担うまちづくり～地方創生の鍵は男女共同参画にあり～
(出前講座)

イ 企業委託講座

男女共同参画活動団体等から女性のチャレンジ支援、DV防止対策等の男女共同参画推進をテーマに事業提案を受け、団体等に委託して実施する講座である。

企画委託事業の応募資格は任意団体や特定非営利活動法人等であり、プロポーザル方式により決定している。平成27年度においては、11団体から応募があり、うち9団体を選択した。

形式は、講演会、シンポジウム・ピアノ演奏、演劇、映画上映、研修会等、様々であるが内容は男女共同参画にあった内容となっている。

委託料は10万円～13万円となっており、総額で108万5,000円発生している。全部で11講座あり、受講者数は495人であった。

ウ 共催講座

男女共同参画活動団体等と協働し、男女共同参画の推進をテーマにときわプラザを活用して実施する講座である。75講座あり、受講者数は7,607人であった。

エ 企業等コラボスponサー講座

企業や県民がスポンサーとなり、連携しながら女性の自立支援や子育て支援などをテーマとして男女共同参画を推進する講座である。40講座あり、受講者数は2,896人であった。

オ アンケートの実施

講座実施後、以下の7項目について記入してもらうこととしており、講座についての満足度や希望を確認し、また今後の講座周知の参考とするために講座情報の取得方法などを質問している。

「フレアとくしま100講座」アンケート
アンケートにご協力ください

本日は、ご参加いただきありがとうございました。該当する番号に○印、また、()内には具体的にご記入ください。

- 性別 1 女性 2 男性
● 年齢 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳以上

- 本日の講座はいかがでしたか。



- その他、会の運営に関するお気づきの点等がございましたらお書きください。

- 今後、開催希望の講座の内容をお教えください。※複数回答可
1 チャレンジ支援（起業・経済・再就職）
2 スキルアップ（プレゼンテーション・コーチング）
3 健康 4 子育て・親子参加 5 食育・料理 6 介護
7 DV・虐待防止 8 女性の人権・社会参画 9 映画鑑賞
10 趣味の講座（ ） 11 その他（ ）
 - どこで、この講座を知りましたか。
1 チラシ・ポスター 2 フレアのHP 3 新聞・雑誌
4 友人、知人から 5 その他（ ）
 - 「男女共同参画社会」について、知っていますか。

知っている · 知らない

男女共同参画社会とは???

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。
(男女共同参画社会基本法第2条)

ありがとうございました。ご記入後は、アンケート回収箱にお入れください。

(3) 監查結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 当該事業の講座数は、主催事業で110講座、企画委託講座で11講座、共催講座で75講座、企業等コラボスポンサー講座で40講座の合計236講座ある。

- (イ) 予算の主な使途は、主催講座での報償費 65万8,000円と企画委託講座の委託料108万4,000円および講座啓発チラシの作成費35万9,000円となっている。つまり、共催講座と企業等コラボスポンサー講座には予算は計上されていない。
- (ウ) 主催事業について、講師は実施する講座に詳しい者を情報収集し決定し、またその報償費も不相応と思われるものはない。
- (エ) また企画委託講座の委託先もプロポーザル方式により決定し、その委託料も相当と思われる。
- (オ) 以上の手続について、不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

イ 事業評価の有効性

- (ア) 当該事業の評価基準としては、「徳島はぐくみプラン（後期計画）」の目標値を上方修正し、「フレアとくしま100講座」の受講者数を平成30年度で15万1,000人としている。
- (イ) これに対し実績値は、平成27年度末現在で13万9,087人となっており、順調に推移していることが分かる。
- (ウ) また、もう一つの評価基準として、イベント参加者・講座受講者の企画内容満足度（アンケート調査結果）とイベント・講座による実践的活動への参加意欲度（アンケート調査結果）を共に平成30年度でそれぞれ80%，60%としている。
- (エ) これに対し実績値は、イベント参加者・講座受講者の企画内容満足度（アンケート調査結果）で87%となっており、目標数値を獲得しているが、イベント・講座による実践的活動への参加意欲度（アンケート調査結果）についてはその数値を把握していない。

（意見）

本事業の目的は、各講座により多くの県民が参加することにより、男女共同参画社会を実現させ、延いては人口減少対策に向けた少子化対策に貢献することにある。

その意味で、イベント・講座による実践的活動への参加意欲度 60% を目標数値にしたことは大いに評価できるが、その実数値が把握されていないため目標数値の設定が意味のないものとなっている。

アンケート内容は、性別、年齢の他、講座の内容および運営方法、今後の講座内容等となっているが、講座を受講したことによって今後それを実践はどう活用していくのかの質問が欠けているように思われる。

今後は、アンケートに受講した内容の活用方法等を含めるとともに、実践的活動への参加意欲度を測定する必要があるのではないだろうか。

ウ 事業内容の有効性・効率性

- (ア) 当該事業の講座は一年間で合計 236 講座あり、休館日等を考えるとほぼ毎日のように行われている感がある。
- (イ) また、企画委託講座の委託先についてプロポーザル方式による選定を行っているが、委託料の金額から考えても効率の悪い選定方法になっているようと思われる。

(意見)

男女共同参画社会の実現に向けては、様々な観点・視点より問題点を考察する必要があるが、当該事業の場合その視点の整理が行われていないのではないだろうか。年間実施している講座の中には、その内容が重複しているものもあるように思われ、視点の整理ができたならば、年間 236 もの講座を行う必要はないのではないか。確かに予算の上では多額の歳出を生じてはいないが、時間的なロスというものを避ける意味でも今後は講座内容の整理が必要になると思われる。

また、企画委託講座のプロポーザル方式による選定についても、委託料が 10 万円～13 万円という少額であることから、今後は委託講座内容の整理とともに、時間的なロスを避けるためにも随意契約（1 号）により委託先の選定を行うべきではないだろうか。

4 働き輝く！とくしまづくり応援事業（労働雇用戦略課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

働きやすい職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの実現を促進するため、「働く女性応援ネットワーク会議」及び「テレワーク活用ネットワーク会議」を開催し、課題解決に向けた支援を実施する。

ワーク・ライフ・バランスの実現、育児・介護と就職の両立支援及び障がい者の就労支援等のため、本県の整備された光ブロードバンド環境を活用した場所や時間にとらわれない新たな働き方であるテレワークの普及促進、導入企業の増加を図ることを目的とし、普及促進を図るまでの課題等について、「テレワーク活用ネットワーク会議」において、議論・検討を行う。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分				県単	一部国費 100%	県単
事業費 (決算額)	事業費 (予算額計)			1,700	7,183	1,850
	08 報償費			135	319	347
	09 旅費			53	151	71
	41 費用弁償			53	151	71
	11 需用費				16	3
	01 その他需用費				9	
	51 食糧費				7	3
	14 使用料及び賃借料				77	
	計	0	0	188	563	421

(2) 具体的事業内容

ア 働く女性応援ネットワーク会議

「働く女性応援ネットワーク会議」 2回開催（第4回 H27.7.23, 第5回

H28. 3. 3)

女性の活躍推進に関し「ワーク・ライフ・バランスの推進」「女性のキャリアアップ支援」「多様な働き方の拡大」の3本柱の提案がなされ、これに基づく施策を展開した。また、女性活躍推進法における「協議会」として位置づけられたことで、女性活躍推進に係る県の施策推進に大きく関与することとなった。

イ テレワーク活用ネットワーク会議

「テレワーク活用ネットワーク会議」 2回開催（第3回 H27. 7. 27, 第4回 H28. 3. 17）

テレワークの普及促進に関する議論を行い、自営型テレワークでは、企業側は受け手のスキルが不明なため、納品まで責任を持ってくれる体制が必要との提案がなされ、仕事の切り出しから納品まで管理できるテレワークコーディネーターの養成を平成27年度事業で行った。

また、雇用型テレワークでは、勤怠管理等の会社内のルール整備が導入に二の足を踏む原因としてあるので、サポート体制が必要との提案がなされ、企業からの相談に柔軟に対応できる体制整備を行うこととした。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 働く女性応援ネットワーク会議

a 会議メンバーの選考・採用方法について

16名のうち、13名については、「ワーク・ライフ・バランス」「キャリアアップ」「多様な働き方」につき実際に徳島県内で活動を行っている民間の事業者及び団体、専門家の中から個別に依頼した。残る3名については、広く県民の意見を反映するため公募により選考した。特に問題はない。

b 報償費の支出について

規則に基づいて定められた日当及び旅費を支出しており、問題はない。

(イ) テレワーク活用ネットワーク会議

a 会議メンバーの選考・採用方法について

実際にテレワークを実践している民間の事業者及び団体、専門家の中から個別に依頼した。特に問題はない。

b 報償費の支出について

規則に基づいて定められた日当及び旅費を支出しており、問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 働く女性応援ネットワーク会議

a 評価基準

個別の評価基準なし。

b 自己評価

県内の第一線で活躍している方々を委員としており、女性活躍の施策についてトップレベルの提案をいただける貴重な機会であり、出産や子育て、介護等により離職した人が、再就職する際にブランクを埋めるためのリカレント（学び直し）の実施など施策にも反映している。また、委員各人がそれぞれの立場で女性活躍の気運醸成に関与していただいている。

c 評価基準は定めておらず、上記「b」のとおりの自己評価をしている。

しかし、本会議の具体的な活用方法としては、「日常業務の参考とするほか、年度末の会議において事業報告し、会議のメンバーから意見等をもらい、次年度の施策に反映させる。」というものにとどまっている。本会議による効果が具体的に上がったかどうかについて、明確に説明できる状況とは言えない。県民に向けて、本事業の有効性を示すことができるようになるためにも、どのように日常業務の参考にしたのか、どのように次年度以降の施策に反映させたのか、事業の執行後等において、ホームページなどにより説明できるようにすべきである。

(意見)

どのように日常業務の参考にしたのか、どのように次年度以降の施策に反映させたのか、事業の執行後等において、ホームページなどにより説明できるようにすべきである。

(イ) テレワーク活用ネットワーク会議

a 評価基準

個別の評価基準なし。

b 自己評価

出産・子育て等と仕事との両立について、多様な立場にある構成員からなる「テレワーク活用ネットワーク会議」による普及促進策の検討及び提案により、テレワークの普及促進に寄与した。

c 評価基準は定めておらず、上記「b」のとおりの自己評価をしている。

この点、本会議での提案を受けて、テレワークコーディネーターの養成事業を始めたり、企業からの相談に対する体制整備を行ったりしたことであって、一定の効果が上がっているようである。ただし、その効果については、県民に向けて示されていないため、ホームページなどにより、県施策への反映状況など、具体的に説明できるようにすべきである。

(意見)

事業効果については、ホームページなどにより、県施策への反映状況など、具体的に説明できるようにすべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

働く女性応援ネットワーク会議、テレワーク活用ネットワーク会議の両会議につき、共通して次のように評価できる。

実際に現場で活動する立場からの意見を直接聞き取る点、会議のメンバー同士の情報交換の場にもなる点において、一応の意義はあると言える。よって、有効

性がないとは言えない。

また、本事業に要する費用は低額である。よって、効率性に問題があるとまでは言えない。

しかし、一定の結論を出すための会議ではないうえ、上記のとおり会議での発言がどれほど活用されたか明確でないため、本事業自体が有効であるとの積極的な評価をすることはできない。

エ 関連事業の遂行手続の適法性・妥当性

本事業のうち、テレワーク活用ネットワーク会議に関連して、5つの委託事業がある。

(ア) それぞれ、事業費、目的及び内容等は次のとおりである。

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
a テレワーカー利用型テレワークセンター実証事業（国補 100%）						
事業費（予算額計）						20,000
事業費 (決算額)	11 需用費					905
	01 その他需用費					905
	13 委託料					15,740
	計	0	0	0	0	16,645
b テレワークを次世代の就業基盤として確立するための仕組み創出事業（国補 100%）						
事業費（予算額計）					136	5,255
事業費 (決算額)	13 委託料				135	5,254
	計	0	0	0	135	5,254
c 専門性の高いテレワーカー人材育成事業（国補 100%）						
事業費（予算額計）					101	2,004
事業費 (決算額)	13 委託料				100	2,003
	計	0	0	0	100	2,003
d テレワークを活用した子育てをしやすい働き方促進事業（国補 100%）						
事業費（予算額計）						3,000

事業費 (決算額)	13 委託料					3,000
	計	0	0	0	0	3,000
e 「I C Tママ」養成事業（国補100%）						
事業費 (予算額計)						2,500
	13 委託料					2,314
事業費 (決算額)	計	0	0	0	0	2,314

a テレワーカー利用型テレワークセンター実証事業

(a) 契約の内容

テレワークの実証の場として、「テレワークセンター」をモデル的に設置する。また、テレワーカーのスキルアップ等のための研修の開催やテレワークの普及啓発を行う。

(b) 具体的事業内容

徳島市内の旧徳島テクノスクール理美容棟2階において、テレワークの実証の場として、県内企業の従業員や個人などに利用してもらえる「テレワークセンター」をモデル的に運営した。期間は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの6か月間。開所時間は、平日の午前10時から午後5時まで。

テレワークに関する23講座の研修を実施した。

普及啓発のために、サイト作成、eラーニング作成、啓発動画作成、テレワークフェスティバル実施（1日）、徳島空港サテライトオフィス開設（3日）、パンフレット作製・配布を行った。

(c) 委託先

特定非営利活動法人A

(d) 契約金額

15,740,741円

このうち、eラーニング動画・テスト作成業務、eラーニングシステム開発業務に関する5,778,000円分については、再委託されている。

(e) 契約方式

2号随意契約1者

選定理由は、「当団体は、主に子育て中の母親等の職業能力の開発や就労の機会の拡大を目的としてテレワークの推進に取り組んでおり、これまでも、子育て中の母親等に対して、テレワークを実施する際に必要となる技能を習得するための講座等を開催した実績を有するとともに、企業等から、テレワークでできる仕事を母親たちからなる「チーム」で受注し、納品した実績を有している。これまでの経験により、県内外の企業等との幅広いネットワークを有し、企業及びテレワーカーのニーズを把握するとともに、テレワークに関する十分な知識を有しており、事業の実施にかかるノウハウを有する県内唯一の団体であることから、当団体を選定する。」とされている。

b テレワークを次世代の就業基盤として確立するための仕組み創出事業

(a) 契約の内容

「テレワーカーのデータベース」と「テレワークの受注業務データベース」を構築できるプログラミング技術者を養成するとともに、テレワーク業務を創出しコーディネートできる担当者を養成する。

(b) 具体的事業内容

プログラミング技術者を1名雇用して、研修を実施し、模擬プログラミング実習等のOJTやOFF-JTを通じてテレワーク・ウェブコンテンツ制作、プログラミング開発の知識及び技能を習得させて養成した。

テレワークコーディネート担当者を1名雇用して、研修を実施し、OJTやOFF-JTを通じて、テレワーク業務、ICT技術全般の知識及び技能を習得させて養成した。

(c) 委託先

特定非営利活動法人B

(d) 契約金額

5,254,450円

(e) 契約方式

2号随意契約1者

選定理由は、「当団体は、社会参加と就業に対する強い意欲を持ちなが
ら、心身の障がいなどのために、社会生活・職業生活の中で弱者の立場
を強いられている人たちの社会的・経済的自立を支援するため、ＩＣＴ
を活用した、場所や時間にとらわれない働き方であるテレワークを推進
しており、テレワークを実施するにあたって必要となるＩＣＴシステム
等の環境について深い知識や情報を備えているほか、テレワーカーの育
成についても高いノウハウを有しております、当団体に委託することで、事
業の円滑かつ効率的な遂行が可能となる。また、過去においても県から
の委託事業を適正に執行していることから当団体を選定する。」とされて
いる。

c 専門性の高いテレワーカ一人材育成事業

(a) 契約の内容

ＩＣＴ技術者の初心者・中級者を対象に、集合学習とｅラーニングに
による自宅学習を組み合わせた多角的なＩＣＴ研修を実施し、専門性の高
いテレワーカーを育成する。

(b) 具体的事業内容

就労支援のため、ビジネスソフト基本操作（ワード、エクセル、パワ
ーポイント）講習、グラフィックデザイン基礎・ウェブコンテンツ制作
講習及びグラフィックデザイン応用・ウェブコンテンツ制作応用・プロ
グラミング基礎講習を実施した。

(c) 委託先

特定非営利活動法人B

(d) 契約金額

2, 003, 832円

(e) 契約方式

2号随意契約1者

選定理由は、上記「b」と同内容であり、「当団体は、社会参加と就業

に対する強い意欲を持ちながら、心身の障がいなどのために、社会生活・職業生活の中で弱者の立場を強いられている人たちの社会的・経済的自立を支援するため、ＩＣＴを活用した、場所や時間にとらわれない働き方であるテレワークを推進しており、テレワークを実施するにあたって必要となるＩＣＴシステム等の環境について深い知識や情報を備えているほか、テレワーカーの育成についても高いノウハウを有しております、当団体に委託することで、事業の円滑かつ効率的な遂行が可能となる。また、過去においても県からの委託事業を適正に執行していることから当団体を選定する。」とされている。

d テレワークを活用した子育てをしやすい働き方促進事業

(a) 契約の内容

徳島県の実情に即したテレワークの普及促進のため、雇用型テレワーク及び自営型テレワークの実証実験を行う。

(b) 具体的事業内容

テレワークに必要となるＩＣＴ環境を有する委託先から提供されるクラウドシステムを活用し、雇用型、自営型それぞれについて実証実験（お試し実施）を行った。

雇用型テレワークに関しては、テレワークを導入しておらず、テレワークに関心がある県内企業のうち、参加表明のあった8社を対象にお試しテレワークを実施しようとしたが、最終的に実施に至ったのは2社であった。自営型テレワークに関しては、企業等に雇用されておらず、自宅等でのテレワーク実施を希望する県内在住の人を対象に、講習会を合計20日実施し、テレワーカー24名を育成した。

(c) 委託先

特定非営利活動法人B

(d) 契約金額

3,000,000円

(e) 契約方式

2号随意契約1者

選定理由は、「当団体は、社会参加と就業に対する強い意欲を持ちながら、心身の障がいなどのために、社会生活・職業生活の中で弱者の立場を強いられている人たちの社会的・経済的自立を支援するため、ＩＣＴを活用した、場所や時間にとらわれない働き方であるテレワークを推進しており、テレワークを実施するにあたって必要となるクラウドシステム等を有し、ＩＣＴ環境について深い知識や情報を備えているほか、テレワーカーの育成についても高いノウハウを有しております、事業の実施にかかるノウハウを有する県内唯一の団体である。また、過去においても県からの委託事業を適正に執行していることから当団体を選定する。」とされている。

e 「ＩＣＴママ」養成事業

(a) 契約の内容

「ＩＣＴママ」であるママテレワーカーを養成するとともに、仕事を企業に提案し、コーディネートすることのできるテレワークコーディネーターを養成する。

(b) 具体的事業内容

自営型をベースとした「母親が仕事をチームでシェアする新しい働き方」の実現を目指して、ロールモデルとしてのテレワーカー「ＩＣＴママ」の養成を行った。具体的には、平成28年1月及び2月に、9名の受講者に対して32時間の講座を実施した。

ママテレワーカーが活躍できる仕事の創出を目指し、企業や行政機関に対し、女性・母親としての感性や経験を持つママテレワーカーを活用できる仕事を提案、コーディネートできる人材を育成した。具体的には、平成27年10月1日から15日までの間の平日10日間、6名の受講者に対して45.5時間の講座を実施した。

テレワークの普及啓発のためにリーフレットを作成して配布した。

(c) 委託先

特定非営利活動法人A

(d) 契約金額

2, 314, 815円

(e) 契約方式

2号随意契約1者

選定理由は、「当団体は、子育て世代の母親等に対して、自発的なコミュニケーション活動のサポート全般に関する事業を行い、母親が子育てをしながら自己実現を図ることができる社会の構築に寄与することを目的としており、中でも、子育て中の母親の職業能力の開発や就労の機会の拡大に向け、子育て中の母親に適した働き方であるテレワークの推進に取り組んでいる。これまでも、子育て中の母親に対して、テレワークを実施する際に必要となる技能を習得するための講座等を開催した実績を有するとともに、企業等から、テレワークでできる仕事を母親たちからなる「チーム」で受注、納品した実績を有しており、事業の実施にかかるノウハウを有する県内唯一の団体であることから、当団体を選定する。」とされている。

(イ) 上記5事業に関する事業遂行手続の適法性・妥当性

以上のとおり、5つの事業はいずれも「事業の実施にかかるノウハウを有する県内唯一の団体」等の理由で2号随意契約が締結されている。この点、徳島県の委託事業である以上、できる限り県内の企業・団体に委託することは非常に望ましいことである。

しかし、上記5事業においては、初めから県内の団体に限定した結果、委託先候補が1団体のみとなり、委託金額の妥当性がまったく担保されない状態となっている。つまり、「事業の実施にかかるノウハウを有する県内唯一の団体」として2号随意契約とすることで、委託先団体の提示した金額どおりでの委託となっている。これでは、委託金額が妥当であるかどうかの確認ができているとは到底言えない。県内に1団体しか委託先候補がないのであれば、少なくとも、県外の他の団体から見積もりを徴収したり、見積書の積算内容について近隣他県等との比較を行ったりするなどして、県内唯一の団体の提示金額の妥当性を確認すべきである。

(指摘)

県内に1団体しか委託先候補がないのであれば、少なくとも、県外の他の団体から見積もりを徴収したり、見積書の積算内容について近隣他県等との比較を行ったりするなどして、県内唯一の団体の提示金額の妥当性を確認すべきである。

また、特定非営利活動法人Aと特定非営利活動法人Bは、いずれも、代表者がテレワーク活用ネットワーク会議のメンバーになっている。そのような状況のもとで、2つの団体が、本事業による会議などをきっかけに生み出されたテレワークに関する5つの委託事業のすべてを、2号随意契約で受託している。そのような結果では、事業委託の公平性を疑われることは避けられない。

そもそも、現状では徳島県内でテレワークに関する事業の委託先候補となる団体は非常に限られているとのことであり、それらの団体が事業委託先の候補となることは十分想定される。それにもかかわらず、個々の事業の検討・検証をするのではなく、本県テレワーク推進の方向性を検討する会議のメンバーに、限定された委託先団体を選定することは、客観的に見れば誤解を招く恐れがあるので、すべきではない。会議において、委託先団体については、会議を構成するメンバーとしてではなく、事業の進捗状況や課題等を報告する立場として、会議に招くべきである。

(指摘)

県が会議のメンバーとして個別に依頼した人物が代表を務める団体が、テレワークに関する5つの委託事業のすべてを、2号随意契約で受託している状況であり、公平性を疑われることは避けられない。

個々の事業の検討・検証をするのではなく、本県テレワーク推進の方向性を検討する会議のメンバーに、限定された委託先団体を選定することは、客観的に見れば誤解を招く恐れがあるので、すべきではない。会議において、委託先団体については、会議を構成するメンバーとしてではなく、事業の進捗状況や課題等を報告する立場として、会議に招くべきである。

5 ふるさとクリエイティブ・S O H O事業者誘致事業補助金（企業支援課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

〔目的〕

県内過疎市町村等の産業振興と活性化を図るため、県外に在住又は所在しているクリエイティブ事業及びS O H O事業を営んでいる個人事業者又は法人事業者を対象に、本県過疎地域等での事業所の開設等に要する経費に対して補助金を交付する。

〔概要〕

従前の事業活動を継続して5年以上行うこと等を要件として、開設から3年間、事務機器及び通信回線使用料、事業所等不動産資産の賃借料の一部を補助する。

（事業開始年度：平成14年度）

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		県単	県単	県単	県単	県単
事業費（予算額計）		601,000	601,000	601,000	801,000	1,151,000
事業費 (決算額)	19 負担金、補助 及び交付金	201	1,890	4,922	6,095	2,683
	計	201	1,890	4,922	6,095	2,683

(2) 具体的事業内容

ア 負担金、補助及び交付金

補助金は、操業開始後5年間を補助対象期間として年度毎に支払われる。

平成23年度 1件

平成24年度 5件

平成25年度 8件

平成26年度 10件

平成27年度 10件

イ 企業ニーズに応じた補助制度の効果的運用により、県内過疎地域における経済活性化や雇用の創出につながっている。

〔雇用創出の効果（操業ベース）〕

平成23年度 0名

平成24年度 10名

平成25年度 3名

平成26年度 21名

平成27年度 1名

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

特に問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

a 「新未来『創造』とくしま行動計画」における数値目標

サテライトオフィスの「本社機能移転」に関する補助制度の創設（⑦創設）

b 本社機能を有するサテライトオフィスの「体制強化」に関する補助制度の創設（⑧創設）

県外企業が県内に本社機能を移転又は拡充しようとする事業所の運営等に要する経費を補助する。

補助対象経費：事務機器及び通信回線使用料、事業所等不動産

資産の賃借料の一部、新規地元雇用奨励

適用期間：移転又は拡充から3年以内

(イ) 自己評価

首都圏のICT企業等のサテライトオフィスの開設は、地元雇用やインバウンド者の拡大など地域経済の活性化に寄与することから、積極的に誘致に取り

組んでいる。

また、現在の地方創生の動きはこれまでの取組みを後押しするものであり、この動きを更に加速させるため、サテライトオフィスの本社機能移転及び体制強化に関する補助メニューを設けた。

本社機能に係る適用事例はまだないが、県内過疎地域におけるサテライトオフィスの集積は着実に進んでおり、雇用の場の確保と地域経済の活性化が図られている。

今後とも、企業ニーズに応じた補助制度となるよう見直しを図りながら、運用していく。

(問題の所在)

本事業は、平成14年度に開始された息の長い事業になっている。(2)にあるように、一定の成果も出ている。

「平成28年度に入ってからは、立地件数が顕著に増加しており、本県の強みである光ブロードバンド環境や全国屈指の補助制度のPRなど、これまでの誘致活動が活かされているものと理解している。」という自己評価もある。

(意見)

本事業は、制度の創設や改良というソフトの充実の段階から、そのソフトを利用・改良しながら得られる実績をもって評価できる段階にきていくと思われる。

評価基準として誘致事業者数など何らかの数値目標を立てることを検討するべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

平成28年9月8日時点のサテライトオフィス進出企業数は40社であり(なお、サテライトオフィスプロジェクト所管課は地方創生推進課)，このうち、ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金の適用は13件、情報通信関連事業補助金の適用は1件である。

この数値に(2)の実績を考えると、本事業の有効性は認められる。

また、事業費の数字との対比で、(2) の実績をみる限り、本事業が非効率的であるということはない。

6 サテライトオフィス型テレワーク実証事業（企業支援課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

〔目的〕

地方創生の実現を図るため、徳島県の全国屈指の光ブロードバンド環境を活かしたテレワークの推進により、都市部の仕事を地方で行える環境を整備する。

〔概要〕

県内外企業、自治体、関係団体等が連携し、サテライトオフィス型テレワークを行う拠点を整備するとともに、都市部での仕事を実証的に実施する。実施方法は、企画提案を公募、選考した上で、事業委託する。

（事業実施年度：平成27年度）

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補 100%
事業費（予算額計）						30,000
事業費 (決算額)	13 委託料					29,958
	計	0	0	0	0	29,958

(2) 具体的事業内容

3つの実証事業を実施

ア 「海陽町サテライトオフィス型テレワーク実証事業」

（ア）代 表：海陽町

（イ）共 同 者：株式会社A、株式会社B

（ウ）場 所：海陽町（旧城山荘）

（エ）事業内容：行政と民間企業が共同で、サテライトオフィス誘致を進める。

海陽町が旧デイサービスセンター（城山荘）をリノベーションし、企業のテレワーク拠点を整備・管理し、受入体制を整える。

株式会社Aのネットワークを活かし、都市部から実証事業者を呼び込むとともに、株式会社Bがサテライトオフィス誘致のノウハウを活かし、円滑に業務が行えるようアテンドする。

イ 「とくしまテレワークセンター Salesforce Valley」

(ア) 代 表：C 株式会社

(イ) 共 同 者：D 株式会社

株式会社E

(ウ) 場 所：徳島市（民間オフィス）

(エ) 事業内容：C 株式会社がテレワークセンターを整備・管理し、都市部の企業を呼び込む。センターでは、テレワーカー育成のための専門技術研修を実施。特に都市部で人材不足となっているセールスマネージャーの開発技術者を育成し、人材確保を図ることで、都市部からの仕事の確保、企業の立地に繋げる。さらに、人材データベースを構築し、IT関連の求職者と求人企業との効果的なマッチングを行う。

ウ 「自然豊かな地域で暮らしながら大都市及び海外の市場を開拓するテレワーク実証事業」

(ア) 代 表：株式会社F

(イ) 共 同 者：特定非営利活動法人G

株式会社H

特定非営利活動法人I

(ウ) 事業内容：株式会社Fが吉野川市及び那賀町において、地元企業や団体と連携し、サテライトオフィス型の拠点を確保し、都市部の仕事を実証的に行う。当社が雇用する地元スタッフが中心となり、会社のノウハウとICTネットワークを活用して、両地域の魅力ある自然や特産物を都市圏や海外に情報発信し、販路開拓や観光客誘致に繋げ、地元企業等の事業拡大及び雇用創出を図る。

(エ) 場 所：吉野川市、那賀町

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

平成27年度からの新規事業であり、プロポーザル方式により公募を行い、選考委員会によって選考した結果、応募した3者とも合格基準（総合点の60%以上）を越えていたこと、及び地域性も考慮して、3者とも候補者に選定された。その3者を委託先とする随意契約を締結した手続きに問題はない。

補助金の交付申請に関する書類の審査を通して確認し、補助しており、その手続きにも問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 「新未来『創造』とくしま行動計画」における数値目標

企業向け「テレワーク実証実験」の実施（⑦実施）

(イ) 自己評価

県内3地域において実証事業を実施し、企業向けテレワークの環境整備を行った結果、参加した情報通信関連企業の立地につながるなど、早期に成果の発現が見られた。

各実証において協力民間企業や自治体等が、事業の効果、課題等を検証した結果が、企業向けテレワークの定着に向けた平成28年度の取組みにつながっている。

ウ 事業内容の有効性・効率性

「海陽町サテライトオフィス型テレワーク実証事業」を実施した結果、平成27年度中に11社のサテライトオフィスの利用契約がなされ、その後、1件の事業所立地につながっている。

また、「とくしまテレワークセンター Salesforce Valley」事業の結果、1件の事業所立地につながっている。

しかし、「自然豊かな地域で暮らしながら大都市及び海外の市場を開拓するテレワーク実証事業」については、4月以降、サテライトオフィス型の拠点が、F社の社員が現地に赴いたときの拠点として利用されているとのことであるが、少

なくともある程度の期間F社の社員がその拠点に滞在して仕事をする、本来の意味でのサテライトオフィスの設置にはつながっていない。

(問題の所在)

「自然豊かな地域で暮らしながら大都市及び海外の市場を開拓するテレワーク実証事業」は、ネットを通じて県産品を国内外で販売するため、県産品などの情報を地方から国内外に発信することを目的としたものである。そのような事業を推進すべきことは、異論のないところだと思われる。

そして、確かに、当該事業で雇用された地元住民が行っていたのは、県産品などの情報を地方から国内外に発信するものであり、従来都市部で行われていた作業をする側面もあるようであるから、「テレワーク」を行っていたといえるのかもしぬれない。

しかしながら、サテライトオフィス事業の目的は、「地方創生の実現を図る」ため、「都市部の仕事を地方で行える環境を整備する」ことにあり、従来「都市部」で行われていた仕事を「地方」で行える環境を整えることにある。設置されるサテライトオフィスで行われる仕事は、従来、「都市部」で仕事として成り立っていたものでなければならないはずである。ところが、「自然豊かな地域で暮らしながら大都市及び海外の市場を開拓するテレワーク実証事業」で設置された2つのサテライトオフィスで行われていた仕事は、それぞれ吉野川市と那賀町の産品などの情報を国内外に発信するものであり、それだけでは、「都市部」で仕事として成り立っていたとは思われないし、将来成り立つ可能性があるものとも言い難い。「都市部」で仕事として成り立っていたのは、吉野川市や那賀町だけでなく、他の多数の地方の産品などの情報をも国内外に発信するものだったはずである。

実際、選考委員会でも、「サテライトオフィスを設置しようとする側からの企画であり、他の2社と事業形態が異なる。」という意見が出て、「実際に（その後の）オフィスの立地に繋がらなくともいいか。」と確認されるなど、事業の企画を審査する段階から、サテライトオフィスの継続的な設置に繋がるか疑問の声が上がっていた。

結果的にも、本来の意味でのサテライトオフィスが吉野川市や那賀町に設置さ

されることではなく、他の2つの事業は引き続き実施されているのに対し、当該事業は、事業実施のときと同様の形では継続実施されていない。本来の意味でのサテライトオフィスの継続的な設置は、吉野川市や那賀町だけでなく、他の多数の地方の産品などの情報を国内外に発信する仕事を、吉野川市や那賀町のサテライトオフィスですることになってはじめて、可能性を見出せるものであったと思われる。

本事業では、従来企画者が独自に行っていった、多数の地方の産品などの情報を国内外に発信する業務のうち、吉野川市や那賀町にかかる一部のものが実施されたとみることができる。

(意見)

「自然豊かな地域で暮らしながら大都市及び海外の市場を開拓するテレワーク実証事業」が、「サテライトオフィス型テレワーク実証事業」の本来の目的に合致するものであったか疑問であると言わざるを得ない。

事業の本来の趣旨に沿うものであるかどうか疑義の残る企画については、企画の内容をより慎重に検討したうえで、疑義が解消されない場合には、当該企画自体は、何らかの有用性が見いだせるとしても、その事業としては実施しないという判断をするべきであった。

7 とくしまLED・デジタルアート推進事業（企業支援課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

県下をフィールドとした「LED・デジタルアートミュージアム」の創設に向け、世界的なクリエイティブ企業と連携し、国内外からの観光誘客やクリエイターの集積につながるようなデジタルアート作品の制作・展示を行うとともに、子どもたちの科学技術への関心を高め、将来クリエイティブ業界を目指す人材を育成する。

（事業開始 平成27年度）

イ 事業費

（単位：千円）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分					国補 100%
事業費（予算額計）					92,000
事業費（決算額）	13 委託料				37,000
	15 工事請負費				45,000
	19 負担金、補助及び交付金				9,991
	計	0	0	0	91,991

(2) 具体的事業内容

（ア）とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作業務

世界的なクリエイティブ企業であるA株式会社と連携し、県産LEDとデジタルを活用したアート作品「クリスタルユニバース」を制作した。

（イ）デジタルアート展開催事業業務

デジタルアート展

（teamLab Exhibition : Dance Through the Crystal Universe）

主 催：徳島県

共 催：あすたむらんど徳島
展示作品：クリスタルユニバース
展示期間：平成28年2月27日（土）～同年5月8日（日）
（3月31日まで「光のボールでオーケストラ」同時開催）
展示場所：あすたむらんど徳島 子ども科学館特別展示室
来場者数：約6万人

(ウ) クリエイティブワークショップ
主 催：とくしまLED・デジタルアート実行委員会
企画協力：A株式会社
開催日時：平成28年3月22日（火）午後1時30分～午後4時45分
開催場所：あすたむらんど徳島 子ども科学館多目的ホール
講 師：A株式会社のエンジニア
対 象 者：クリエイター・大学生（プログラミングに興味がある人）
内 容：「Aボール」をコントロールするプログラミングワークショップ
参 加 者：11名

(エ) デジタルアート出前授業
主 催：とくしまLED・デジタルアート実行委員会
企画協力：A株式会社
開催日時：平成28年3月25日（金）午後1時30分～午後3時30分
開催場所：学島小学校（吉野川市川島町）
講 師：A株式会社 代表
内 容：デジタルの持つ可能性、「お絵かき水族館」の体験など
参 加 者：小学生30名（4年生10名、5年生2名、6年生18名）

(3) 監査結果

- ア 事業遂行手続の適法性・妥当性
 - (ア) とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作業務
 - a プロポーザル方式により随意契約の委託先を決める手続きをとっている。

b 応募したのはA株式会社1者であり、その企画提案内容は次のようなものであった。

制作作品：クリスタルユニバース（LEDを3次元上に配置することによって、3次元の動く立体物をリアルタイムにインタラクティブに立体のまま映し出すことが可能なA独自の「インタラクティブ4Dビジョン」を使い、無数の光を3次元空間に粒子として配置し、宇宙空間における光の動きを表現したインスタレーション作品）

展示候補場所：①あすたむらんど徳島、②万代町倉庫

オプション：クリスタルユニバースの展示にあわせて、子ども向けのコンテンツ（例 光のボールでオーケストラ）を導入することで、動員数の増加に繋げる展開ができる。

c とくしまLED・デジタルアート委託業者選考委員会において、A株式会社が適当であるとして、とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作業務の委託先の候補者に決まった。

その後、事務局がA株式会社と協議・調整を行った結果、随意契約の委託先と決まった。

d 以上の手続きを、不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

（問題の所在）

本事業の事業費は7,000万円に上るものである。事業内容がそれだけの事業費に相応しい内容になっているか否かをチェックすることが必要である。もっとも本事業は先例が多いとは言えない新しい事業であり、しかも競合する事業者がどれだけあるのかも不明なものであるから、事業の内容の当否を厳密に検討することは難しい。しかし、そうだからといって、委託先の提出した企画案を事業費の額を含め、そのまま実施することを認めただけとなると、当該事業費相応の事業の内容になっているかをチェックしていないといわれても仕方がなくなる。本事業はこれまで県下で行われたことのない新しい事業ではあるが、委託先は本事業に先立ち東京の日

本科学未来館で「踊る！アート展と、学ぶ！未来の遊園地」を開催している。その展示物の中には、本事業の中にもあった「光のボールでオーケストラ」も含まれている。また、本事業でも実施された「クリスタルユニバース」という展示も他の美術館でなされたようである。そのようなことは、事業者が提出した資料から確認することができる。これらの事業は、本事業とは規模も違うし、展示への入場が無償か有償かという点でも異なる点があるのかもしれないが、ただ、先に実施したそれらのデジタルアート展がどのような規模でどのような内容のものであったか、それらをどれくらいの事業費で実施したのかは、すでにデータとしてある。競合他社からの情報が得られない（競争入札ができない）のであれば、それらのデータを知ることが、事業費に相応の事業内容になっているかをチェックするための方策となる。

(指摘)

本事業のような、先例が多くなく、業務を履行できる事業者がどれくらいあるのか不明な、新規の事業について随意契約を締結する際には、委託先に対し、先に実施した事業があるならば、その規模や内容、費用を守秘義務等の法的義務に反しない範囲で開示してもらい、契約内容を調整すべきである。そのようなことをすることによって、委託先には、事業費に相応しい事業内容にしなければならないという動機づけになるし、発注者としても、事業内容をできるだけよいものにしようとする努力をしたと説明できることになる。

(イ) デジタルアート展開催事業業務

デジタルアート展の開催会場であるあすたむらんど徳島の指定管理者を、委託先として、随意契約をしている。展覧会の開催場所の管理者を委託先とするのは一応合理性のあることである。

(問題の所在)

本件契約が締結されるに至った経緯は、次のようなものである。

すなわち、平成28年1月28日、当該指定管理者に対し業務仕様書をもとにした見積書の提出を求め、同年2月1日付の見積書が提出されている。そして、同日、その見積書の金額どおり本件契約が締結されている。

提出された見積書は、何らの添付書類もなく、備考欄にも何の説明もないものである。誰が見ても一見して内容が明らかに妥当であると判断できるものであるとは言い難い。見積書に記載されている内容が妥当であると判断した根拠を聞かれたとき、客観的に説明できるだけの資料はない。

1, 200万円という契約をするにしては、資料が不足している。

(指摘)

見積書の提出を受けるだけでなく、記載された内容は妥当であることがのちにも確認できるようにするため、そのことを確認できる書面（例えば、内訳書）の提出を求め、その書面を残しておくべきである。

(ウ) その他の業務については、手続きを不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

- ・重要業績評価指標（KPI）：年間の延べ宿泊者数 H31目標310万人（H25実績226万人）
- ・「新未来『創造』とくしま行動計画」目標：「LEDアートミュージアム（仮称）」の創設（H30創設）

(イ) 自己評価

デジタルアート展には県内外から約6万人が来場し、デジタルアートが持つ可能性や集客力などを広く発信することができた。

また、プログラミングに興味がある大学生等11名が参加したワークショップや小学生30名が参加したデジタルアート出前授業では、世界的なクリエイティブ企業から講師を招き、将来クリエイティブ業界を目指す人材の育

成を図るとともに、子どもたちの科学技術への関心を高めることができた。

(意見)

デジタルアート展に県内外から約 6 万人来場という絶対数で評価するのは一つの方法であるが、評価方法としてはそれだけでは十分ではないように思われる。事業の効果を測るのであれば、例年に比べての対比もすべきであり、例年に比べて増加しているのだとしたら、その増加数（増加割合）を明示し、その要因を分析するべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

デジタルアート展を開催して県内外から約 6 万人の人を集め、ワークショップやデジタルアート出前授業によって、大学生や小学生等にクリエイティブ業界を目指す契機を与えたという面で、事業が有効なものであるといえる。ただ、当該事業が効率的に行われたか否かということについては、判断することは困難である。

8 新規就農総合支援事業（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援策を実施し、青年新規就農者の倍増を図ることを目的とした事業である。

平成24年度に開始され、就農前の研修期間（準備型）および経営が不安定な就農直後（経営開始型）の所得を確保するための給付金の交付を行っている。

効果としては、新規就農までのルートが確立されることにより、新規就農者の倍増、農業を支える人材の確保および持続的で力強い農業構造が実現されることを期待している。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分			国庫 100%	国庫 100%	国庫 100%	国庫 100%
事業費（予算額計）		149,327	279,207	502,215	209,624	
事業費（決算額）	07 賃金		297			
	08 報償費		322	116	66	
	09 旅費		462	133		66
	01 その他旅費		456	132		66
	41 費用弁償		6	1		
	11 需用費		238		58	18
	01 その他需用費		238		58	18
	12 役務費		24		177	
	14 使用料及び賃借料		7			
	19 負担金、補助及び交付金		145,310	253,472	466,790	195,665
計		0	146,660	253,721	467,091	195,749

(2) 具体的事業内容

(ア) 青年就農給付金事業（準備型）

県農業大学校や先進農家等で研修を受け、農業経営者となることに強い意欲を有する者に対し、就農前の研修期間の所得を確保するために給付金を交付する事業である。

a 納付額

年間 150 万円

b 納付期間

最長 2 年

c 納付主体

徳島県（経営推進課）

d 納付対象者

就農予定年齢が 45 歳未満の者、農業大学校等の農業教育機関で研修を受けている者、研修後、独立・自営就農、雇用就農、親元での就農を目指す者。

e 納付対象者の要件

(a) 研修終了後、1 年以内に就農すること。

(b) 納付期間の 1.5 倍（最低 2 年）以上就農すること。

(c) 親元就農の場合、5 年以内に親の経営を継承すること（法人による共同経営を含む。）。

f 納付対象者の要件の確認方法

必要書類および申請者本人への確認による。

g 納付方法

計画承認を受けた者に対し、原則、半年ごとに納付申請書を提出させ、その申請内容が適切であるか否かを確認後給付する。

h 納付後の就農実績の確認方法

要綱に基づき、受給者は毎年 7 月と 1 月に就農状況報告書を提出することになっており、県は提出を受けた後「就農状況チェックリスト」により就農状況を確認している。

i 実績

- (a) 平成27年度における農業大学校の生徒数とそのうち給付金受給者は次のとおりである。

	学生数	うち給付金受給者
1年生	21名	1名
2年生	31名	2名
計	52名	3名

- (b) 過去の実績

	24年度	25年度	26年度	27年度
継続者	一	3名 3,500千円	7名 10,375千円	3名 4,500千円
新規	7名 10,500千円	9名 13,500千円	3名 4,500千円	2名 2,250千円
計	7名 10,500千円	12名 17,000千円	10名 14,875千円	5名 6,750千円

(イ) 青年就農給付金事業（経営開始型）

農業経営者となることに強い意欲を有し、「人・農地プラン」に位置づけられている認定新規就農者に対し、就農直後の所得を確保するために給付金を交付する事業である。

a 給付額

年間最大150万円

b 給付期間

最長5年

c 給付主体

市町村

d 給付対象者

年齢が45歳未満の者で、所得が350万円未満の者、および市町村が

作成する「人・農地プラン」に位置づけられた認定新規就農者（独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象となる。）であり、平成22年4月以降に就農した者。

e 納付対象者の要件

就農が要件となっており、農業経営を中止した場合は給付停止になる。

f 納付対象者の要件の確認方法

市町村や県支援センター等の関係機関で構成する審査会等により審査を実施している。なお、県独自での審査は実施していない。

g 納付方法

準備型と同様に、計画承認を受けた者は、原則、半年ごとに給付申請書を市町村に提出し、各市町村は申請内容が適切であるか確認後、給付金を交付する。

h 納付後の就農実績の確認方法

要綱に基づき、受給者は毎年7月と1月に就農状況報告書を市町村に提出することになっており、各市町村は提出を受けた後、就農状況チェックリストにより就農状況を確認している。

i 実績

(a) 過去の実績

	24年度	25年度	26年度	27年度
継続者	—	107名 157,500千円	153名 219,500千円	140名 120,750千円
新規	115名 135,750千円	67名 77,250千円	56名 67,875千円	54名 67,125千円
計	115名 135,750千円	174名 234,750千円	209名 287,375千円	194名 187,875千円

(b) 農業経営中止者数

	農業経営 中止者数	農業経営中止者への 総給付額
25年度	1名	750千円
26年度	3名	6,000千円
27年度	5名	9,975千円

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 青年就農給付金事業（準備型）

- a 給付額、給付期間、給付対象者の要件の確認方法、給付方法、給付後の就農実績の確認方法について違法・不当なものは確認されなかった。
- b 以上の手続を、不適法または不当なものであるという理由は見当たらぬ。

(イ) 青年就農給付金事業（経営開始型）

- a 給付額、給付期間、給付対象者の要件の確認方法、給付方法、給付後の就農実績の確認方法について違法・不当なものは確認されなかった。
- b 以上の手続を、不適法または不当なものであるという理由は見当たらぬが、給付対象者の要件および給付後の就農実績の確認については、各市町村や県支援センター等の関係機関が実施しているところ、県による確認が全てにおいて実施されているわけではない。

（意見）

本事業は給付金を交付する事業であり、そのため給付対象者の要件および給付後の就農実績の確認が重要な視点となる。国の要綱では、給付後の就農実績の確認は、市町村が行うこととなっているが、不正受給が行われることのないように、各市町村等の行った確認については、県は市町村と十分連携して、その結果報告を受ける必要があると思われる。

イ 事業評価の有効性

(ア) 本事業の目的は、農業新規就業者および中核的農業者の確保にある。

(イ) 評価基準

「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の重要業績評価指標を、平成27年度において農業新規就業者数（累計）および中核的農業者数（累計）としており適切な評価基準と言える。

具体的な評価基準は、農業新規就業者数（累計）が平成27年度で350名、中核的農業者数（累計）が50名となっている。

(ウ) 自己評価

平成27年度において農業新規就業者数（累計）327名、中核的農業者数（累計）80名であり、計画は概ね達成している。

(エ) 以上より、事業評価の有効性について問題はない。

ウ 事業内容の有効性・効率性

本事業の有効性・効率性とは、より少ない予算額でより多くの農業新規就業者、中核的農業者を確保することにある。

年間150万円という給付額が妥当か否かについて明言はできないが、平成27年度における農業新規就業者数および中核的農業者数が概ね計画通りに達成されていることから考えると、適正額と言えるのではないだろうか。

(ア) 青年就農給付金事業（準備型）

農業大学校の生徒数に対する給付金受給者の割合が低くなっている。その主な理由としては、まず卒業後の進路として雇用就農を含めた就農率が38%と低いということ、および卒業後1年以内に独立・自営就農等をすることが要件となっていたことが上げられる。

（意見）

農業大学校の卒業生の就農率を高め、農業大学校の生徒数に対する給付金受給者の割合を高めることも重要課題と言えるのではないだろうか。

(イ) 青年就農給付金事業（経営開始型）

農業経営中止者数が年々増加しており、農業経営中止者への総給付額も増加傾向にある。

平成27年度に農業経営を中止した者への給付総額は約1,000万円であった。

(意見)

当該給付金は、農業経営を中止した場合においても、遡って返還の義務はない。したがってその給付には慎重な対応が必要である。

本事業を有効に効率よく行っていくためにも、給付対象者の要件の確認、申請書の内容の審査、就農後の就農実績の確認について十分に注意を払い、各市町村等の審査結果を再調査することも検討して頂きたい。

9 農業するなら徳島で！就農研修支援事業(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

農業就業者の減少や高齢化が進んでおり、担い手の確保は重要な課題となっている。これまで国の青年就農給付金の活用に加え、県独自の研修制度等の充実により新規就農者の確保・育成を図ってきたが、今後さらなる農業就業者の減少が予測されることから、本県への移住や定住による農業の担い手を確保する必要がある。

そこで県内で農業研修を受けたい人、農業を始めたい人、就農して間もない方を対象に先進農家の現地見学会を開催するとともに、就農を希望される方に短期間の雇用を通じた農業法人等での実践研修に取り組む機会を提供し、県内での就農促進を図ることを目的としている。

イ 事業費

(単位：千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分					国補 100%
事業費（予算額計）					90,000
事業費 (決算額)	08 報償費				27
	13 委託料				79,253
	計	0	0	0	79,280

(2) 具体的事業内容

(ア) 新規就農現地研修サポート事業

県内で農業研修を受けたい人、農業を始めたい人、就農して間もない方を対象に先進農家や新規就農者の現地をバスで視察し、農業体験や意見交換、就農相談を行っている。具体的には次のとおりである。

a 実施主体

徳島県

b 定 員

各コース 20名

c 実施時期

平成28年2月4日， 5日， 6日の3回

d 視察先

県央コース

ネギ・小松菜農家（石井町）， 施設いちご農家（松茂町）

県北コース

水耕葉物野菜農家（阿波市）， にんじん農家（藍住町）

県南コース

ブロッコリー農家， 施設トマト農家（小松島市）

e 選定方法

県内の多様な農家（露地・施設栽培， 女性経営者）を見学してもらうため， 県央， 県北， 県南の3ブロックに分けて実施することとし， 各ブロックにおける先進的な農業者を選定した。

f コスト 27， 600円（視察先農家への謝金）

(イ) とくしま就農スタート研修事業

国の「農の雇用事業」や「青年就農給付金（準備型）」による研修は， 正規雇用や就農することが要件とされ， 新規就農希望者や雇用者が農業への適性を見極める期間には使いづらい事業である。

そこで， 本県での就農を希望される方に， 研修期間中の所得支援を行いながら， 短期間の雇用を通じた農業法人での実践研修に取り組む機会を提供し， 移住等による本県での就農増を促進させる事業を行っている。

まず就農スタート研修の推進として， 徳島での研修を希望される方の募集， 選考および研修生の就農・就業のサポート活動を行っている。法人Aへ事務委託され， 事業の周知活動， 研修生の募集， 研修生の選考， 研修生の就農・就業までのサポート支援等を行っている。

また就農スタート研修支援として， 徳島県で就農したい方の先進農家等で

の研修を支援するため、JA等が研修生を雇用する経費等を支援している。具体的には、研修生雇用管理費、研修生の給与、社会保険料、住宅手当、定住準備金、赴任旅費、研修受入農家指導報償費、就農準備支援費、就農サポート一設置費である。

本事業の内容は次のとおりである。

- a 委託先 法人A
- b 委託料 79, 253, 700円（その内訳は次のとおりである。）
 - (a) 人件費 3, 425, 855円
 - (b) 事務費 3, 104, 917円
 - (c) 就農スタート研修支援費
 - i 給与助成金 50, 907, 728円
 - 助成平均単価 126, 321円／月
 - 助成対象研修生 60人
 - 支給延月数 403月
 - ii 住居手当 2, 253, 700円
 - 手当平均単価 20, 303円／月
 - 手当対象研修生 17人
 - 支給延月数 111月
 - iii 礼金相当額 161, 000円
 - 礼金平均単価 26, 833円／人
 - 支給対象研修生 6人
 - iv 赴任手当 340, 000円
 - 赴任手当単価 20, 000円／人
 - 支給対象研修生 17人
 - v 指導者報償費 16, 125, 200円
 - 報償費平均単価 40, 012円／月
 - 指導対象研修生 60人
 - 支給延月数 403月
 - (d) 消費税 2, 935, 300円

(ウ) 事業効果

以上の事業をおこなった結果、49人の新規就農者を確保することができた。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 新規就農現地研修サポート事業

- a 事業主体は徳島県であり、視察先の選定方法およびコストについても適正である。
- b 以上の手続を、不適法または不当なものであるという理由は見当たらぬ。

(イ) とくしま就農スタート研修事業

- a 本事業の委託先は法人Aであり、随意契約により委託している。
- b 徳島県は委託先の選定要件として以下の項目を上げている。
 - (a) 本県農業に関する幅広い知識があること。
 - (b) 担い手の育成および就農希望者に対する支援を行っていること。
 - (c) 農業の労務管理に関する知識が豊富で、受入農家等への指導ができること。
 - (d) 県内外の研修生を効率的に募集できること。
 - (e) 事業終了後、就農に向けたフォローアップができること。
- c これに対し、法人Aは以下の理由により選定されている。
 - (a) 「農業委員会等に関する法律」に基づく法人で、本県農業および農業者の代表機関として業務を行っており、本県農業に関する幅広い知識を有している。
 - (b) 徳島県担い手育成総合支援協議会や徳島県新規就農相談センター、徳島県農業法人協会など、農業の担い手に関する組織の事務局として、担い手育成や農家の法人化支援、農業法人への支援、就農希望者に対する就農支援を行っている。

- (c) 平成20年度から農林水産省の委託を受けた全国農業会議所から業務委託を受けて「農の雇用事業」を実施しており、累計239名の研修生および受入農家に対して労務管理を指導している。
- (d) 全国的新規就農に関する相談窓口「全国新規就農相談センター」のホームページに本業務に関するリンクを貼ることができ、全国的な研修生の募集が効率的に行うことができる。
- (e) 農地の権利移転や利用調整を行っている市町村農業委員会の指導機関であり、市町村農業委員会と連携し、新規就農者に対して農地情報の提供を行うことができる。
- (f) 職業安定法に基づき、無料職業紹介業務を行っており、農業法人等への就職を希望する方に対して紹介を行っている。

d b, c より委託先は法人Aが適当であると判断できる。

e また委託料についても、不相応に高額なものは見受けられず適正であると判断できる。

f 以上の手続を、不適法または不当なものであるという理由は見当たらぬ。

イ 事業評価の有効性

- (ア) 評価基準
農業研修受講者数48人となっている。

- (イ) 自己評価
実際の受講者数は61人と目標を上回る数値となっている。
また、受講者のうち新規就農者は49人であった。

(意見)

本事業の目的は、県内で農業研修を受けたい人、農業を始めたい人、就農

して間もない方を対象に、先進農家の現地見学会を開催するとともに、就農を希望される方に短期間の雇用を通じた農業法人等での実践研修に取り組む機会を提供し、県内での就農促進を図ることにある。つまり究極の目的は受講者数を増加させることではなく、県内での就農を促進することにある。したがって評価基準もその目的に沿う数値にしなければならない。

現実に受講者のうち新規就農者数を把握しているのであるから、今後は「受講者のうち新規就農者数」および「受講者に対する新規就農者割合」等を目標数値に入れるべきではないだろうか。

ウ 事業内容の有効性・効率性

本事業の有効性は、県内・県外を問わずより多くの受講生を確保し、より多くの就農者を育てることにより、県内の農業発展に資することにある。そして延いては県外転出者を抑制し、また本県への移住や定住による農業の担い手を確保することにより人口減少対策に貢献することにある。

その意味で本事業の有効性は大いに評価できるところであるが、受講生のうち県外者が 20 名（うち移住・定住した者は 10 名）と少ないことが気になるところである。

また効率性であるが、本事業の予算は約 9,000 万円、決算額は 7,928 万円となっており、決して少額とは言い難い金額になっている。

(意見)

本事業の有効性をさらに向上させるためにも、ホームページをさらに活用するとともに、研修の様子などを SNS 等で公開するなど、その周知を全国に向けることにより、県外からの受講生確保に尽力し、移住者・定住者の増加に繋げて頂きたい。

また、本事業の性質上、委託先を法人 A とすることには問題はないが、その委託料については十分検討し、相手先の言われるがままになるのではなく、ある事業については相見積もりをとる等により、少しでも安価にできるよう努力して頂きたい。

10 農業ビジネス・エキスパート育成推進事業（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

農業を成長産業とするためには、6次産業化や輸出を始めとした農業のビジネス化の取組に精通する人材である農業ビジネス・エキスパートの育成、および農業の新たな成長分野を支える人材の確保が必要となってくる。

そこで、6次産業化のエキスパートである「食の6次産業化プロデューサー(食Pro.)」を育成するとともに、農業系のコースを持つ高校生や大学生、県農業大学生に対し、県内の農業法人や食品企業において、就業体験(インターンシップ)の場として「実証フィールド」を提供することにより、本県農業・農村への理解を促進し、キャリアアップと本県での就農を促すことを目的としている。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						県単 諸収入
事業費（予算額計）						5,457
事業費 (決算額)	08 報償費					1,390
	09 旅費					429
	01 その他旅費					301
	41 費用弁償					128
	11 需用費					1,455
	01 その他需用費					1,455
	13 委託料					1,400
	18 備品購入費					284
	計	0	0	0	0	4,958

(2) 具体的事業内容

(ア) 6次産業化講座および農業法人経営講座

農業大学校アグリビジネススクールビジネス科経営コースにおいて、6次産業化講座および農業法人経営講座を開講し、6次産業化のエキスパートである「食 Pro.」を育成するとともに、自ら目指す経営改善計画である「アグリビジネスプラン」を作成し、農業経営の実践力を養成した。

a 講座の内容

平成27年度アグリビジネススクール 6次産業化講座・農業法人経営講座

1 専門課程

(1) 6次産業化講座

	開催日	科目	講師の略歴
1	5月15日	食品加工の基礎	アグリビジネススクール専任講師
2	5月15日	6次産業化の推進について	徳島県もうかるブランド推進課 六次化・輸出戦略室
3	5月25日	食品の栄養と機能性	徳島大学大学院教授
4	6月5日	食の安全安心(1)	徳島県安全衛生課食の安全安心担当
5	6月5日	食の安全安心(2)	徳島県安全衛生課広域監視・食品乳肉担当
6	6月5日	食の安全安心(3)	徳島県農業基盤課農地戦略担当
7	6月8日	食品の栄養と機能性	徳島大学大学院教授
8	6月19日	食品の衛生管理	四国大学生活科学部教授
9	6月26日	食品の衛生管理	四国大学生活科学部教授
10	7月3日	食品の保存・加工技術	徳島大学総合科学部准教授
11	7月10日	食品の保存・加工技術	徳島大学総合科学部准教授
12	7月31日	食品の流通・販売	とくしまマルシェ事務局 (財)徳島経済研究所主任研究員
13	8月31日	商品開発の実際	MIZUYA代表取締役フードコーディネーター
14	9月7日	商品開発の実際	MIZUYA代表取締役フードコーディネーター
15	9月8日	野菜生産と実習	アグリビジネススクール講師
16	9月14日	商品開発の実際	MIZUYA代表取締役フードコーディネーター

17	10月27日	食の安全安心(4)	徳島県もうかるブランド推進課 安全安心農業担当
18	10月27日	農地・法人制度	徳島県農業会議次長

(2) 農業法人経営講座

	開催日	科目	講師の略歴
1	5月25日 6月8日	会社化・法人化の進め方	徳島県農業会議次長
2	6月15日 6月22日	法人の設立手法	徳島県農業会議次長
3	6月29日 7月6日	パソコン操作とプレゼンテーション	農業大学校本科非常勤講師
4	7月24日 7月31日	法人の労務管理と社会保険制度	特定社会保険労務士
5	8月10日 8月21日	法人税・消費税の基本と実務	公認会計士 税理士法人ベルダ代表社員
6	9月4日 9月11日	法人の財務・税務管理	公認会計士 税理士法人ベルダ代表社員

(3) 共通講座

	開催日	科目	講師の略歴
1	5月11日	・異業種間交流による新たなビジネス ・商品開発の考え方	徳島県食品工業協会会长 市岡製菓株式会社代表取締役社長
2	8月17日	マーケティング論	四国大学短期大学部ビジネスコミュニケーション部教授
3	8月24日	マーケティング論	四国大学短期大学部ビジネスコミュニケーション部教授
4	8月28日	労務管理と経営戦略	四国大学経営情報学部教授
5	9月3日	経営戦略概論・マーケティング概論	四国大学短期大学部ビジネスコミュニケーション部教授
6	9月18日	農業経営と計数管理	四国大学経営情報学部准教授
7	10月9日	農業経営における経営戦略	こと京都株式会社代表取締役
8	10月16日	農業経営のリスク管理	徳島県農業共済組合事業部部長
9	10月23日	農業経営における資金計画について	農林中央金庫徳島推進室推進室長 徳島県信用農協組合連合会営業部長
10	11月13日	農業分野における各種補助事業と資金の活用について	徳島県農林水産政策課 (株)日本政策金融公庫徳島支店事業統括 (株)阿波銀行営業推進部経営役補
11	11月27日	農業における情報システムについて	(株)サンエックス情報システム代表取締役 有限会社櫻山農園専務取締役 (株)フルーツガーデンやまと代表取締役

2 実践課程

	開催日	科目	講師の略歴
1	12月11日	農業実践研修	合同会社BUAISOU製藍所 岡田精糖所
2	12月14日	アグリビジネスプラン作成の ポイントと作成演習	(財)とくしま産業振興機構総合支援部
3	1月15日	アグリビジネスプラン作成演習	(財)とくしま産業振興機構総合支援部
4	3月1日	アグリビジネスプランの発表	(財)とくしま産業振興機構総合支援部
			特定社会保険労務士
			徳島県農業会議次長
			農業大学校長 他

b 開催場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター（石井町）

徳島市中央卸売市場

農業法人現地（上板町）

c 参加人数

6次産業化講座：29名 農業法人経営講座：7名

d 講師の選定方法

農業大学校本科講師や関係団体からの紹介等により講師を選定している。

（大学院教授、公認会計士、社会保険労務士、県職員他）

e 講師の謝金

徳島県自治研修センター一部外講師の報償費支給基準により格付けされている。

（7, 200円～70, 200円 なお県職員については無報酬）

f 実績

(a) 6次産業化講座

修了者数22名、うち「食Pro.」に12名（平成28年7月現在）が

認定された。

(なお、「食 Pro.」とは、内閣府の「実践キャリアアップ戦略」で位置づけられたキャリア段位制度で、食の6次産業化を担う人材の認定、育成を目的とし、生産（1次産業）、加工（2次産業）、流通・販売・サービス（3次産業）の一体化や連携により、食分野で新たなビジネスを創出するための職能レベル（6段階）を認定するものである。本講座が「レベル3」の育成プログラムの認証を受けており、講座を受講し認定機関に申請書および育成プログラムの修了証の写しを添え、レベル判定を申請し、審査を受けることによって資格を取得できる。)

(b) 農業法人経営講座

修了者数 5名

(なお、当講座修了者に対し検定等は実施していない。)

(イ) 農の宝島！！とくしまフィールドワーク推進事業

インターンシップなどフィールドワークによるキャリアアップを目指す県内外の農業系の学生などを農業法人や指導農業士、食品加工会社等に受け入れた。

a 受入農家等の数および参加人数

延べ21戸（県内農家および農業法人）

関西1校、関東5校からの大学生21名

b 受入期間

夏・冬・春休み期間に学生1人7日間程度、延べ147日受入

c 受入農家等への謝金

1泊5,000円（合計635,000円）

d 実績

県内に就農した者 2名

県内の農業関連企業に就職した者 1名

(なお、インターンシップに参加した学生の反応としては「将来の進路選択に当たって役に立った。」「農業に対するイメージがいいイメージに変わった。」というものだった。)

(ウ) 「農の宝島！！とくしま」の開設事業

就農に関する情報提供や農業者を紹介する就農支援サイト（ホームページ）を開設し、「フィールドワークをするなら徳島」「就農するなら徳島」と印象づけられるよう、インターンシップや調査研究の状況、もうかる農業に取り組む若手就農者等、また輸出・6次産業化などを進める農業者の活動を周知した。

a ホームページ作成業務の委託先の選定方法

随意契約（3者による見積合わせ）

b 選定理由

ウェブサイトの構築にあたっては、本県の「仕事探し」の総合サイトである「ジョブナビとくしま」と連携を高めることにより、就業情報サービスの向上を図るとともに、運用経費の節減を図るためシステムを共有するものとした。その上で、事業者の選定にあたっては入札参加資格事業者のうち県内事業者であり、「ジョブナビとくしま」が採用している CMS であるオープンソースソフトウェア「シラサギ」で構築できる事業者を選定した。

c ホームページの内容

本県での就農や新規就農者の定着を促進するため、就農支援情報や意欲的に取り組む若手農業者の情報を発信している。

具体的には、①新着情報（イベント・制度）、②がんばる農業者紹介、③農地や資金の確保、④徳島県の農業、⑤相談窓口他である。

d 委託料

1,399,680円

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 6次産業化講座および農業法人経営講座

講座内容、開催場所、講師の選定方法および略歴、謝金について、不適法・不当と思われるものは無かった。

(イ) 農の宝島！！とくしまフィールドワーク推進事業

受入農家等の数および参加人数、受入期間、受入農家等への謝金について、不適法・不当と思われるものは無かった。

(ウ) 「農の宝島！！とくしま」の開設事業

委託先の選定方法について、定期監査結果報告（平成28年11月16日付け徳島県監査委員公表第14号）において指摘があり、この指摘に対する講じた措置の通知（平成29年3月10日付け徳島県監査委員公表第6号）があった。

イ 事業評価の有効性

(ア) 業績評価

「第2期徳島はぐくみプラン」における重点目標である都市圏の農業系大学生等を対象としたインターンシップ参加者数（累計）260名（平成31年度まで）およびアグリビジネススクールの入学者数（累計）250名（平成31年度まで）を示している。

(イ) 自己評価

インターンシップ参加者数は135名（平成27年度まで）、アグリビジネススクールの入学者数99名（平成27年度まで）となっており、概ね目標を達成している。

(意見)

本事業の目的は、インターンシップ参加者およびアグリビジネススクールの入学者を増加させることではなく、農業のビジネス化の取組に精通する人材である農業ビジネス・エキスパートの育成、および農業の新たな成長分野を支える人材の確保、そして本県農業・農村への理解と促進、キャリアアップと本県での就農を促すことにある。

従って本事業の評価基準としては、6次産業化講座については「食 Pro.」の認定者数、農業法人経営講座については修了考查等を実施することによる

合格者数、インターンシップ参加者数に占める就農者割合、県外からの新規就農者数等を加えるべきではないだろうか。また、ホームページへのアクセス数なども今後検討すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 6次産業化講座および農業法人経営講座

本事業の有効性・効率性とは、より少ない予算でより多くの人材を育成し、延いては就農人口を増加させ人口減少対策に貢献することにある。

平成27年度は、6次産業化講座で29名参加し、内12名が「食Pro.」に認定され、農業法人経営講座では7名が参加している。

なお、予算としては講師の報酬・費用弁償、講座テキスト代等で約150万円計上している。

(意見)

講師等の謝金・費用弁償、講座テキスト代については高額とは言えず妥当な金額と言えるが、約150万円の予算に対して参加者が少ない。特に農業法人経営講座においては7名と極めて少人数であり、今後の本講座の周知（特に県外への周知）が必要ではないだろうか。

また、農業法人経営講座では修了者に対し修了考查等を実施しておらず、その効果測定ができていない。今後は修了考查等を実施することにより、修了者の能力審査そして講座内容の良否の判定を行う必要があると思われる。

(イ) 農の宝島！！とくしまフィールドワーク推進事業

本事業の有効性・効率性とは、より少ない予算でより多くの県内外の農業系の学生などの人材を受け入れ、本県農業の魅力を理解してもらい、延いては就農人口を増加させ人口減少対策に貢献することにある。

平成27年度は、関西1校、関東5校からの大学生21名を延べ21戸の県内農家および農業法人で受け入れている。その内、県内に就農した者2名、県内の農業関連企業に就職した者1名であった。

なお、予算としてはインターンシップ受入農家謝金、県外大学訪問旅費等

として、約90万円計上している。

(意見)

インターンシップ受入農家謝金、県外大学訪問旅費等については高額とは言えず妥当な金額と言えるが、約90万円の予算に対して、省内に就農した者および県内の農業関連企業に就職した者の数の合計が3名と少ない。当インターンシップに参加した大学生が21名であるから、その効果は7分の1ということになる。

今後はより多くの大学生にインターンシップに参加してもらえるよう、本事業を全国に周知徹底するとともに、より多くの農業系大学を訪問し参加者の確保に努めることが必要である。また、受入農家等の確保も今後必要になってくると思われる。

(ウ) 「農の宝島！！とくしま」の開設事業

就農に関する情報提供や農業者を紹介する就農支援サイト（ホームページ）は、平成28年3月に完成し現在稼働中であり、その有効性・効率性については、そのアクセス数、利用度合等を検討する必要があるが、現段階では評価できない。

1.1 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（新規就農者経営発展まるごとサポート事業）（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）

（1）事業概要

ア 事業目的・概要

農業従事者の高齢化が進む中、もうかる農業を実現し、本県農業の成長産業化を図るために、新規就農者の確保・定着が重要な課題であり、そのためには就農者個々の「生活・経営基盤」の課題に適合した支援が重要となってくる。

しかしながら、新規就農者の営農が軌道に乗るまでには、施設や機械などの整備に多くの費用が必要となっており、就農への躊躇や定着に至らない要因となっている。

そこで新規就農者の就農時や規模拡大など経営発展時の初期投資を軽減するため、農業協同組合等が農業用機械・設備等の整備を行い、新規就農者に貸与する仕組みを支援している。

少子高齢化や過疎化に伴い人口が減少する地域に、地域外からの若者の移住促進が図られるとともに、地域農業の担い手の確保や6次産業化による地域活性化が図られることを目的としている。また、耕作放棄地の発生を未然に防止し、優良農地の有効活用とブランド産地の維持発展に寄与している。

なお、国の補助事業の終了により、本事業は平成27年度の単年度で終了した。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補100%
事業費（予算額計）						30,000
事業費 (決算額)	19 負担金、補助 及び交付金					18,417
	計	0	0	0	0	18,417

（2）具体的な事業内容

（ア） 推進体制整備事業（情報収集・提供活動）

県内各農業支援センターの就農相談活動の中で、関連機関と連携し新規就農者に対して必要な情報提供を行った。通常の支援活動費を使用したため決算数値はない。

a 実施主体

徳島県

b 実施結果

平成27年度新規就農相談件数 79件

(イ) 農業施設等貸与事業

3市町の農業協同組合が、園芸用ハウス、野菜移植機、トラクター等の整備を行い、15名の新規就農者に貸与方式による導入を実施した。徳島県は、各農業協同組合の整備事業費の2分の1を補助している。

a 実施主体

農業協同組合等

b 対象者

新規就農者（新規参入者、Uターン者）

c 要件

新規就農者のうち

(a) 市町村の認定を受けた認定新規就農者であり、かつ45歳未満の者

(b) 本県出身の県外移住者で県内に転居する者であり、かつ65歳未満の者

(c) 施設・機械の能力・規模が利用者の経営計画等から見て適正であること

(d) 補助対象経費が50万円以上であること

(e) 施設・機械の管理に当たる責任者が配置されていること

(f) 県、市町村、農業協同組合等の関係機関の支援体制が整っていること

d 要件審査

要件審査は全て農業協同組合が実施し、農業協同組合が作成した事業計画を徳島県が承認している。

e 対象施設

園芸用ハウス、水耕設備、作業棟、冷蔵庫、軽四貨物、トラクター等

f 補助率

10分の5

g 実績

実施主体	件数	事業費	補助金	就農後の定着状況
徳島市農協	13	22,742千円	11,369千円	全て就農継続中
大津松茂農協	1	7,700千円	3,850千円	就農継続中
阿南市農協	1	6,396千円	3,198千円	就農継続中

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 推進体制整備事業（情報収集・提供活動）

特に指摘すべき事項はなく、不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

(イ) 農業施設等貸与事業

特に指摘すべき事項はないが、要件審査について全て農業協同組合に依存していることに問題はある。

(意見)

要件審査について、最低でも、事業計画と関係書類等（貸与契約書、物品購入の証憑類等）との突合などは徳島県でも実施すべきである。

イ 事業評価の有効性

本事業の業績評価として、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の重要業績評価指標である農業新規就業者数（累計）および中核的農業者数（累計）を示しているが、それはあくまで究極の目的であり当面の目的はそこではない。

(意見)

業績評価指標としては、貸与件数、貸与先の就農継続率、貸与先の業績回復率

等が重要となってくる。

ウ 事業内容の有効性・効率性

本事業の有効性・効率性とは、施設設備・機械を必要とする就農者に対し、より的確かつ低価の物品を貸与することにより、当該就農者の経営状況が改善され、延いては就農人口の増加に繋がることにある。

平成27年度では、貸付先は15件であり、その全てが就農継続中である。その意味で本事業の有効性・効率性に問題はないと思われる。

なお、国補事業の終了により本事業は平成27年度のみの実施事業となってい

る。

(意見)

1年間で15件もの貸付先があり、しかもどの貸付先も就農継続中ということ
をとらえると、本事業が平成27年度のみの事業となってしまうことに疑問を感じる。
就農者の設備投資のツールとして、本事業は今後も継続すべきではない
だろうか。

12 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（もうかる漁業まるごと支援事業） (水産振興課)

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

「もうかる漁業」を創出するため、加工業者と連携した未利用資源の商品化を進めるとともに、養殖生産が軌道に乗りつつあるヒジキをはじめとする海藻類の販路開拓に繋がる新たな出荷形態の開発や、漁業者や民間事業者等と連携し新たな養殖品目を導入することで、漁業の多角化による安定経営や所得向上による新規就業者の確保に寄与することを目的としている。

事業としては、水産未利用資源6次化事業、県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業、県南「もうかる漁業」推進実証事業に分かれており、「とくしま」回帰の実現に向け、本県の基幹産業である「農林水産業」の新たな担い手を強力にバックアップしている。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分					国補 100%	
事業費（予算額計）					33,000	
事業費（決算額）	11 需用費					100
	01 その他需用費					100
	13 委託料					12,889
	15 工事請負費					3,369
	18 備品購入費					15,292
	計	0	0	0	0	31,650

(2) 具体的事業内容

(ア) 水産未利用資源6次化事業（予算200万円）

a 事業内容

漁業者と加工業者が連携し、地域に眠る未利用資源に光を当てる6次化商品を開発する。

b 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約であり、県のホームページ上で企画を公募し、その内容を審査委員会において審査し選定する。

c 契約内容

未利用資源を活用した商品の開発等であり、100万円を上限に公募している。

内訳は、原料仕入30万円、アドバイザー謝金20万円、サンプル試作20万円、パッケージデザイン20万円、県外旅費等の諸経費10万円である。

d 契約状況および委託料

県内の2社（A社とB社）と契約を行っており、委託料はA社99万円、B社99万円であった。

e 事業効果

新たな商品開発により、これまで商品価値の低かった魚の利用価値が見いだされた。

県南の一部の地域でしか流通していなかった「赤じゃこ」を用いた新商品の開発や、未利用魚を活用した冷凍品や弁当の商品化を図り漁業者の所得向上に繋げている。

(イ) 県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業（予算100万円）

a 事業内容

県南におけるヒジキ等の海藻類の養殖拡大を視野に入れ、徳島大学や企業と連携し、海藻類の機能性食品等原料としての販路を開拓している。ブランド化に不可欠なヒジキの安全性を確認し、新たな販路開拓に繋げるとともに、未利用であったアラメの新商品の開発およびブランド化を推進している。

b 委託先

南部圏域の海藻類のブランド化を推進するため、ヒジキ等の海藻類の現

場処理技術の開発等を、地元漁業者、徳島大学教授等で組織され、藻類の生産現場において円滑な漁場調整、迅速な生産体制の構築等が可能である団体Cに委託している。

また、海藻類の共同販売や受託販売を行っている県内唯一の生産者団体である法人Dに、アラメの販売を推進するための加工品の製造を委託している。

c 契約方法および委託料

いずれも随意契約（2号）であり、委託先から提出された見積書により委託料は65万円（団体C）、25万円（法人D）としている。

d 選定理由

(a) 団体C

本事業の委託内容は、海部郡で生産される海藻の一種ヒジキの販路拡大のため、これに含まれるヒ素の含有量を軽減するための現場処理技術を開発することであり、したがって委託先には漁業現場での調整と高度な処理技術が求められる。

以上の条件を満たす者は、海部産ヒジキ等の生産、販路拡大を推進するために地元漁業者や徳島大学教授等で組織されている同団体以外にはなかった。そのため、相見積もりも取っていない。

(b) 法人D

本事業の委託内容は、海藻の一種アラメを原料とした加工食品の開発による南部圏域の海藻類ブランド化の推進であり、したがって会員漁協に対して漁場調整、生産体制、水產物流通の指導を行う必要がある。

以上条件を満たす者は、県内漁協が生産する海藻類の共同販売や委託販売を請け負っている唯一の団体である同法人以外にはなかった。そのため、相見積もりも取っていない。

e 事業効果

ブランド化に不可欠なヒジキの安全性を確認し、新たな販路拡大に繋げるとともに、未利用であったアラメの新商品を開発した。

(ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業①（予算 3, 000 万円, ②を含む。）

a 事業内容

県南部の特性に合致した新たな養殖品目を作出する実証実験を委託する事業である。養殖新品種（シカメガキ等）を県南部に本格的に導入し、産業化に向けての実証実験を実施している。これにより、養殖新品種の「養殖マニュアル」が作成され、試験的な養殖が始まっている。

b 委託先

美波町に本部のある株式会社E

c 契約方法・内容および委託料

随意契約であり、契約内容は「業務計画の作成」、「県有種苗生産施設内の中間育成、養殖試験の実施」、「養殖漁場調査および養殖試験の実施」、「生産物の商品化検討」、「成果品の納品（印刷物および電子データCD各10部）」および「実証試験業務報告書・シカメガキ養殖マニュアルの作成」である。委託料は、株式会社Eの見積書により 999 万円となっている。

d 選定理由

本事業の委託内容は、養殖新品種（シカメガキ等）を県南部に本格的に導入し、産業化に向けての実証試験を実施することにある。そのためには、高度な生産技術を有するとともに、地元に本部があり、県および関係漁協との連絡調整を密に行うことが必要不可欠である。

以上の条件を満たす者は、国内で唯一シカメガキの種苗生産を安定的に行い供給できる技術を持ち、かつ美波町に本部のある株式会社E社しかなかった。そのため相見積もりも取っていない。

e 事業効果

新品種であるシカメガキの「養殖マニュアル」を作成し、県南部海域において試験的な養殖が始まった。

現在まだ試験段階であるが、平成28年度において補助金（112万3,000円）を地元の漁協へ交付し、事業は継続している。

(エ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業②（予算 3, 000 万円, ①を含む。）

a 事業内容

県南「もうかる漁業」推進実証事業には、20m巡流水槽2基・密閉式砂濾過装置一式・牡蛎畜養水槽システム一式および工事請負費が必要とされる。

このうち20m巡流水槽は、適度な流水を発生させることができあり水質が安定するとともに、水槽内の環境維持が容易なことから、県南部の海域特性に合致した新品種の養殖実験やアワビ等の効率的な生産方法の検討に必要であった。

また、密閉式砂濾過装置は巡流水槽への清浄な海水の供給のため、牡蛎畜養水槽システムは、生産された牡蠣類の商品化検討に際して、生食用出荷の前処理に必要であった。

さらに工事請負費であるが、巡流水槽の設置に際しては、水平を保ち加重に耐えられる基礎が必要なことから、コンクリート製の基礎を設置する工事を実施したために生じている。

b 契約方法および契約金額

20m巡流水槽2基・密閉式砂濾過装置一式・牡蛎畜養水槽システム一式および工事請負費とともに一般競争入札によっている。

まず20m巡流水槽は、予定価格925万9,260円（消費税抜き、入札企業2社）に対し886万円で株式会社F社、密閉式砂濾過装置は予定価格290万円（消費税抜き、入札企業3社）に対し267万円で株式会社F社に、牡蛎畜養水槽システムは予定価格290万円（消費税抜き、入札企業1社）に対し263万円で株式会社G社、工事請負費は予定価格302万円（消費税抜き、入札企業3社）に対し286万9,000円で株式会社H社に落札されている。ただし、株式会社H社については契約後25万1,000円（消費税抜き）の追加請負代金が発生している。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 水産未利用資源6次化事業（予算200万円）

a 本事業は、公募型プロポーザル方式による随意契約であり、100万円を上限として公募している。県内の2業者と契約しており決算額は両社と

も100万円未満であった。

- b この公募型プロポーザル方式に参加したのは上記の2社だけであった。

(意見)

事業遂行手続については適法・妥当と言えるが、公募型プロポーザル方式に参加した企業が2社だけだったと言うことに懸念が残る。今後は本事業をもっと周知させ、より多くの企業に参加してもらい契約価額の削減に努めて頂きたい。

(イ) 県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業（予算100万円）

- a 本事業は、ヒジキ等の養殖等という特殊な事業であり、そのため委託先はそれ相応の技術、ノウハウ等を必要とすることから随意契約（2号）としている。
- b また、上記の理由から相見積もりを取ることもできず、委託先の見積書を徴収することにより委託料を決定している。

(意見)

本事業の性質上、相見積もりが取れないことは仕方ないとしても、委託料が委託先の言いなりにならないよう金額交渉にも注意して頂きたい。

(ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業①（予算3,000万円、②を含む。）

- a 本事業は、シカメガキの種苗生産という特殊な事業であり、そのため委託先はそれ相応の技術、ノウハウ等を必要とすることから随意契約（2号）としている。
- b また、上記の理由から相見積もりを取ることもできず、委託先の見積書を徴収することにより委託料を決定している。

(意見)

本事業の性質上、相見積もりが取れないことは仕方ないとしても、委託料が委託先の言いなりにならないよう金額交渉にも注意して頂きたい。

- (イ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業②（予算 3, 000 万円、①を含む。）
- a 本事業は、20m巡流水槽 2 基・密閉式砂濾過装置一式・牡蛎畜養水槽システム一式の設置事業である。
 - b この 20m 巡流水槽等は、県南部の海域特性に合致した新品種の養殖実験やアワビ等の効率的な生産方法を検討するのには必要不可欠な水槽であり、これなくしては本事業の目的が達成できない。
 - c 請負業者の選定は一般競争入札により行っており、予定価格以下で落札している。落札率は、20m 巡流水槽が 95.7%，密閉式砂濾過装置が 92.1%，牡蛎畜養水槽システムが 90.7%，設置工事が 95.0% となっている。
 - d 以上の手続を、不適法または不当なものであるという理由は見当たらぬい。

イ 事業評価の有効性

本事業を含む大枠の事業である「『農林水産業』新たな担い手まるごと支援事業」については「農林水産業新規就業者数」及び「中核的農林漁業者数」が KPI として設定されているものの、本事業については個別の評価基準を設定していない。

本事業の目的は、未利用資源の商品化、ヒジキ・シカメガキ等の養殖生産を通して「もうかる漁業」を推進し、漁業従事者の定着また新たな担い手の確保をすることがある。

そしてそのことが延いては漁業従事者を増加させ、徳島県の人口減少対策に効果的な事業となっていくことがある。

（意見）

本事業の評価基準としては、未利用資源の売上高、ヒジキ・シカメガキ等の養殖生産量、新規漁業従事者数等を設定すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 水産未利用資源6次化事業（予算200万円）

本事業の有効性・効率性とは、より少ない予算で、より多くの未利用資源の6次化商品をつくることにある。平成27年度は県内の2社と契約を結び、「赤じやこ」を用いた新商品の開発や、未利用資源を活用した冷凍品等の商品化を行っている。

（意見）

本事業をより効果的に行うためには、より多くの業者に参加してもらい、
より多くの未利用資源の開発に取り組む必要がある。

そのためには、本事業が参加する業者にとっても収益性の高い事業にする
必要がある。収益性の高い事業になれば参加業者数も増加するとともに、未
利用資源の開発件数も増加すると思われる。

今後は参加業者の本事業による業績を公表することにより、本事業が参加
業者にとっても収益性の高い事業であることを周知する必要があるのでない
いだろうか。

(イ) 県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業（予算100万円）

本事業の有効性・効率性とは、より少ない予算で、より早くヒジキ等の海藻類の養殖を成功させ販路拡大・事業化に繋げることにある。

徳島県の予算としては、平成27年度は100万円付いていたが、平成28年度は予算が付いていない。

(ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業

本事業の有効性・効率性とは、より少ない予算で、より早くシカメガキの養殖、アワビの種苗の生産を成功させ販路拡大・事業化に繋げることにある。

徳島県の予算としては、平成27年度は3,000万円であるのに対し、平成28年度はシカメガキの養殖に112万3,000円（地元の漁協）の予算がついてはいるが、その他の事業については予算がついていない。

(意見)

これらの事業の目的は、ヒジキやシカメガキの養殖およびアワビ等の種苗の生産を成功させ、漁業の多角化により安定経営そして所得向上による新規就労者の確保を図り、延いては徳島県の人口減少対策に効果的な事業となつていくことにある。

産業の少ない地方都市にとって、漁業の推進という事業は無くてはならない事業であり、人口減少対策に効果的な事業と言える。そのためには事業を継続して実施していく必要がある。本事業の目的達成のためには、今後もある程度の予算を確保し、本事業を成功裏に導いて頂きたい。

1.3 青年漁業者就業給付金モデル事業（水産振興課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

経営が不安定な就業直後（5年以内）の青年漁業者の所得を確保するため給付金を支給する事業である。

原則4 5歳未満等の要件を満たした漁業者を対象に「経営開始計画」を提出させ、それを徳島県及び法人Aが審査し、県が承認すると、法人Aを通じ年間最大75万円を給付することになっている。（親と共に操業する漁家子弟も、本人所得が分離可能であることを条件に給付対象となる。）

ただし、法人Aが地元漁協と連携して操業実績・出荷状況等を把握し、適切な漁業就業をしていない等の判断をした場合には給付を中止することになっている。

農林水産業は、豊富な経験に裏付けられた技術や知識が求められるため、新規就業者の経営自立には、これらの習得に一定の期間が必要になることから、農業の場合には就農準備のための研修支援制度に加え就農直後の不安定な期間における生活費に対する国の給付制度が設けられている。

これに対し漁業においては、就業前における研修支援制度しかなく就業後の生活を支援する制度がないことから、初期における離職率が高く、担い手の確保・育成が困難な状況にある。このため経営が不安定な漁業就業直後の所得を確保する給付金を給付することにより、青年の漁業就業意欲の喚起と就業後の定着を促進し、もって水産業の振興による地方の活力醸成を図ることを目的としている。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補 100%
事業費（予算額計）						19,980
事業費 (決算額)	13 委託料					9,156
	計	0	0	0	0	9,156

(2) 具体的事業内容

本事業の開始年度は平成27年度であり、まだ1年しか実施されていない。

事業の委託先は法人Aであり、平成27年度は14名の就業者に対し900万円の給付を行っている。なお、給付を受けた青年漁業者は平成29年2月現在も漁業を継続している。

給付金は就業実態を確認の上、年度末に一括給付している。なお、最終的に県および法人Aにおいて就業実態が確認できなかった1名については給付を行っていない。

なお、年間最大75万円という金額について漁業関係者へのアンケートを実施したところ、概ね適正と回答を得ている。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

- (ア) 経営開始計画の審査は、法人Aが申請者と面談し、水揚げ伝票や所属漁協における理事会議事録など、給付対象者としての要件を満たしていることを証明する関係書類を確認した上で行われる。
- (イ) また、徳島県では委託業務完了報告書および作業日誌や通帳の写し等の証憑書類について、法人Aから説明を受け適正に事業が実施されたことを確認している。
- (ウ) さらに給付者の所得確認は市町が発行する所得証明により確認しており、給付金は就業実態を確認の上、年度末に一括給付している。
- (エ) 以上の手続を不適法または不当なものであるという理由は見当たらない。

(意見)

本事業の遂行手続は適法であり妥当であるが、今後不正受給者が現れないよう、所得の確認については所得証明だけでなく、所得税の申告書およびその添付資料である決算書を監査することも重要である。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

給付対象の漁業就業者定着率 100% となっている。

(イ) 自己評価

当該事業は平成 27 年度より開始されており、まだ 1 年ほどしか経過していないが交付を受けた青年漁業者は平成 29 年 2 月現在も漁業を継続しており、一定の効果があったものと思われる。

(意見)

本事業の目的は、経営が不安定な就業直後（5年以内）の青年漁業者の所得を確保するため給付金を支給し初期における離職率を抑えるとともに、担い手を確保・育成し漁業の発展に貢献することにある。

そうであるならば、評価基準として給付対象の漁業就業者定着率 100% だけではなく、給付対象者数も加えるべきである。

さらに、給付対象者に含まれる県外からの移住者数を加えることにより、人口減少対策にも役立つ指標になるのではないだろうか。

ウ 事業内容の有効性・効率性

本事業の有効性は、より多くの青年漁業者が漁業就業者として継続して漁業に就労し、もって漁業の発展に貢献することにある。魚価の低迷に加えて、燃油や餌料価格の上昇など漁業を取り巻く環境が厳しく、新規参入も少ないことから、漁業就業者の減少や高齢化が進んでいる状況で、本事業は有効的に行われているものと思われる。

また、給付額（75万円／年）および法人 A に対する事務委託費（15万 6,000 円）についても適正であり、効率よく事業を行っているものと思われる。

(意見)

本事業は現在、有効にまた効率よく実施されており、県にとっては重要な施策と思われる。今後は本事業をより多くの漁業就業者に周知徹底させ、さらに有効

性のある事業にするとともに、県外漁業就労希望者にも周知し、移住者を増加させることにより人口減少対策の一つの施策となって頂きたい。

14 建設産業魅力発信・担い手育成事業（建設技術者育成支援事業）（建設管理課）

（1）事業概要

ア 事業目的・概要

建設産業は、「良質な社会資本の整備の担い手」であるのみならず、「災害時における応急対応」や地域社会の基幹産業として、経済・雇用の発展に欠かすことのできない役割を担っている。

しかしながら、建設投資額の減少等による熾烈な受注競争やそれに伴う利益率の低下などにより、近年より非常に厳しい経営環境に直面してきている。また、ベテラン技術者の引退、建設産業への新規入職者の減少や若年者の低い定着率から、建設産業の生産活動の場である「現場」を支える人材・技術・技能が失われ、技術の継承が困難となっているという危機的状況にある。

そのため建設産業がこれからも経済・雇用を支え、基幹産業として存続するためには、経済基盤強化や担い手の確保・育成等に取り組むことが重要な課題となっている。特に担い手の確保・育成をするためには、土木施工に関する高度な知識と応用力を持ち、主に指導・管理業務を行う一級土木施工管理技士の養成が必要不可欠となっている。

そこで、今後重要な若手技術者等の人材を確保・育成する観点から、国家資格である「一級土木施工管理技術検定試験準備講習会」を開催し、難解試験に対応できる知識と技量を身につける機会を提供している。

また、土木工事において発注者の責務を適切に遂行するためには、監督員（県職員）が十分な施工管理の知識を身につけておくことが不可欠であることから、県技術職員の技術力向上のため土木施工管理技術テキストを購入し、職員の自己研鑽を図っている。

イ 事業費

（単位：千円）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分	県単	県単	県単	県単	県単
事業費（予算額計）	1,320	1,250	1,180	1,180	1,800

事業費 (決算額)	11 需用費					300
	01 その他需用費					300
	13 委託料	1,319	1,249	1,179	1,179	1,499
	計	1,319	1,249	1,179	1,179	1,799

(2) 具体的事業内容

(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会

a 予算額 (決算額)

150万円 (149万9,000円)

b 実施日

(a) 学科試験講習・・・平成27年6月1～3日 (3日間)

(b) 模擬試験講習・・・平成27年6月4日 (1日間)

(c) 実地試験講習・・・平成27年9月10～11日 (2日間)

c 実施場所

徳島県建設センター

d 参加者

48業者 (58名)

e 参加対象者

県内建設企業等の従業員や若手技術者など

f 受講料

各講習とも、13,000円 (テキスト代は除く)

g 合格者数

17名 (アンケートにより確認している数値)

h 委託先および委託料

(a) 委託先

公益財団法人A

(b) 選定方法

随意契約 (2号随意契約)

(c) 選定理由

公益財団法人Aは、建設行政の多様化する需要に迅速かつ的確に応え

るため、「公共工事の品質確保のための技術支援・人材育成」等の事業を展開しており、その職員は建設現場における豊富な実務経験と高い専門知識を有している。

業務の性質から中立性公正性、個人情報管理の徹底を保ち、かつ高度な専門知識を有する県内の公益団体は、公益財団法人Aを除いて存在しないため。

(d) 委託料

委託金額の内訳

コース名	名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
学科試験	講師謝金	1	式		276,500	6名分(19時間45分)
	講師旅費	1	式		37,351	
	補助講師料	3	日	78,588	235,764	5,900円×6.66h×2名=78,588円
	補習講師料	3	日	11,800	35,400	5,900円×1h×2名=11,800円
	会場費	3	日	22,358	67,074	
	小計				652,089	
実地試験	講師謝金	1	式		183,120	6名分(13時間5分)
	講師旅費	1	式		37,351	
	補助講師料	2	日	78,588	157,176	5,900円×6.66h×2名=78,588円
	補習講師料	2	日	11,800	23,600	5,900円×1h×2名=11,800円
	会場費	2	日	22,358	44,716	
	小計				445,963	
模擬試験	模擬試験事務費	1	日	57,447	57,447	3,900円×4.91h×3名=57,447円
	会場費	1	日	17,820	17,820	
	小計				75,267	

	諸経費	1	式		214,681	受付事務費, 需用費, 役務費等
	合計				1,388,000	
	消費税				111,040	
	税込み				1,499,040	

(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布

a 予算額（決算額）

30万円（30万円）

b 購入部数

土木技術編, 施工管理編, 法規編のセット・・・24部

専門土木編（道路・構造）・・・11部

専門土木編（水工）・・・11部

技術検定試験問題解説集録版・・・11部

c 配布先

県土整備部関係課および総合県民局県土整備部

d 自己研鑽結果の把握

職員の研修の際に一級土木施工管理技術検定試験の受験希望を聞くとともに、受験者に合否を確認することになっている。

平成28年7月に一次試験、10月に二次試験があり、合格発表は平成29年1月17日であった。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会

平成27年度において、3回の講習（6日間）を行っている。予算額は150万円、決算額は149万9,000円であり問題はない。

委託先の選定については、随意契約（2号）であるが選定理由から不適法とは言えない。

(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布

購入部数は総数で57部、決算額30万円、したがって1冊あたり約5,300円となり妥当な金額である。また、配布先も県土整備部関係課および総合県民局県土整備部と適切である。

以上より本事業の適法性・妥当性については問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会

本事業の業績評価として、「第2期徳島はぐくみプラン」における重点目標である、建設産業の魅力発信のための講座、研修、セミナーや支援制度説明会、モデル工事等の実施回数（年間）20回としているが、これは本事業のみの業績評価ではなく、建設産業魅力発信・担い手育成事業のうち建設産業経営力強化支援事業および建設産業の魅力発信事業を含めた事業の業績評価となっている。

（意見）

現在の評価基準は、どちらかというと他の建設産業経営力強化支援事業および建設産業の魅力発信事業に適する評価基準と言える。

本事業の最終目標は、建設産業の経済基盤を強化し、担い手の確保・育成等に取り組むことにより、建設労働従事者を確保し、今後の建設産業の発展に資すること、延いては県内の人口減少対策に貢献することにある。したがって、本事業の評価基準としては講座等の参加人数、合格者数、建設労働人口増加数等にすべきである。

(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布

本事業については取り立てて評価基準は設定していないが、職員の研修の際に一級土木施工管理技術検定試験の受験希望を聞くとともに、受験者に合

否を確認することになっている。

(意見)

本事業の目的が、県技術職員の技術力向上にあることから、一級土木施工管理技術検定試験の受験者数、合格者数および合格率等を評価基準に加え、次年度以降も引き続き本事業の事業効果を検証すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会

本事業の有効性・効率性とは、より少ない予算で、より多くの人に受講して頂き、土木施工に関する高度な知識と応用力を養ってもらうことがある。

平成27年度では、予算額150万円（決算額149万9,000円）に対し参加者は県内建設企業等の従業員や若手技術者など48業者（58名）であり、合格者は17名（アンケートにより確認している数値）であった。

(意見)

参加人数58名に対し予算額（決算額）は必ずしも非効率的とは言えないが、有効性を考えると合格者が17名（アンケートにより確認している数値）、合格率29.3%というのは思わしくない。

一級土木施工管理技術検定試験の一般的な合格率は約50%であることからも、もう少し合格者を増やす努力が必要である。もちろん17名という数値はアンケートによるものであり、実際の数値ではないため一概には言えないが、今後は可能な限り受講生にその合否を確認し、合格率を50%まで上げる必要がある。

(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布

本事業の有効性・効率性とは、より少ない予算で、より多くの人材に監督員（県職員）として十分な施工管理の知識を身につけてもらうことがある。

(意見)

予算面では適切であり問題はないが、その有効性を考えた場合、自己研鑽結果として、監督員（県職員）としての十分な施工管理の知識を身につけたか否かを確認する必要がある。

今後は、テキストの配布者に一級土木施工管理技術検定試験を受講して頂き、その合格者数の把握に努めなければならない。

15 建設産業魅力発信・担い手育成事業（フィールド講座モデル事業）（建設管理課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

県内建設企業への就職を希望する者やスキルアップを目指す就業者に対して、県発注の工事現場を活用し、稼働中の建設現場に労働安全衛生法第77条による登録教習機関から講師を招き、建設機械等を使用した基本的な実技（小型車両型建設機械（小型バックホウ）や締固め用機械（ローラー）等の運転業務に係る実技講習）や知識教育によるスキルアップを図っている。

県内建設企業の就業者を増加させ、またスキルアップを図ることにより建設産業を支援し地域経済の活性化および地域防災力の向上等に寄与することを目的としている。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						県単
事業費（予算額計）						1,600
事業費 (決算額)	15 工事請負費					1,348
	計	0	0	0	0	1,348

(2) 具体的事業内容

ア 県発注の工事現場の選定

年度当初に実施可能な工事を各庁舎に照会し、地域や時期、工事内容を考慮しながら建設管理課で選定している。

イ フィールド講座実施費用の内訳

標準的な内訳は次のとおりである。

見積参考資料
フィールド講座モデル工事

「小型車両系建設機械(整地等)」に係る項目		数量	単位	単価	金額
事務業務	申込名簿作成、受講票作成・発送、修了証作成・発送、講習日準備・受付他	1.0	式	50,000	50,000
備品代(貢料)	プロジェクター	1.0	台	5,000	5,000
	映写スクリーン	1.0	台	2,000	2,000
	パソコン	1.0	台	3,000	3,000
	ビデオデッキ	1.0	台	2,000	2,000
	同上運搬費	2.0	回	3,000	6,000
講師代	学科	7.0	時間	7,000	49,000
	実技	1.0	人・日	26,000	26,000
	実技(準備・確認)	0.5	人・日	26,000	13,000
講習日作業	学科・実技	2.0	人・日	10,000	20,000
交通費		5.0	人	5,000	25,000
郵送料	受講票・修了証	40.0	通	392	15,680
修了証	カード	20.0	枚	300	6,000
講習処理システム保守		1.0	式	10,320	10,320
テキスト代	学科	20.0	冊	1,000	20,000
合計					253,000

「ローラー」に係る項目		数量	単位	単価	金額
事務業務	申込名簿作成、受講票作成・発送、修了証作成・発送、講習日準備	1.0	式	50,000	50,000
備品代(貢料)	プロジェクター	1.0	台	5,000	5,000
	映写スクリーン	1.0	台	2,000	2,000
	パソコン	1.0	台	3,000	3,000
	ビデオデッキ	1.0	台	2,000	2,000
	同上運搬費	2.0	回	3,000	6,000
講師代	学科	6.0	時間	7,000	42,000
	実技	1.0	人・日	26,000	26,000
	実技(準備・確認)	0.5	人・日	26,000	13,000
講習日作業	学科・実技	2.0	人・日	10,000	20,000
交通費		5.0	人	5,000	25,000
郵送料	受講票・修了証	40.0	通	392	15,680
修了証	カード	20.0	枚	300	6,000
講習処理システム保守		1.0	式	10,520	10,520
テキスト代	学科	20.0	冊	1,340	26,800
合計					253,000

なお工事箇所に応じ、一般管理費、消費税、また必要に応じ機械借上費用等が加算される。

また、発注機関が當縕課となっている工事は、高校生に対する現場見学、作業体験を実施しており、本事業には含まれない。

ウ 実績および成果

(ア) 平成27年10月8, 13日

阿南市橋町における県工事において小型バックホウの実技講習を実施した。

参加者21名

工事請負費 なし (発注機関で費用負担が可能だった。)

(イ) 平成27年11月12, 13日

三好市山城町における県工事において小型バックホウの実技講習を実施した。

参加者 11名

工事請負費 30万円

(ウ) 平成28年2月4, 9日

徳島市南沖州における県工事において小型バックホウの実技講習を実施した。

参加者 19名

工事請負費 64万8, 000円 ((エ) を含む。)

(エ) 平成28年2月5, 10日

徳島市南沖州における県工事においてローラーの実技講習を実施した。

参加者 23名

工事請負費 64万8, 000円 ((ウ) を含む。)

エ 参加者

全員が徳島県在住者だった。

オ 周知方法

徳島県ホームページおよび徳島県電子入札ホームページに記事を掲出してい
る。

カ 安全管理体制

受講者に対する主な安全対策は次のとおりである。

(ア) 実技講習時の安全管理を、受注者の責務として特記仕様書に明記し実施し
ている。

(イ) 講師は徳島労働局の登録教習機関（建設業労働災害防止協会徳島県支部）
から派遣されており、同機関において実技講習時での受講者および講師を対
象とした損害保険へ加入している。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

本事業は県発注の工事現場を活用したフィールド講座であり、その講座場所は県発注の工事現場なら問題はなく、違法・不当といわれるものはない。

また当該講座の請負金額についても、見積参考資料であるフィールド講座モデル工事と比較して妥当であり、また当該金額も常識の範囲内であり問題はない。

さらに受講者等の安全管理体制については、損害保険に加入しており適正である。

以上の手続について、不適法または不当なものであるという理由は見当たらぬい。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

「第2期徳島はぐくみプラン」における重点目標である、建設産業の魅力発信のための講座、研修、セミナーや支援制度説明会、モデル工事等の実施回数

年間20回

(イ) 自己評価

魅力発信のための講座や育成支援の講習会等の開催に積極的に取り組んだ結果、年間数値目標である20回を達成することができた。

評価基準に対し実績数値はそれを達成しており、そのことに関しては大いに評価に値するところである。

(意見)

本事業の本来の目的は講座等を開催することではなく、県外からの転居者を含め多くの建設産業への就労者を増やすこと、またスキルアップを図ることにより建設産業を支援し地域経済の活性化および地域防災力の向上等に寄与することである。講座等を開催したというだけでは、本来の目的が達成されたのかどうか解明できない。

今後は、受講生のうち建設会社へ就職した者の数、割合等を把握し事業効果を検証すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

現在の建設産業においては高齢化や若年労働者の減少等の構造的問題が顕在化しており、担い手の確保・育成が顕著になっている。そのような状況下において、本事業は極めて有効な事業であるといえる。

また徳島県内の建設産業が活性化した場合には、徳島県内の若年労働者の県外転出が抑えられると共に、県外からの就職・転職者も増加することとなり、人口減少化に歯止めがかかる効果が期待される。

(意見)

本事業は今後さらに有効的に、効率的に実施していく必要がある。今後は周知方法を徹底させ、より多くの参加者を募集することが大切になってくる。

そして参加者には徳島県内の建設産業に従事してもらうため、徳島の建設産業の魅力を今以上に伝えてもらうとともに、さらに県外からの就職・転職者の増加に繋げてもらいたい。

16 情報通信関連産業雇用促進支援事業（企業支援課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

〔目的〕

コールセンター・データセンター等情報通信関連事業所で従事する人材を育成することにより、更なる情報通信関連産業の集積を図る。

〔概要〕

国の緊急雇用創出事業を活用。失業者を新規に雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識、技能を習得させ、継続的な雇用に結びつける。

県からコールセンター等情報通信関連事業者に委託して実施。

事業実施年度：平成26～27年度

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分					国補 100%	国補 100%
事業費（予算額計）					40,000	40,000
事業費 (決算額)	13 委託料				34,611	37,461
	計	0	0	0	34,611	37,461

(2) 具体的事業内容

ア 県からコールセンター等情報通信関連事業者2社（株式会社A、株式会社B）に委託。

業務に必要な知識・技能の習得が図られるとともに、当事業における新規雇用者の継続雇用につながった。

イ 実績

平成26年度

株式会社A 17名（電話オペレーター）

株式会社B 15名

平成27年度

株式会社A 16名（電話オペレーター）

株式会社B 15名

平成28年度は同様の事業計画はない。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

手続きは適法かつ妥当である。

イ 事業評価の有効性

(ア) 自己評価

本県においては、全国屈指のブロードバンド環境を活かし、成長分野で、かつ雇用創出効果の高い情報通信関連産業の誘致に積極的に取り組んでいるところである。

当事業の実施により、若年者や女性の潜在力を引き出し、地域の人づくりが促進されるとともに、関連企業の新たな事業展開への下支え、さらには関連産業の立地の後押しになった。

ウ 事業内容の有効性・効率性

新規雇用者は、その後も、株式会社Aで10名、株式会社Bで9名が、それぞれ継続して雇用されている。これは、新規雇用者の約6割にあたる数字である。事業実施の効果はあったと認められる。

(問題の所在)

平成26年度及び同27年度の本事業の事業費の合計金額7,207万2,000円から単純に計算すると、一人の新規雇用創出に要した事業費は379万円余り（7,207万2,000円÷19）になる。

平成25年度の一人あたりの県民所得が287万8,000円であるのと比べると、379万円余りの数字は高すぎるとする評価もありうるところである。

しかしながら、本事業によって、平成28年度以降も雇用されることになった

19人が、その後も継続的に雇用され続ける可能性を考えると、一人当たりの事業費だけを取り上げて一概に高すぎると評価するのは的確ではない。

(意見)

コールセンターやデータセンター等の情報通信関連事業所に対する支援事業
としては、本事業のほかに、「新成長分野人材育成支援事業」（労働雇用戦略課）
や「地方創生人材育成事業」（産業人材育成センター）があり、一定の雇用は生
み出しているようである。

ただ、情報通信関連産業が、徳島県の強みである全国屈指のブロードバンド環
境を活かすことのできる成長分野であり、かつ雇用創出効果が高い産業であると
いうのであれば、県単独事業として、本事業と同様の事業を実施する余地がある
のか否かを、本事業の効果をより厳密に確認しながら、長期的な視点にたって、
事業規模や事業内容も含め、検討してみるべきである。

17 成長関連産業集積促進事業（企業支援課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

〔目的〕

県内経済の活性化及び雇用機会の確保を図るため、成長関連分野にターゲットを絞った企業立地及び本社機能の誘致を促進するとともに、工場用地の確保と企業立地推進体制の強化を図る。

ここで、「成長関連分野」としているのは、次のようなものである。

「LED関連産業」（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等の生産を行う業種）

「環境・エネルギー関連産業」（リチウムイオン電池、太陽電池、次世代輸送用機器、環境対応新素材等の関連業種）

「医療・介護・健康関連産業」（医薬品、医療機器、介護用品、機能性健康食品等の生産を行う業種）

〔概要〕

- ・大都市圏における企業誘致フォーラムの開催
- ・本県立地及び立地候補企業への訪問等による誘致活動
- ・地域再生計画の策定
- ・工場適地調査

（事業実施年度：平成27年度）

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補 100%
事業費（予算額計）						9,000
事業費	09 旅費					664
	01 その他旅費					664
	11 需用費					139

(決算額)	01 その他需用費					139
	12 役務費					1,546
	13 委託料					9,652
	14 使用料及び賃借料					5
	計	0	0	0	0	12,006

(2) 具体的事業内容

ア ビジネスフォーラムの開催

(ア) 「徳島ビジネスフォーラム in 東京」

(平成27年11月4日 ホテルオークラ東京)

150社、200名が参加

(イ) 「徳島ビジネスフォーラム in 大阪」

(平成28年2月3日 ホテル阪神)

160社、280名が参加

(ウ) LEDをはじめとする本県ものづくり先端産業の集積状況や、全国屈指のブロードバンド環境など、本県の立地環境及び産業施策等のPRを実施。

イ 本県立地及び立地候補企業に対する積極的な誘致訪問活動の実施

ウ 国の地方拠点強化税制の優遇措置を活用するための要件となる、地域再生法に基づく地域再生計画を策定

エ 開発可能な候補地、遊休地等の工場適地調査の実施

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

本事業は、企画やアイデアが重要な要素となるので、プロポーザル方式により随意契約の委託先を決める手続きをとったことは妥当である。

イ 事業評価の有効性

(ア) 重要業績評価指標（KPI）

- ・「成長分野」関連企業の本社機能誘致数（③15社）
「新未来『創造』とくしま行動計画」における数値目標
- ・「成長分野」関連企業の奨励指定における立地数（②18社→⑩24社）
- ・「本社機能移転」に関する補助制度の拡充（⑦～補助率25%）

(イ) 自己評価

「LED」「環境・エネルギー」「健康・医療」などの成長分野については、関連企業のさらなる立地や域内企業の事業拡大が期待できることから、重点的に企業誘致に取り組んでいる。

また、本社機能移転については、国の施策に呼応した本県独自の取組みとして、平成27年度、補助率の拡充を図った結果、兵庫県の清涼飲料水製造業者1社（成長分野以外）の本社機能（企画、研究開発、管理業務部門）の一部移転が実現した。そのことにより、新たに5名が雇用された。

なお、成長分野関連企業の奨励指定における立地数は、平成27年度末の実績は目標値を達成しており（⑦19社）、補助制度の活用により、県内における雇用の場の確保と地域経済の活性化が図られているものと考えている。

（問題の所在）

奨励指定は、企業立地補助制度上、補助金の交付申請者から奨励指定工場の指定申請を受理し、知事が、その内容を審査して、指定の適否を決定する仕組みになっている。奨励指定は、工場の設置が新規であるか否かに限らず行われるし、新規地元雇用者数も10人以上の場合に段階的に補助率が決まるものであり、奨励指定数に単純に比例して、雇用者数が増えるわけではない。

本事業と同じ担当課の他の事業では、雇用創出の効果を人数で出しており、本事業においても、同様の効果の測定が可能だと思われる。

（意見）

本事業の目的が県内経済の活性化及び雇用機会の確保にある以上、雇用創

出の効果を人数で示す評価基準の設定を、その設定が不可能であるという事情がない限り、検討してみるべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

企業の投資が一朝一夕に決まるようなものではないし、本事業は平成27年度の事業であるから、事業内容の有効性・効率性を即断することはできない。

(問題の所在)

本事業のように成長関連産業に焦点を当てたものではないが、同様のビジネスフォーラムは、平成23年度から、東京・大阪で開催している。長い時間をかけて同様の働きかけを続けてきたことを考えると、十分な成果が出ているとはいえない。

(意見)

「景気見通しの不透明さ、ますます激化する各自治体間の誘致競争など、企業立地を取り巻く環境は依然と厳しいが、引き続き、成長分野にターゲットを絞った効率的かつ戦略的な企業誘致を推進する。」と今後の方針を定めており、フォーラムの内容も毎回工夫されているようではあるが、目標達成のために、より一層の工夫が望まれるところである。

18 外資系企業対日投資促進事業（企業支援課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

〔目的〕

LEDをはじめとして、医薬品、機械金属などの分野において優れた企業が多く立地する徳島県の強みを活かし、県内企業との製品開発など、地域イノベーションの創出が期待できる外資系企業をターゲットにして、徳島県への投資を促進する。

〔概要〕

徳島県への投資を促進するためのPR（事業実施年度：平成27年度）

- ・対日投資セミナー等の開催経費
- ・外国語版企業誘致ホームページの作成
- ・外国メディアを活用した情報発信

イ 事業費

（単位：千円）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分					国補 100%
事業費（予算額計）					20,000
事業費（決算額）	09 旅費				492
	01 その他旅費				412
	41 費用弁償				80
	11 需用費				20
	01 その他需用費				20
	12 役務費				253
	13 委託料				13,617
	計	0	0	0	14,382

(2) 具体的事業内容

- ア
 - ・徳島県外資系企業誘致セミナー(平成28年2月8日 ホテルオークラ東京)
LEDをはじめとする徳島県のものづくり先端産業の集積状況や、全国屈指の光ブロードバンド環境など、徳島県の立地環境及び産業施策等のPRを実施。約90社、130名が参加。
 - ・東南アジア各国・インドメディアによる情報発信
徳島県に関するドキュメンタリー映像を制作、8カ国のメディアで放送・配信。
 - ・徳島県企業誘致ガイド（英語版）のホームページ作成

イ 平成28年度以降について

本事業に特化した予算措置は取られていないが、誘致に係る情報収集・PR活動（個別企業訪問、ホームページによる情報発信等）を継続して行う。

(3) 監査結果

- ア 事業遂行手続の適法性・妥当性
特に問題はない。

イ 事業評価の有効性

- (ア) 「新未来『創造』とくしま行動計画」における数値目標
外資系企業からの引き合い件数（累計）（②⑤→③⑩ 20件）
- (イ) 自己評価

地域経済の活性化と雇用の創出に向け、徳島県の優れた立地環境や立地優遇制度のPRにより、企業誘致活動を積極的に展開しているところであるが、平成27年度は、首都圏の外資系企業を対象とした誘致セミナー、海外メディアを活用した徳島の情報発信等に取り組み、外資系企業の将来の進出に向けての契機づくりに努めたところである。（⑦外資系企業引き合い件数1件）

この機を活かすため、さらなる展開として、外資系企業向け補助制度（事業所設置・運営に対する補助）を創設したほか、ジェトロと連携した誘致方策の検討などを行うこととしており、こうした取組みの積み重ねが、徳島県

進出の契機づくりにつながるものと考えている。

(問題の所在)

数値目標を設定することは、重要なことであり、投資の「促進」という側面に重点をおくならば、「引き合い件数」を目標数値として設定するのも一つの評価方法なのかもしれない。しかしながら、最終的な目的は「投資」の実現のはずであり、引き合いがあつただけで実際の投資につながらなければ、最終的な目的を達成したことにはならない。よって、「引き合い件数」を目標の数値として設定するのは、適正であるとは言い難い。

「投資促進」は実際の投資の実現を目的としてなされるものである以上、数値目標は、やはり実現した誘致数にするべきである。

もっとも、投資の実現は一朝一夕に実現できるようなものではないし、内国資本の誘致も容易でないのが現状であることに鑑みるなら、数値目標は1でもよいと思われる。徳島県や他の地方のおかれた状況から見ると、誘致数1という数値目標を設定することは、決して消極的なものではなく、むしろ積極的な目標設定と捉えることもできるはずである。

(意見)

事業の最終的な目的は「投資」の実現のはずであるから、数値目標は、実現した誘致数にするべきである。もっとも、徳島県や他の地方のおかれた状況から見ると、誘致数1という数値目標を設定することでもよいと思われる。

ウ 事業内容の有効性・効率性

企業の投資が一朝一夕に決まるようなものではないことから、事業内容の有効性・効率性を即断することはできない。また、外資系企業引き合い件数が1件あったという事実をもって、事業の有効性・効率性を判断できるものでもない。

(問題の所在)

本事業ではセミナーが開かれているところ、そのセミナーが、仮に徳島県内で開催されたのであれば、徳島県民に間接的にせよ何らかの利益をもたらせたと言

えるかもしれないが、セミナーの性質上どうしても東京で開催せざるを得ないものであり、実際、セミナーが開催されたのは東京である。本事業の実施によって、ホームページの改定作業が行われ、その発注が徳島県内の企業になされているものの、契約額はさほど大きなものではなく、結局、本事業を実施することによって徳島県民に間接的にせよもたらされた利益は、限定的なものであると言わざるを得ない。

本事業は、国の100パーセント補助事業であり、県からの予算上の出捐はなく、徳島県の財政には特段の不利益は与えていないようにも思われるが、本事業の資料を見る限り、業務量は膨大である。

内国資本の誘致についても目標達成が困難な中で、外資の投資を促進する（最終的には外資の投資を実現する。）というのは、極めてハードルの高い目標であり、本事業に外資系企業の投資を促進する効果がどれだけあったといえるのか疑問の残るところである。

(意見)

外資系企業の投資は短期間で実現できるものではないので、事業内容の有効性・効率性を即断することはできないが、本事業のように、最終的な目標達成の実現可能性が非常に低いと判断せざるを得ないものについては、例え、国の補助金が利用でき、県財政に直接的な不利益を及ぼさない場合であったとしても、最終的な目標達成の実現可能性の程度や県全体に与える影響を総合的に見極めたうえで、実施するか否かを慎重に検討するべきである。

IV UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの

1 攻めの「U I Jターン」獲得促進事業（労働雇用戦略課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

地域の中堅・中小企業では、経営等に携われるプロフェッショナル人材が不足しているため、企業において、事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材のU I Jターン就職の推進を図り、県内企業におけるプロフェッショナル人材の確保を支援する。県内企業の新事業の立ち上げや販路開拓など「攻めの経営」に向けた転身を促進するため、企業に対して都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材を受け入れる際の費用の半額を助成する。

また、学生の大企業志向の一方、学生が地方の企業情報に触れる機会は少なく、企業の求める人材と学生の希望とのミスマッチが生じている。都市圏でマッチングやセミナー等を開催し、県外に進学した学生が地方の企業情報に触れる機会を増やすことでミスマッチを防止し、県内の労働力人口の確保を目指す。

さらに、既存のU I Jターン就職支援サイトを改修し、学生へのメールマガ配信機能を追加するとともに、県内企業や就活イベント等の情報発信を強化し、Uターンへの意識付けを図ることで、県外に進学した学生のUターン就職を促進する。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補 100%
事業費（予算額計）						35,000
事業費（決算額）	09 旅費					510
	01 その他旅費					510
	12 役務費					32
	13 委託料					9,941
	19 負担金、補助及び交付金					1,206

計	0	0	0	11,689
---	---	---	---	--------

(2) 具体的事業内容

(ア) プロフェッショナル人材U I Jターン助成金

地方の中堅・中小企業において、域外で働くプロフェッショナル人材が正式な雇用契約の前に「お試し就業」する際に企業が支払う基本給与等の半額を助成し、都市部のプロフェッショナル人材の地方への転職を促進した。

県内企業1社に対し、プロフェッショナル人材1名分の助成金が支給された。3か月分の給与等の半額である120万6,000円につき助成金として支給され、実績報告書が提出された平成28年3月1日時点で、かかる1名は継続雇用されている。

(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催

就職におけるミスマッチを防止するとともに、県内企業の魅力を学生に知ってもらうため、都市圏などにおいて、学生等と県内企業のマッチングの機会を提供することで、県内企業にも目を向けてもらい、県外の大学に進学した学生等の県内企業への就職を促進する。東京、大阪での大学生等と企業マッチングイベントを開催した。

具体的には、次のとおり。

- ①平成27年9月12日（土）、大阪市（梅田スカイビル タワーウエスト3階 ステラホール）、求人企業32社、求職者100名
- ②平成28年2月10日（水）、東京都（水道橋東京ドームシティプリズムホール）、求人企業6社、求職者28名
- ③平成28年3月1日（火）、東京都（池袋サンシャインシティ）、求人企業6社、求職者21名
- ④平成28年3月8日（火）、大阪市（マイドームおおさか）、求人企業14社、求職者45名

(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修

学生の早期Uターンへの意識付けのためのメルマガ配信、情報発信やアン

ケート調査等のため、既存システムを改修する。また、システムを活用し、プロフェッショナル人材等のU I Jターン促進のための情報発信を行う。

①学生へのメルマガ配信機能及びU I Jターン意識調査等のアンケート機能の追加

②県内企業の情報をシステムから直接入力を可能とし、情報の即時性を向上

③県内企業のインターンシップ情報の追加

④U I Jターンの求人・求職情報のサイトからの情報提供

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) プロフェッショナル人材U I Jターン助成金

a 助成金交付要件の妥当性

助成金交付要件は、内閣府から示された内容にもとづき、①県内の中堅・中小企業等であり、受入れ人材の就業地が県内にあること、②受入れ人材は県外からの転職者であること、③受入れ企業は、正規雇用または正規雇用のためのお試し就業を一定期間行うこと、④受入れ企業に、県税及び国税に滞納がないこと等とされており、プロフェッショナル人材の要件も内閣府のイメージを用い、⑤県内への転職者であり、概ね10年以上の実務経験を有し、事業創出力や経営改善等に繋がるような活躍が期待できる人材とされている。

都道府県域外から県内の中堅・中小企業にプロフェッショナル人材を受け入れることがU I Jターン助成金支出の原則とされているところ、いずれの要件も内閣府から示されたものに従っており、妥当である。

b 要件充足性の確認手段の妥当性

要件充足性の確認は、①については企業のホームページ、会社概要等、事業計画書、②については県内転入後の住民票の写し、③については労働条件通知書兼雇用契約書、④については県と国の納税証明書、⑤については事業計画書、履歴書、職務経歴書、会社への聞き取りによって行われてい

る。

いずれの方法も妥当である。

(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催

a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性

4回のイベントのうち、①については2社によるプロポーザルを経た随意契約、②③④については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、委託先が選定されている。

①のイベントについては県が主催するマッチングイベントであり、②③④のイベントについては民間事業者が主催するマッチングイベント等へのブース出展による参加である。なお、②③④のイベントのブース出展料は定額であるため、金額はブース数や面積で決まっており、委託業務の受託者が誰であってもその金額に差異はない。

②のイベントについては、地方自治体など、企業以外が参加する場合には、イベント主催者から「職業紹介資格」の保持者をブース内に配置するよう求められており、県は当時、その資格を持っていなかったことから、「職業紹介資格」を持つ②の委託先を選定した。

また、②の委託先は、過去に、同じ主催者が開催するイベントに出展した際、主催者との交渉により、参加企業数の半分以下のブース数でのイベント参加を可能としている実績があり、少ないブース数で多くの企業を参加させるため、過去に実績のあった②の委託先を選定しているが、他の団体においても、同様の結果が得られる可能性がないとは言えない。

③④のイベントは、全国規模の企業が就職セミナーを開催している会場内に、Uターンコーナーが設けられており、徳島県も他の地方自治体等と同様に、複数の企業とともに参加している。

このイベントの全体運営主体である民間事業者（以下「全体運営事業者」という。）は、全国29都道府県の地域の新聞社や地元に特化した就職情報会社との間にネットワークを形成しており、徳島県では、③④の委託先がネットワークに加盟し、全体運営事業者と連携して、都市圏や徳島県内で広くマッチングイベント等の就職支援事業を行っている。

全体運営事業者が管理する「就職支援サイト」内に、③④の委託先は無料でイベント告知を掲載することができるとともに、当該サイト登録者のうち、関東圏・関西圏においてUターン等就職を希望する者に対し、DMやメルマガ等による告知を行うことも可能であった。

両者の連携による周知広報等のメリットは大きなものであると考えるが、ネットワーク内の両者の連携関係のみをもって「類似の団体がない」という随意契約の理由の説明とするのには疑問が残る。

例えば、②の委託先であっても③④のUターンコーナーに係る業務を行うことは可能であると思われるが、この場合、連携による周知広報等のメリットは得られないため、同程度の周知広報を行うには、③④の委託先よりも必要経費が高額になる可能性が高い。

このような理由により、③④の委託先が最も安価な委託料で業務を実施できるであろうと認識したと考えられるが、②③④の業務が①と比較して内容が平易なものであり、プロポーザルのように企画案を比較するようなものでなかつたとしても、委託金額の合理化の面から考える場合、あらゆる可能性を排除せず、少なくとも、委託金額については別の事業者から見積もりを徴収するなどし、比較検討が必要だったと考えられる。

(指摘)

4回のイベントのうち3回について、プロポーザルを経ておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とすることの根拠を欠いていると言わざるを得ない。

過去の実績や全体運営事業者との連携や周知広報などの点において、当該委託先を選定するメリットはあったかもしれないが、それのみで随意契約の理由である「類似の団体がないこと」にはあたらない。

契約金額が最も安価であろうとの推察のもと、随意契約で委託先を選定するのではなく、業務内容によってはプロポーザルを経る、あるいは必要経費の見積もりをとり、その金額が妥当なものであるか、また、委託先として最適であるか、比較検討すべきである。

(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修

a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性

一般競争入札で2社が参加し、予定価格378万円のところ、約257万円で落札されている。なお、他の1社の入札価格は約1,058万円であった。

ウェブサイトのシステム改修業務であることからすると、多数の入札があってもおかしくないと思われるのに、2社のみの入札にとどまっている。一般競争入札を行ったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働かないおそれがある。実際、2社の入札価格が大きく異なる点から考えても、適正な競争原理が働いたかどうか疑わしい。

本事業は、委託料が257万円という少なくない金額のものであるから、適正な競争が担保されるだけの入札者数が確保できるように工夫すべきである。

(意見)

入札を行ったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働かないおそれがある。適正な競争が担保されるだけの入札者数が確保できるよう
に工夫すべきである。

イ 事業評価の有効性

(ア) プロフェッショナル人材U.I.Jターン助成金

a 目標の内容の妥当性

目標の内容は、「5か年の累計で正規雇用数25人」とされている。

お試し就業を含んでいる本助成金の利用件数ではなく、お試し就業後の正規雇用数に関する目標を立てている点につき評価すべきである。

予算要求の段階では一人当たり100万円として22名分の予算を想定している。また、上限額（一人当たり200万円）ずつ支給したとすると、11名分の予算想定となる。このことからすると、年間11～22名程度について助成金交付して、そのうち5名につき正規雇用されることを目標としていることになり、この点も妥当であると考えられる。

(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催

a 目標を立てることの必要性

目標の内容は、「イベント参加者のうち県内企業就職内定者数30名」とされている。

イベントへの参加人数ではなく、就職内定者数という成果に関する目標を立てている点につき評価すべきである。

30名という人数については、県外でのマッチングイベントの事例がないため、県内のイベントの過去の実績（平成26年：24名、25年20名、24年30名）を参考にしたものであって、妥当である。

b 効果測定の必要性

イベントに参加した求職者へのアンケート（イベントの満足度、参加理由、イベントを知った媒体、U I Jターンの希望度など）を実施しており、必要な効果測定がなされている。集めた情報を、今後のイベント開催に際して活用することが重要である。

(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修

a 目標を立てることの必要性

この事業については、達成目標が立てられていない。この点、システム改修自体から直接的になんらかの結果が生まれるわけではないとの考えから、達成目標が立てにくいという事情があるものと思われる。

しかし、この事業は、①認知度の低かった若年者就職支援サイトをUターン就職支援サイトに集約して一つのサイトで情報提供すること、②学生向けメルマガ配信を開始して県外在住の大学生にも情報提供すること、③徳島県企業ガイドを充実させて広く県内外に情報発信すること、を目的としたものである。事業の目的について意識的に検討されている点は評価できるところであり、これらの目的について、具体的な達成目標を立てることも十分に可能なはずである。

よって、システム改修といえども、事業を行う以上は、その目的達成に

とって効果的であったかどうかの検証を行う視点を持つために、なんらかの達成目標を立てることがのぞましい。

この事業については、システム改修前には紙ベースで受け付けていた求人登録について、電子データへの移行と登録期間の更新確認の目途が立った段階で、サイトのリニューアル前後での登録者数の増減等について結果の分析を行うことが予定されている。

例えば、サイトのリニューアル後の登録者数につき達成目標を設定することは不可能ではない。そして、登録者数の増減等について結果を分析するのであれば、その分析結果を活用しなければならない。どのように分析したか、分析結果をどのように活用したか、について説明できるようにすることも必要であろう。

(意見)

具体的な達成目標を設定し、結果を分析したうえで分析結果を活用すべきである。なお、どのように分析したか、分析結果をどのように活用したかにつき説明できるようにしなければならない。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) プロフェッショナル人材U I Jターン助成金

a 事業の必要性

本事業は、前記のとおりの目的でなされているものであって、人口減少対策に直接的に効果をもたらすものである。事業目的、事業内容に照らして、その必要性が認められ、重要な事業であると考えられる。適正に推進していくことが望まれる。

b 周知方法の妥当性

周知方法は、①県ホームページでの募集要領等の広報、②マスコミへの資料提供、③プロフェッショナル人材戦略拠点の企業配布用リーフレットへの掲載、④企業に配布される広報誌「労働徳島」への掲載、⑤「とくしまジョブステーション」のUターン求人登録企業への募集要領送付、であ

る。

周知方法の工夫が必要である。申請した企業の担当者から、どの媒体から情報を得たかについて確認をとっており、今後の工夫に向けて必要な調査はなされているといえる。よって、その結果をもとにして、より効果の上がる周知方法につき工夫されたい。

(意見)

より効果の上がる周知方法につき工夫されたい。

c 実績

平成27年度の実績は1名のみであり、募集期間が11月1日から2月29日と短かったことを考慮しても、実績としては低いと言わざるを得ない。また、助成金を交付した件数自体も、正規雇用に繋がり実績となった1件のみである。

「イ (ア) a」で述べたとおり、本事業は年間11～22名程度について助成金交付して、そのうち5名につき正規雇用されることを目標としていることになる。すると、募集期間は短いとはいえ4か月間あったのであるから、4～7名程度に助成金を交付していくべきである。しかし、実際には助成金を交付したのは1名のみであった。助成金制度の周知・募集の努力が足りないと言わざるを得ない。

(意見)

助成金制度の周知・募集の方法を工夫し、努力すべきである。

(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催

a 事業の必要性

本事業の目的は適正であって、イベントが成功すれば人口減少対策として大きな効果が期待できる。平成27年度の事業においては、後記「c」に述べるとおり満足できる成果を収めたとは言えないが、諦めて縮小するのではなく、課題を検証して改善し、効果の上がるイベントを開催できる

ようによすべきである。

b 周知方法の妥当性

イベントの告知は、東京、大阪在住のU I Jターン希望者や、就職支援協定締結大学の学生等に向けて、チラシ配布、新聞広告、フェア主催社のイベント広告、ホームページ等の方法で行った。

周知方法の工夫が必要である。前述のとおり、イベントに参加した求職者へのアンケート（イベントを知った媒体）を実施しており、必要な情報収集はなされている。集めた情報を踏まえて、周知方法を工夫することが重要である。

（意見）

イベントの周知方法につき、集めた情報を踏まえて、工夫するべきである。

c 実績

③のイベントにおける参加企業に対するアンケート結果によると、企業ブースへの訪問者数は、平均3.3名に過ぎない（1名：1社、2名：1社、3名：2社、5名：1社、6名：1社）。わざわざ東京まで出向いてイベント会場にブースを構えて1日がかりで、わずか3.3名の訪問者では、まったく成果が上がったとは言えない。アンケート結果において、1社が「不満」、5社が「やや不満」と回答しているのも当然である。アンケート結果では、「ブースの仕様についての印象」も、4社が「悪い」と答えており、具体的に「学生通路から社名板が見えづらく誘導しにくかった。」という指摘もなされている。

このような具体的な問題点については、現場に立ち会った職員がその場で改善することが望ましかったと言える。

（意見）

イベントにおける具体的な問題点について、現場に立ち会った職員がそ

の場で改善するべきであった。

上記のような厳しいアンケート結果に基づき、改善すべき点について検討がなされた結果、次年度においては、企業から要望の少なかった東京での開催をやめて、企業から要望の多かった大阪での開催を増やすことにしている。

この点、要望に沿った地域での開催を増やすことは有効であると考えられるが、人口が突出して多い首都圏からの人材獲得を諦めることは残念な方針と言わざるを得ない。東京でのイベント開催をやめるのではなく、過去のイベントから明らかになった課題を踏まえて、より充実したイベント開催を目指すべきである。また、開催場所以外の点においても、実際に開催する際には、アンケート結果も参考にして問題点を改善するよう努力すべきである。

(意見)

東京でのイベント開催をやめるのではなく、過去のイベントから明らかになった課題を踏まえて、より充実したイベント開催を目指すべきである。
また、開催場所以外の点においても、実際に開催する際には、アンケート結果も参考にして問題点を改善するよう努力すべきである。

(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修

a サイトの改修について

本事業の目的は、前記「イ (ウ) a」に記載したとおりであり、その目的からして必要性のある事業だと考えられる。

b チラシについて

チラシの内容に関して、「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」を利用することによってどのようなことができるのか、どのようなことによつて役立つか、わかりやすく記載されているとは言い難い。

配布の場所、方法等についても、より効果が上がるよう改善すべく検

討されたい。

(意見)

チラシの配布場所、方法等について、より効果が上がるよう改善する
よう検討すべきである。

(イ) 全体について

a 首都圏との違いのアピールについて

徳島県で得られる収入額は、首都圏の場合と比較して一般的に低額である。U I J ターンを検討する者にとって、徳島県で得られる収入額の低さがマイナス材料になることは多いと思われる。しかし、実態を見れば、徳島県では首都圏に比べて低い収入額であったとしても、家賃や物価が安いことなどから、首都圏に比べて豊かな生活を送ることができる現実がある。この現実を積極的に伝える努力が不可欠である。

現状では、U ターン就職相談会等において質問を受けた場合に、「徳島県は家賃や物価が安いので、都会のように給料が高くなくても生活できるし、都会と比べて地価も安いため、一軒家を持てる可能性も高い。」と伝え、家賃等については情報誌を持参して説明するなどされている。

しかし、質問を受けた場合に説明するだけでは足りない。U I J ターンを検討しているものの、「徳島県という地方都市に移住する以上は、豊かでない生活を強いられるのはしかたない。」と思い込んで、質問すらしない者も多くいるはずである。そのような者たちに、前述の現実を積極的に伝え、懸念を払拭すれば、U I J ターンはきっと増加するはずである。具体的には、例えば、「徳島では都会と違って、この程度の（都会に比べて低い）収入で、これほどの（都会に比べて豊かな）暮らしができる。」ということを、データや体験談を踏まえて説明するような資料を作成・配布することが考えられるところ、平成28年3月に本県地方創生推進課において「とくしま移住ガイド」と題する小冊子が制作されている。この小冊子は、徳島県で豊かに暮らすことができる様子をよく伝える内容となっており、高い評価に値する。本事業のインターネットサイトにおいても、この小冊子を公

開しているサイトへのリンクが張られており、妥当である。ただ、この小冊子で取り上げられている移住者の実例は、カフェオーナー、デザイン事務所経営者、阿波和紙職人であって、いずれも、専門的な資格や技能が必要な職種と言える。しかし、移住を検討している者の中には、会社や工場などの勤務を希望している者も少なくないはずであるから、そのような職種も含めた幅広い実例を紹介することが有効であると考えられる。そこで、本事業において、今後、ジョブステーションのパンフレットを作成する際には、かかる観点も踏まえて、より一層幅広い職種の実例を紹介することを検討されたい。

(意見)

徳島県では首都圏に比べて低い収入額であったとしても、家賃や物価が安いことなどから、首都圏に比べて豊かな生活を送ることができる現実がある。質問を受けた場合に説明するだけではなく、上のような現実を積極的に伝える努力が不可欠である。

また、ジョブステーションのパンフレットを作成する際には、より一層幅広い職種の実例を紹介することを検討すべきである。

b 他の課との連携について

目的が類似の事業で他の課が担当しているものとして、地方創生推進課の「移住・交流情報発信強化事業」がある。

現状において、移住を検討している者からの相談について、移住全般にかかるものは「移住・交流情報発信強化事業」により設置された「徳島県移住・交流促進センター」で対応し、同時に仕事に関する相談も希望する場合には「ジョブナビとくしま」サイトでのU I J ターン求職者登録制度を案内するなど、ワンストップでのサービス提供がなされている。また、県外での移住交流フェアにブースを設置する際には、共同で参加している。

(意見)

今後も関連する他の課との連携を深め、無駄なく効果的に事業を推進さ

れたい。

2 大学連携・地方創生推進事業（県立総合大学校本部）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

大学等との連携による地域の課題解決や活性化を図るため、「課題解決先進県・徳島」を実証フィールドとした大学等による地域での教育・研究・社会貢献活動を支援した。

地域に密着した教育・研究活動や公開講座の開催等の地域貢献活動を促進するため、「大学等サテライトオフィス開設支援制度」を創設し、県内外の大学等の地域活動拠点（サテライトオフィス）の開設等に係る経費を助成した。

地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人材を育成するため、ボランティア活動を大学の単位として認める「ボランティアパスポート制度」を創設し、徳島大学において先行実施した。

また、地域貢献等に関する包括的な連携・協力を推進するため、協定を締結している徳島大学、徳島文理大学、四国大学及び明治大学との連携事業を実施した。

イ 事業費

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国費 100%
事業費（予算額計）						14,000
事業費（決算額）	08 報償費					181
	09 旅費					915
	01 その他旅費					667
	41 費用弁償					248
	11 需用費					550
	01 その他需用費					550
	13 委託料					2,672
	14 使用料及び賃借料					341
	19 負担金、補助及び交付金					5,572

	計	0	0	0	10,231
--	---	---	---	---	--------

(2) 具体的事業内容

(ア) 大学等サテライトオフィス開設支援事業

大学等が本県内にサテライトオフィス（本拠以外の地域で連携事業を行うために設置する事務所等）を設置し、地域と連携した教育・研究活動及び社会貢献に関する事業に要する経費に対し補助金を交付した。徳島大学に515万円、明治大学に42万2,150円を支給し、新たに県内3か所にサテライトオフィスが設置され、大学等サテライトオフィスの設置箇所数が10か所となった。

(イ) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業

「高等教育機関の長と知事の懇談会」や「徳島県・高等教育機関連携協議会」を開催し、県内の高等教育機関との連携を深めた。

また、「地域の課題解決」や「人材育成」を図るため、包括連携協定を締結している4大学（徳島大学、徳島文理大学、四国大学、明治大学）の教職員、学生が県内の地域と連携し、「農業体験」や「調査研究」などを行う、「地域連携フィールドワーク講座」13講座の開講を支援した。

加えて、地域の課題解決に挑戦し、地域社会に貢献できる人材育成を目的に、学生が県内各地域でボランティア活動に従事し、その活動を単位認定する「ボランティアパスポート制度」を、徳島大学との連携により創設し、モデル事業として徳島大学で先行実施した。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 大学等サテライトオフィス開設支援事業

a 補助金交付要件の妥当性

特に問題ない。

b 要件充足性の確認手段の妥当性

申請書類及び聞き取りによっており、問題ない。

c 補助金使途の確認

サテライトオフィスでの活動開始時に県担当者が立ち会っており、問題ない。

(イ) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業

a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性

徳島大学、四国大学、徳島文理大学に対し、いずれも2号随意契約でフィールドワーク講座実施につき委託している。業務の履行が可能な者が限定されていることは明らかであるから2号随意契約締結に問題はないし、その他の点においても問題性は見当たらない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 大学等サテライトオフィス開設支援事業

a 評価基準

大学サテライトオフィス設置箇所数：12箇所（H31年度目標）（vs 東京「とくしま回帰」総合戦略）

b 自己評価

「大学等サテライトオフィス開設支援制度」により、新たに県内3箇所に大学サテライトオフィスが設置され、大学等サテライトオフィスの設置箇所数が10箇所となった。

大学サテライトオフィスを地域活動拠点として活用することにより、地域に密着した教育・研究活動や公開講座の開催等の地域貢献活動を促進することができた。

c 上のaのような評価基準を設定し、bのとおりの自己評価をしている。

また、大学から提出を受ける実績報告書により、サテライトオフィスで実

施された地域の課題解決に向けた取組について確認をしており、オフィスを設置した市町村からも効果を確認しているとのことである。オフィス設置箇所数の増加だけでなく、その活用状況についてもフォローされており、適切である。

(イ) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業

a 評価基準

地域連携フィールドワーク講座の延べ参加人数：500人（H31年度目標）（「第2期徳島はぐくみプラン」重点目標、v s 東京「とくしま回帰」総合戦略）

b 自己評価

平成27年度は、「地域連携フィールドワーク講座」13講座の開講を支援し、延べ52日、525人の学生が参加した。

大学生等が地域住民の皆様とともに学ぶことにより、地域の課題を知るとともに地域への愛着形成につながった。

c 上のaのような評価基準を設定し、bのとおりの自己評価をしている。

また、大学から提出を受ける委託業務報告書により効果を確認しており、特に、地域における活動内容や参加学生の声から、地域住民と連携した取組や学生の地域への思いが増えていることがわかるとのことである。

ところで、具体的な目標としては、県内就職者50%以上とのことである。これは、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」のKPIとして定められたものである。この点、後述（ウ（イ）b）のとおり本事業は有意義なものであるから、具体的な目標について、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の全体的な目標にとどまらず、本事業独自の数値を設定することを検討されたい。例えば、本事業でフィールドワークに参加した学生のうち、県内就職への意識が高まった学生の割合を目標設定するなど、具体的に検討されたい。

(意見)

具体的な目標について、「vs 東京『とくしま回帰』総合戦略」の全体的な目標にとどまらず、本事業独自の数値を設定することを検討されたい。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 大学等サテライトオフィス開設支援事業

現在、県内3大学（徳島大学、徳島文理大学、四国大学）と、明治大学の4大学を対象に交付要綱を送付しているとのことである。これらの4大学の選定理由は、本県と包括連携協定を締結していることである。

この点、さらにサテライトオフィスの設置箇所数の拡大を目指すために、これらの4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。現状においても、本事業の対象をこれらの4大学に限定しているわけではなく、平成28年度においては4大学以外の大学によるサテライトオフィス開設の実績も上がっているようである。この平成28年度の他大学の実績については、地域の特定非営利活動法人と大学関係者の繋がりをきっかけにサテライトオフィス開設に至ったとのことである。このように自然なつながりから事業が広がっていくことも重要ではあるが、それ以上に、積極的に働きかけて、広げていく方法も検討すべきである。

(意見)

これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。

(イ) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業

a 上記(ア)で述べたのと同じく、事業の拡大を目指すために、4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。

(意見)

これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。

b　県立総合大学校本部に併設している「とくしま政策研究センター」の研究のうち「県内就職を促進する効果的なカリキュラム・授業開発」でも、県内出身者においては「徳島県の地域に入って体験しながら学ぶ授業（フィールドワーク等）」などの受講経験や地域学習経験がある者は、徳島県内で就職する率が統計的に有意に高いことが明らかとなっていることである。このような研究結果からして、本事業が有意義なものであることが裏付けられている。本事業が拡大し実績を上げれば、本県の若年者人口が確実に増加するものと思われる。本事業の内容は、人口減少対策にとって効果的なものとして評価すべきものである。

このように、有意義で効果的な事業であるから、対象を拡大することを検討すべきである。

本県においては、進学せず就職した高校卒業生が23.3%存在している（平成28年度徳島県学校基本調査結果速報）。それらの者が、高校を卒業するタイミングで県外に就職して流出してしまうのなく県内での就職が増えれば、人口減少対策として効果的である。また、進学する高校卒業生についても、高校在学中にフィールドワークに参加した経験があれば、将来県内で就職する可能性が高まるはずである。この点、本事業と同趣旨の事業で、高校生を対象としたものが、徳島県教育委員会の所管で行われている（スーパー онリーワンハイスクール事業）。かかる事業についても、本事業と同様に推進していくことが望ましい。

3 移住・交流情報発信強化事業（地方創生推進課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

徳島駅クレメントプラザ5階と東京交通会館（東京都千代田区有楽町）にワンストップの移住相談窓口を設置し、「移住コンシェルジュ」を配置することにより、相談対応や市町村との情報交換、しごと情報の提供、移住交流フェアでの情報発信など、移住交流の支援体制の強化を図る（移住交流支援体制整備事業）。

人口減少への対応として、本県の魅力を発信し、移住・交流を推進するため、移住に関する情報をタイムリーに発信できる移住ポータルサイトを構築する（移住・交流情報強化事業）。

サテライトオフィスの更なる誘致を図り、企業による人材確保につなげるため、サテライトオフィスでの新しい働き方の魅力を伝えるセミナー等を開催する（民間移住支援団体・企業等との連携推進）。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補 100%
事業費（予算額計）						44,000
事業費（決算額）	08 報償費					731
	09 旅費					1,200
	01 その他旅費					448
	41 費用弁償					752
	11 需用費					6,733
	01 その他需用費					6,733
	12 役務費					2,171
	13 委託料					29,712
	14 使用料及び賃借料					1,300
	18 備品購入費					97

19 負担金、補助及び交付金					2,051
計	0	0	0	0	43,995

(2) 具体的事業内容

(ア) 移住交流支援体制整備事業

次の各事業を展開した。

a とくしま移住コンシェルジュ業務

株式会社Aに委託して、次のとおり移住希望者の相談に対応した。

相談窓口業務（とくしまジョブステーション内（徳島駅クレメントプラザ5階））

情報発信業務（雑誌に10回掲載、PRうちわを制作）

移住交流イベント等支援業務（東京5回、大阪1回）

b 「住んでみんで徳島で！移住相談センター」設置事業

特定非営利活動法人Bに委託して、次のとおり相談センターを運営した。

場所：ふるさと暮らし情報センター（東京交通会館内）

展示パネル：B1ポスター1枚

移住相談員：1名配置（東京）

c 徳島県移住イベント開催業務

株式会社Cに委託して、次のとおり広告掲載及びイベント開催を行った。

広告掲載　掲載誌：TURNS 14号

掲載内容：移住者の紹介、イベント情報、その他

ページ数：見開き2ページ

イベント　場所：銀座ファーマーズラボ（東京交通会館6階）

日時：平成27年11月1日（日）午後1時から

参加者数：26名

内容：徳島県の紹介と魅力PR、ゲストによるトーク

セッション、ゲストと参加者のフリートーク、

懇親会

d T U R N S ツアー徳島開催業務

株式会社Cに委託して、次のとおり東京からの移住体験ツアーを開催した。

実施日：平成28年3月26～17日（1泊2日）

参加人数：13名

e 移住交流フェア用グッズ作成業務

Dに委託して、次のとおりフェア用グッズを作成した。

のぼり20枚、椅子カバー50枚、長机用クロス20枚、透明手提げ袋1,000枚、半袖ポロシャツ30枚。

(イ) 移住・交流情報強化事業

次の各事業を展開した。

a 徳島県移住・交流ウェブサイト構築業務

株式会社Eに委託して、移住希望者が情報収集することに資するシステム・コンテンツを作成した。

b とくしま移住者受入れガイドブック作成業務

一般社団法人Fに委託して、県内各地域の移住・定住の促進に向けた取組事例の外部発信に資するガイドブックを作成した。

(ウ) 民間移住支援団体・企業等との連携推進

次の事業を展開した。

a 「とくしまで住み隊」会員証及び「とくしま移住サポート企業」表示ステッカー作成業務

Dに委託して、次のとおり会員証及びステッカーを作成した。

「とくしまで住み隊」会員証3,000枚、「とくしま移住サポート企業」表示ステッカー1,000枚。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 移住交流支援体制整備事業

a とくしま移住コンシェルジュ業務

(a) 隨意契約

公募要項や業務仕様書を県ホームページに掲載して提案者を募集し、受託者選定委員会（外部有識者を含む。）を開催して企画提案書のヒアリング審査を実施し、企画案の妥当性・有効性、業務実施体制及び計画の実現性、移住コンシェルジュの適性、経費の妥当性などの項目により評価を行い、受託者を選定した。2社の応募の中から適正な手続きを経て選定されており、特に問題ない。

(b) 完了後の検査

完了後の検査については、完了報告の際、相談状況報告書、コンシェルジュ活動状況報告書等の添付を求めており、その内容の検査を行ったうえ、制作物としての看板、チラシ、情報誌紙面等の確認を行った。

参加イベントの数について、契約段階で想定されていた「東京5回程度、大阪3回程度」と、実際に行われた「東京5回、大阪1回」が相違しているが、この点については、イベント内容は必要人員に応じて参加者を決めるため事前に回数を確定することが困難であることによるものであり、契約内容として想定される範囲内の誤差であるとの検討がなされており、問題ない。

また、媒体発信について、業務仕様書に記載された「ウェブサイト、SNS、メルマガ」が、業務完了報告書では記載がないものの、日常業務として実施されていることの確認がなされており、問題ない。

b 「住んでみんみで徳島で！移住相談センター」設置事業

(a) 隨意契約

委託先は、東京、大阪、埼玉を除く44道府県が会員となり、そのうち34県8市町が展示ブースを出し、29県1市が専従相談員を配置している、首都圏における移住相談、情報発信の拠点としての機能と実

績を有する唯一の団体であることから、2号随意契約を締結した。特に問題はない。

(b) 金額

ブース出展料や相談員の入件費は、他県と同様の基準で面積や人数に応じて定められており、特に問題はない。

c 徳島県移住イベント開催業務

(a) 随意契約

委託先は、地方移住をテーマとする雑誌を発行する会社である。地方移住をテーマとする雑誌は、委託先発行誌を含めて2誌のみであり、そのうち読者層が若いのは委託先発行誌1誌（「TURNS」）のみである。そこで、効果的に若者に働きかけるために2号随意契約を締結しており、特に問題はない。

(b) 金額

同種イベントの開催実績を持つ近隣県に聞き取り調査を行い、雑誌掲載費用及びイベント経費について近隣県の実績と差がないことを確認している。適切な事前調査がなされているといえる。

d TURNSツアー徳島開催業務

(a) 随意契約

東京からの移住体験ツアーを企画している委託先との間で2号随意契約を締結したものであり、特に問題はない。

(b) 金額

同種イベントの開催実績を持つ複数の近隣県に聞き取り調査を行い、費用の目安を確認している。適切な事前調査がなされているといえる。

e 移住交流フェア用グッズ作成業務

(a) 随意契約

2号随意契約を締結しているが、支出負担行為に係る一連の書類においてその根拠として記載されているのは、「100万円以内であること、

過去のポスターとデザインを統一する必要があること、他県と差別化できるデザインにする必要があること、委託先自身がUターン者であること」である。

このことについて、事業担当者に説明を求めたところ、「随意契約ガイドライン」において、2号の要件として例示されている項目のうち、

- ①目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき
- ②デザイン等を必要とし、価格競争では成果を期待し難い業務であるとき
- ③特殊な事情を有する業務で効果的、効率的に遂行することが必要なとき

の3つに該当することから、総合的に判断し、2号随意契約により、過去のポスターを作成したイラストレーターに一括して委託契約することとした、とのことである。

①については、県と市町村で構成する「とくしま『ふるさと回帰』推進協議会」において、徳島の魅力を発信するためPRポスターを作成しており、移住交流イベントにおいて、他県と差別化を図り、来場者の関心を引きつけ、印象に残るPRを行うためには、統一したデザインで継続的に実施する方が、より一層PR効果が高いと考え、ポスターと同じイラストレーターに作成を依頼したことである。

②については、次のような説明がなされた。つまり、移住交流フェア用グッズは、当時が初めての作成であるうえ、ポロシャツや椅子カバー、のぼりなど多岐にわたり、それぞれの形状や素材、大きさが全く異なっていた。これらをひとつひとつ完成させていくためには、イラストレーターとデザイナーが主になって、試作を重ねつつ、グッズの種類ごとにデザインを作成することが不可欠であったことから、価格競争の場合には、一連の作業の質や量の低下により、十分な成果が期待できない恐れがあり、グッズのクオリティに責任を持って一連の作業が監督できる、イラストレーターに作成を依頼したことである。

③については、次のような説明がなされた。つまり、デザイン完成後にグッズ製作を他の業者に委託するなど、デザインとグッズ製作を別々

に委託するより、②にもあるとおり、デザイン作成とグッズ製作を一括して委託し、同時並行して完成させる方が、レイアウトや色合いを確認しながら作業ができるため、より優れたデザインのグッズが製作できるうえ、製作期間も短縮できる。また、12県合同で開催する移住交流フェアをはじめ、市町村と共同で参加する移住交流イベントは日程が既に決まっており、できる限り早期に作成することでより多くのイベントでグッズを活用でき、PR効果が高まる。以上により、デザイン作成からグッズ製作までの作業工程が一体的に管理できるイラストレーターに作成を依頼したことである。

以上の理由から、一括して2号随意契約を締結したことであり、根拠はあるといえる。しかし、支出負担行為に係る一連の書類において2号随意契約とする根拠として記載された文章から、以上の説明内容が十分に伝わるとは言い難い。

(意見)

支出負担行為に係る一連の書類の記載方法を改善し、2号随意契約とする根拠の内容が十分に伝わるようにすべきである。

ところで、本事業の委託先はイラストレーターである。その委託先から提出された見積書で本事業の契約金額の内訳を見ると、委託先によるイラスト料は15万円であり、残りの84万8,880円は委託先が別業者に外注するグッズデザイン及び製作料になっている。

グッズデザイン及び製作料84万8,880円という金額の高低について判断することは困難であるが、事業費の大半を占めるこの84万8,880円が実際に支払われていることを、現状の資料から確認することはできない。後にその金額の妥当性が問題となる可能性もないとはいえないでのあるから、委託料の正当性を事後的に確認できるようにするため、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらうべきである。

(意見)

事業費の大半が、委託先から外注先に支払われる費用であることからすると、その金額の妥当性を事後的に確認できるようにするため、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらうべきである。

(イ) 移住・交流情報強化事業

a 徳島県移住・交流ウェブサイト構築業務

(a) 隨意契約

プロポーザル方式で2社から選定して随意契約を締結している。説明会には9社が参加したもの、プロポーザルに参加したのは2社のみであった（当初3社であったが1社辞退）。ウェブサイト構築業務であることからすると、多数の参加があることが自然とも思えるが、参加の条件として「ウェブサイトは『JoruriCMS』または徳島県内企業がオープンソースとして公開している CMS を利用または参考として開発することが望ましい」「CMS に求める基本的な機能条件は『JoruriCMS』に搭載されている機能と同等の機能を搭載する製品とすること」としたため、この条件を満たすことのできる企業が県内にはそれほど多くないことから、2社にとどまったとのことである。また、単なるウェブデザインにとどまらず、独自開発の機能も契約内容に含まれることから、参加が少なかつたとのことである。

しかし、プロポーザル方式をとったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働くかないおそれがある。本事業は、委託料が896万4,000円という少なくない金額のものであるから、適正な競争が担保されるだけの参加者数が確保できるようにより一層工夫することが望ましい。

(意見)

プロポーザル方式をとったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働くかないおそれがある。適正な競争が担保されるだけの参加者数が確保できるようにより一層工夫することが望ましい。

(b) 金額

プロポーザルを経たとはいえ、上記のとおり2社の比較しかできていない。本事業の内容がウェブサイト構築であることからすると、一般的に物の購入や建設工事等に比較して、県民からみると費用の妥当性が判断しにくいものである。すると、金額の妥当性が担保されるよう、より一層の工夫を検討することが望ましい。

(意見)

プロポーザルを経たとはいえ、上記のとおり2社の比較しかできていない。金額の妥当性が担保されるよう、より一層の工夫を検討することが望ましい。

b とくしま移住者受入れガイドブック作成業務

(a) 隨意契約

2号随意契約を締結しているが、その根拠は、「100万円以内であること、委託先が移住者支援をしていること、配信予定のウェブサイトの作成にも関与しているから一体的なイメージ戦略が可能であること」とされている。

このことについて、事業担当者に説明を求めたところ、2号随意契約の理由として内部文書に記載した「委託先が移住者支援をしていること、配信予定のウェブサイトの作成にも関与しているから一体的なイメージ戦略が可能であること」については、委託事業者が、既に発注していたウェブサイトの制作に関わっており、ガイドブック誌面の構成やデザイン、各種データ・記事等を移住交流ウェブサイトと共有できるため、当ガイドブックにおいても優れた構成・デザインや内容が期待できることから、価格競争では成果を期待し難い業務と判断した、とのことである。

本事業は、実質的には2号随意契約としたことにつき妥当であると考えられるものの、根拠として分かりやすく記載しておくべきであり、当該内部文書の記載方法は、その内容が十分に伝わるとは言い難く、記載

方法を改善すべきである。

(意見)

2号随意契約により委託契約するのであれば、その根拠と理由を分かりやすく明確に記載するよう、改善すべきである。

(ウ) 民間移住支援団体・企業等との連携推進

a 「とくしまで住み隊」会員証及び「とくしま移住サポート企業」表示ステッカー作成業務

(a) 随意契約

2号随意契約を締結しているが、その根拠は、「100万円以内であること、過去のポスターとデザインを統一する必要があること、他県と差別化できるデザインにする必要があること、委託先自身がUターン者であること、色校正につき調整対応可能な印刷業者への依頼と一括発注する必要性があること」として、過去のポスターを作成した事業者に、一括して委託している。

このことについて、事業担当者に説明を求めたところ、「随意契約ガイドライン」において、2号の要件として例示されている項目のうち、

- ①目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき
- ②デザイン等を必要とし、価格競争では成果を期待し難い業務であるとき

③特殊な事情を有する業務で効果的、効率的に遂行することが必要なとき

の3つに該当することから、総合的に判断し、2号随意契約により、過去のポスターを作成したイラストレーターに一括して委託契約することとした、とのことである。

①については、県と市町村で構成する「とくしま『ふるさと回帰』推進協議会」において、徳島の魅力を発信するためPRポスターを作成しており、そのポスターと統一したデザインによる「とくしまで住み隊」会員証及び「とくしま移住サポート企業」表示ステッカーを作成するこ

とで、他県と差別化を図り、より一層高いPR効果が期待できることから、過去のポスターと同じイラストレーターに作成を依頼したことである。

②については、会員証等の印刷物は、当時が初めての作成であるうえ、デザイナーが主になって、会員証、ステッカーの形や大きさ、色合い等を確認し、試作を重ねつつ作業を行うことが不可欠であったことから、価格競争の場合には、一連の作業の質や量の低下により、十分な成果が期待できない恐れがあり、印刷物のクオリティに責任を持って一連の作業が監督できる、イラストレーターに作成を依頼したことである。

③については、次のような説明がなされた。つまり、デザイン完成後にグッズ製作を他の業者に委託するなど、デザインと印刷を別々に委託するより、②にもあるとおり、デザイン作成と印刷を一括して委託し、同時並行して完成させる方が、レイアウトや色合いを確認しながら作業ができるため、より優れたデザインの会員証やステッカーが製作できるうえ、製作期間も短縮できる。また、ポスターの完成が平成27年6月であり、同年8月には徳島駅クレメントプラザ5階に「とくしま移住交流促進センター」が開設することに加え、年間を通じて東京・大阪での移住交流イベントが多数予定されており、製作期間を短期化することで「とくしまで住み隊」会員の募集機会が増えるとともに、「移住サポート企業」のサービス提供開始の早期化にもつながる。以上により、デザイン作成から印刷までの作業工程が一体的に管理できるイラストレーターに作成を依頼したことである。

以上の理由から、一括して2号随意契約を締結したことであり、根拠はあるといえる。しかし、支出負担行為に係る一連の書類において2号随意契約とする根拠として記載された文章から、以上の説明内容が十分に伝わるとは言い難い。

(意見)

支出負担行為に係る一連の書類の記載方法を改善し、2号随意契約とする根拠の内容が十分に伝わるようにすべきである。

ところで、本事業の委託先はイラストレーターである。その委託先から提出された見積書で本事業の契約金額の内訳を見ると、委託先によるデザイン料は9万円であり、残りの20万8,440円は委託先が別業者に外注する印刷費になっている。

印刷費20万8,440円という金額の高低について判断することは困難であるが、事業費の大半を占めるこの20万8,440円が実際に支払われていることを、現状の資料から確認することはできない。後にその金額の妥当性が問題となる可能性もないとはいえないのであるから、委託料の正当性を事後的に確認できるようにするために、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらうべきである。

(意見)

事業費の大半が、委託先から外注先に支払われる費用であることからすると、その金額の妥当性を事後的に確認できるようにするために、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらうべきである。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」及び「新未来『創造』とくしま行動計画」において、

- ・(県外からの)移住者数 ②5 80人 → ③1 850人
- ・転入・転出者数 ②5 転出超過 → ③2 均衡
- ・移住相談件数 ②5 372件 → ③0 2,000件

など、移住交流促進施策に関する大きな目標を掲げている。

上記の計画については、外部有識者が参加する「県政運営評価戦略会議」において、評価を受けることとなっており、会議には、各数値目標に対する実績や目標達成に向けた取組、自己評価等を記載した資料を提出しているとのことである。

目標達成に向けた取組には「移住相談センターの設置」や「東京、大阪で

の移住交流フェア出展」等、主要な事業を記載しており、この資料を基に外部有識者の評価を受け、事業の見直しを行っていることである。

個別の委託契約については、例えば「TURNSツアー徳島開催業務」であれば、参加者数については、他県の開催実績を参考に、参加者数10人以上との達成目標を設定し、ツアーの参加者数や実施報告書におけるアンケート調査により効果測定を行っていることである。

同様に「徳島県移住イベント開催業務」においても、他県の開催実績を参考に、参加者数30人以上を達成目標にしていることである。

また、「住んでみんなで徳島で！移住相談センター」は、個別の達成目標は立てていないものの、「新未来『創造』とくしま行動計画」における移住相談件数の達成目標の内数となっていることである。

一方、「移住交流フェア用グッズ作成業務」や「とくしま移住者受入れガイドブック作成業務」など、達成目標が立てにくい委託契約もあり、全ての委託契約において具体的な達成目標の設定を行っているわけではないが、「vs 東京『とくしま回帰』総合戦略」及び「新未来『創造』とくしま行動計画」における移住交流推進施策の「移住者数850人」や「転入・転出者数の均衡」、「移住相談件数」といった目標の達成に向けて、個別の委託契約においても、できる限り具体的な目標を設定していることである。

事業ごとに、可能な限り達成目標の設定が行われているようであり、基本的に妥当である。

ただし、数値目標を設定していたことを示す資料は、特に存在しないとのことである。今後は、事業を行う前に具体的な数値目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。そうしなければ、人事異動などにより、目標設定したことを事後的に確認できなくなって、事業の適切な評価ができなくなるおそれがある。簡単な記載で十分であるから、目標を設定した時点において、資料を作成しておくべきである。

(意見)

具体的な達成目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。

4 とくしま林業アカデミー事業（林業戦略課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

(ア) とくしま林業“プレ”アカデミー事業

新次元林業プロジェクトの目標である「新規林業従事者数（累計）546人（H36年）」を達成するため、林業現場の即戦力を育成する「とくしま林業アカデミー」の平成28年度開講にあたり、平成27年度から研修生募集活動やカリキュラム等の作成、研修備品等の整備を行った。

(イ) 新たな担い手確保事業

戦後の造林により森林資源が充実する中、高まる県産材需要に応えていくには、県産材の増産がこれまで以上に求められていることから、徳島県では、県産材生産量の倍増と、それに必要な新規林業就業者の確保を戦略目標とした「新次元林業プロジェクト」を推進している。

この新たな担い手を確保するにあたり、本事業では、平成27年度からは県内の高校生を対象に「職業としての林業」の意識付けを図るための林業出前授業や林業体験学習を行ったほか、県内外者を対象にU I Jターンを図るための相談会や林業就業イベントを開催した。

イ 事業費

(ア) とくしま林業“プレ”アカデミー事業

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						県単
事業費（予算額計）						9,247
事業費 (決算額)	19 負担金、補助 及び交付金					9,247
	計	0	0	0	0	9,247

(イ) 新たな担い手確保事業

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						県単
事業費（予算額計）						2,048
事業費 (決算額)	08 報償費					147
	09 旅費					242
	01 その他旅費					237
	41 費用弁償					5
	11 需用費					231
	01 その他需用費					231
	13 委託料					1,080
	14 使用料及び賃借料					283
	計	0	0	0	0	1,983

(2) 具体的事業内容

(ア) とくしま林業“プレ”アカデミー事業

a 「とくしま林業アカデミー」開講を県内外に周知を図り、10名程度の募集のところ、20名の応募があり、試験を実施した結果12名が合格した。その後1名の辞退があったため、第一期生は、20～40代の11名（全て男性）、7名の県内者と4名の県外者（埼玉県1名、千葉県1名、愛知県1名、兵庫県1名：Iターン2名、Uターン2名）となった。

b なお、「とくしま林業アカデミー」は、予定どおり平成28年4月1日に開講し、第一期生11名が座学や実習を修学している。

そして、平成28年度以降も、次の(a)及び(b)の理由から、引き続き10名程度の定員により、アカデミーを運営する予定にしている。

(a) 県内林業事業体が確保する新規就業者数は、例年20名程度という状況の中、「新次元林業プロジェクト」における新規林業就業者数の目標数值を達成するためには、あと10名程度の新規就業者の確保が必要であ

る。

- (b) 定員の増加に比例し、実習における監督者の増員も必要で、かつ、監督者には、林業技術、林業労働安全衛生等に関する専門知識が求められる実情を踏まえ、監督者としての有資格者を確保することが困難である。

(イ) 新たな担い手確保事業

県内外の就活イベントや体験会などにより、平成27年度の新規就業者数は37名となった。

また、三好高校やつるぎ高校など3つの高等学校、2つの中学校での出前事業、林業体験等の実施により、5名の高校生が森林組合等に就職した。

平成22年以降の実績は、下のようなものである。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規就業者数	13	29	26	15	12	37
うち高校新卒者		1			1	2

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) とくしま林業“プレ”アカデミー事業

特に問題はない。

(イ) 新たな担い手確保事業

特に問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」における数値目標

農林水産業新規就業者数（5か年の累計）

1, 150人

「新未来『創造』とくしま行動計画」における数値目標

新規林業就業者数（累計）

㉕15人→㉖60人㉗90人㉘120人㉙160人

(イ) 自己評価

新規林業就業者数（累計）^㉕15人^㉖27人^㉗64人であり、KPI又は行動計画における目標については、達成している。

現在、特に課題はないが、今後定員を増やすときには、運営している公益社団法人Aのスタッフ数や現場実習を協力してもらっている林業事業体の負担、現場移動の手段、予算などが課題である。

林業労働者の高齢化率は依然高く、若年者の養成・確保が急務である。

(現在の取組)

徳島県は、県産材の増産と利用の拡大を図るため、平成27年度に「新次元林業プロジェクト」を策定している。そこでは、平成26年度に28万立方メートルだった県産材生産量を同36年度までに60万立方メートルに増やすとともに、平成26年度に228人だった累計新規林業就業者数を同36年度までに546人とする戦略目標を立てている。

「新次元林業プロジェクト」における新規林業就業者数の目標数値を達成するためには、10名程度の新規就業者の確保が必要であり、平成28年度開講の「とくしま林業アカデミー」においては11名が研修を行っている。

(意見)

林業労働者の高齢化率が高く、今後の離職率も高まることが予想されること、新規林業就業者の定着率が不明であることなどに鑑みると、「新次元林業プロジェクト」に掲げる累計新規林業就業者数の戦略目標数は、見直しを迫られる可能性がある。現時点では、「とくしま林業アカデミー」の定員を増やすことが最も有効かつ的確な対応策であると思われる。10年という長い期間のプロジェクトであるから、その間においては、現状に応じて、戦略目標の見直しを柔軟に考えるべきであるし、累計新規林業就業者数の目標数値を上げる場合には「とくしま林業アカデミー」の定員増を検討してみるべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

- (ア) 県産材の増産を図るためにには累計新規林業就業者数を増やすことが必要であり、「とくしま林業アカデミー」がそのための有力な手段であることも明らかである。
- (イ) 県産材の増産と利用の拡大を図る「新次元林業プロジェクト」は多くの事業からなるものであるから、その中から本事業を単体として取り出してその効率性を判断することは困難であるが、第一期生11名は、20～40代（全て男性）であり、その内訳は、7名の県内者と4名の県外者（埼玉県1名、千葉県1名、愛知県1名、兵庫県1名：Iターン2名、Uターン2名）となっている。就業者を増やすという側面から見ても、また、人口を増やすという側面から見ても、「とくしま林業アカデミー」は即効性の認められる事業であるといえる。

（意見）

人口減少対策の面から見ても、「とくしま林業アカデミー」の定員を増やすことは、検討してみるべき課題である。

なお、県産材の利用の拡大は、本事業を推進するうえでの大前提になってい
る。その大前提が欠けると、新規に林業に就業した者の定着も危うくなる。
県産材の県内外、海外での需要の開拓には、大きな力を注ぐべきである。

5 サテライトオフィスおもてなし推進事業（地方創生推進課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

「とくしまサテライトオフィス・プロジェクト」は、地方に人と仕事の流れを生み出す地方創生のモデルとして全国から高い注目を集め、神山町を中心に多くの視察を受け入れている。その丁寧な受入れ体制は好評で、人が人を呼ぶ「連鎖と循環」が起こり、更なる誘致を促進する原動力となっている。この流れをさらに加速させ、強力に誘致活動を展開するため、県内3圏域に専属のコンシェルジュを配置する。

（事業開始 平成27年度）

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分						国補 100%
事業費（予算額計）						13,000
事業費（決算額）	09 旅費					604
	01 その他旅費					604
	13 委託料					8,396
	19 負担金、補助及び交付金					4,000
	計	0	0	0	0	13,000

(2) 具体的事業内容

（ア） I N A K A ・ オフィス・コンシェルジュ事業

県東部における事業として、特定非営利活動法人Aに委託して、コンシェルジュを配置した。利用可能な古民家情報の提供、マッチング相談や日常生活における支援を行うなど、サテライトオフィスを開設する企業に対して様々なサポートを行った。サテライトオフィス進出企業の県内の移動手段としてカーシェアリングを運営した。コンプレックスに入居する特典として企

業、団体、個人事業主に対して簡易看板を制作し提供した。

プロモーションチームが企画する視察ツアーの支援を行った。平成27年5月25日～27日に、美波町、徳島市、神山町、三好市を回った。

ウェブでの情報発信及び視察の受入れ対応を行った。ホームページやフェイスブックの管理・更新を行い、サテライトオフィスの魅力を発信した。全国からの視察者や報道機関の取材に対応した。視察者受入れ実績は、388団体の2,619名。

神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックスの運営で蓄積されたノウハウを生かし、サテライトオフィスの誘致やワーキングスペースの開設を検討する他地域に助言を行った。

消費者庁徳島移転試験業務のサポートを行った。

(イ) にし阿波サテライトオフィスコンシェルジュ事業

県西部における事業として、特定非営利活動法人Bに委託して、コンシェルジュを配置した。地域の若者でありサテライトオフィスに所属し初期からサテライトオフィスに関わっている人材を雇用した。ワークショップ運営者や三好市、美馬市と連携して、空き家調査を行った。既にサテライトオフィスを開設している企業に対し、イベント運営の助言と支援を行った。移住体験、就業体験の参加者に対し、地域の情報を紹介したり、地域の特性に合わせた生活の注意点をアドバイスしたりした。

サテライトオフィス誘致に向けた視察ツアーのコース提案、日程設定、関係者との全体調整を行った。視察ツアーの開催実績は、15回。地域の住民や企業と視察者との交流会を、9回開催した。既に進出しているサテライトオフィス企業に対し、地域のイベントへの参加促進、環境づくり、地域との交流促進を行った。実績は4回。

サテライトオフィス企業の情報を取材し（6か所）、積極的に地域の魅力発信を展開した。サテライトオフィス紹介リーフレットも作成した。地域のイベント等をパンフレットやホームページで紹介したほか、既に地域で活躍している移住者等の体験談をホームページに掲載し、移住やサテライトオフィス誘致のきっかけづくりを積極的に推進した。東京及び大阪で開催された企

業誘致・移住交流イベントにブース出展した。

(イ) C協議会への負担金

県南部における事業として、サテライトオフィスの誘致拡大等に関するこ
とを業務内容とするC協議会に負担金を支払った。

C協議会において、総合相談窓口（コンシェルジュ）を設置し、総合県民
局、関係町、既存サテライトオフィス、地域住民等と日程調整、連絡調整を行
い、企業、行政、大学等各種団体からの問合せ、視察の受入れ等に対応す
るとともに、圏域へのサテライトオフィス進出を考える企業に対して、相談
業務、受入れ支援、地域との交流促進業務を行った。

「四国の右下」サテライトオフィス認定制度に係る認定企業申請書の作成
支援、各種認定サービスの提供等の運用支援を行った。

東京で2回、大阪で1回、サテライトオフィス誘致イベントを開催した。

首都圏等での説明会等において、サテライトオフィス開設に關心を示す企
業に対して、南部圏域のアクティビティを組み合わせた視察ツアーを実施し
た。

関係機関が実施するフォーラムなどに積極的に参加し、南部圏域へのサテ
ライトオフィス誘致をPRした。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) I N A K A ・ オフィス・コンシェルジュ事業

過去3年で27社の県内進出という成果を得られたことにつき委託先の協
力が大きいこと、委託先による丁寧な受け入れ体制は新しい働き方やクリエ
イティブな環境を求めてやってくる企業の進出の決め手となるほど高く評価
されていること等を理由に、2号随意契約を締結した。

委託料500万円で契約締結し、その後、変更契約で委託料は439万
6,000円とされた。

特に問題はない。

(イ) にし阿波サテライトオフィスコンシェルジュ事業

プロポーザル方式により 2 社から選定して、委託料 400 万円で随意契約を締結した。

特に問題はない。

(ウ) C 協議会への負担金

C 協議会からの負担金交付申請（800 万円）を受けて、800 万円の負担金を交付した。C 協議会の収入は、阿南市 50 万円、那賀町 50 万円、牟岐町 50 万円、美波町 200 万円、海陽町 100 万円、本県 800 万円の合計 1,250 万円である。

このうち、サテライトオフィス誘致拡大のための総合相談窓口へのコンシェルジュ配置については 400 万円の予算が組まれ、401 万 2,539 円の決算額となっている。

特に問題はない。

イ 事業評価の有効性

(ア) 評価基準

- ・ v s 東京「とくしま回帰」総合戦略
- ・ 新未来「創造」とくしま行動計画

サテライトオフィス進出地域の拡大：H29：8 市町（H25：4 市町）

(イ) 自己評価

開設市町村も拡大し、平成 28 年 8 月現在、サテライトオフィスは徳島市、阿南市、三好市、神山町、美波町、牟岐町の 6 市町に 34 社進出しており、目標数値に向けて順調に推移している。

(ウ) 上の (ア) のような評価基準を設定し、上の (イ) のとおりの自己評価をしている。

評価基準について、進出企業の数ではなく、進出地域の拡大が目標とされ

ている。その趣旨は、全県的に限なく整備された「全国屈指の光ブロードバンド環境」を活かし、その先進地域である神山町や美波町におけるノウハウや情報を共有することにより、全県的な展開を進めていく点にあるとのことである。つまり、サテライトオフィスの誘致が、少子高齢化や人口減少が急速に進行する過疎集落を中心に、多様な人材の誘致・循環を促し、若者をはじめとする雇用の拡大や地域の再生・活性化につながる「集落再生」のモデルとなる取組であることから、県下全域にサテライトオフィスの進出が進むことを目指したものである。そうだとすれば、進出地域の拡大を目標とし、進出先市町数を評価基準とすることには合理性があるといえる。

ただ、進出企業数や常駐の就業者数だけでなく、実質的な就業者の数も把握することができれば、本事業の有効性についてより詳細な評価が可能になるし、本事業を将来どのように展開していくか検討する際にも重要な資料となりうる。

この点、サテライトオフィスの特性として、決まった数の就業者が常駐しているわけではないとの事情があるため、就業者数をどのように把握するかという問題点はあるが、例えば、1名が150日間滞在してサテライトオフィスに就業したら「1名×150日=150」、20名が3日間の研修にサテライトオフィスを利用したら「20名×3日=60」と数値化すれば、より詳細な評価をする際の資料となると思われる。

(意見)

進出地域の拡大を第一の目標として評価基準に設定しつつも、同時に、進出企業数や常駐の就業者数だけでなく、実質的な就業者数も把握していくようにするべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

サテライトオフィスを誘致するために3地域にわけてコンシェルジュを配置するという方法は効果的であると考えられるし、実際にその結果として実績が積み重なっていると言える。

3地域で異なる団体が、同じ目標に向けた取組みを行っていることからすると、

より効率的に進めるためには、3つの団体の間で情報を共有することが有意義だと考えられる。それぞれ独自の取組みを紹介し合ったり、成功事例を紹介し合ったりする機会を設けるべきである。この点、県や進出企業、関係市町村、コンシェルジュ、地元での受け入れ調整を行う特定非営利活動法人等で構成する「とくしまサテライトオフィス・プロモーション会議」を開催し、各主体・地域での取組や、進捗状況等の情報共有を図っていることである。また、その会議内で課題解決に向けた検討も行っており、具体的な成果として、空港からサテライトオフィスまでのアクセスの負担を軽減するために車を企業間で共同利用する「カーシェアリング」が制度化されたとのことである。効率化のための方策がとられているといえる。

6 外国人にやさしい徳島づくり推進事業（国際企画課）

(1) 事業概要

ア 事業目的・概要

徳島で暮らす外国人数は、平成27年末で5,012名であり、言葉や生活習慣の違い等から日常生活や就労といった面でさまざまなトラブルが生じている。

これらの外国人を社会の一員として受け入れ社会から排除されないようにするために、人種・国籍等にかかわらず、県内在住外国人が安全・快適に暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを推進する事業である。

生活支援講座（日本語教室）開催事業、外国人子育てサロン等開催事業、日本語教育のための学習教材作成事業、災害時外国人支援ネットワーク形成事業の他、各事業を円滑に実施するための運営委員会を開催しており、その事業を公益財団法人A（基本財産5億4,388万円、内5億円が徳島県の出捐金）に委託（一者随契）している。

イ 事業費

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源区分		県単	県単	国補定額 県単	国補定額 県単	国補定額 県単
事業費（予算額計）		16,533	18,548	20,263	19,647	20,858
事業費 (決算額)	08 報償費					56
	09 旅費					5
	41 費用弁償					5
	11 需用費					2
	51 食糧費					2
	12 役務費					6
	13 委託料	15,463	18,283	19,461	19,612	20,675
	計	15,463	18,283	19,461	19,612	20,744

(2) 具体的事業内容

ア 生活支援講座（日本語教室）開催事業

本県在住外国人の日常生活を支援するため、生活するまでの基礎知識の提供や日本語指導等を行う生活支援講座を開催するほか、来日間もない外国人や以前に日本語講座を受講したことのある方を対象に、短期間で効率的に日本語を習得・レベルアップするための集中講座を開催している。

・開催回数および日時

通年クラス（前期20回、後期20回）×6クラス

随時受付の特別入門クラス 1クラス

火、水、木、金、日 午前10時30分～正午

・開催場所 とくしま国際戦略センター会議室

・参加者数 244名

・業務委託先 公益財団法人A

・予算額 440万4,000円

・受講料 無料

イ 子育てサロンの開設事業

生活支援講座（日本語教室）開催時、希望する保護者に対して託児サービスを提供することで、小さな子どもを持つ親でも安心して日本語教育を受けられる環境を整備するために、子育てサロンを設置した。

ウ サマースクール（夏休み子ども日本語教室）の開設事業

外国籍の小中学生を対象に夏休み期間中の10日程度、とくしま国際戦略センターにおいてゲーム等を取り入れた子ども向けの日本語指導と苦手科目の指導等を行った。

・参加者数 27人

・予算額 285万円（日本語教室託児事業含む。）

エ 日本語教育のための学習教材作成事業

日常生活の場面に応じた会話例等、日本で生活する上で必要となる情報

を提供する日本語教材を作成した。

- ・作成部数 300部
- ・予算額 323万7,000円
- ・利用方法 当該事業の日本語教室で日本語学習者に生活の場面における基本的な会話を学習してもらう教材として利用しているほか、県内の地域国際交流協会や大学などの日本語教室に配布している。

オ 災害時外国人ネットワーク会議の開催

平時の啓発活動と災害発生時の具体的支援方法等について研究等を行うため、県、市町村、N G O、長期在住外国人、地域共生サポーター等でネットワーク会議を開催した。

- ・開催日時 平成27年8月26日 午後1時30分～2時30分
- ・開催場所 とくしま国際戦略センター会議室
- ・参加者数 33名
- ・予算額 297万2,000円（以下のカ、キ、クとの合計額）
- ・会議内容 外国人の支援窓口となる行政や関係団体、N G O等が現状の課題等について情報交換を行った。

カ 外国人向け防災研修会の開催

東日本大震災の経験を踏まえた、災害時に起こりうる在住外国人特有の問題や支援の方法について研修会を実施した。

- ・開催日時 平成27年7月8日、8月15日、9月15日、10月13日、平成28年3月25日の合計5回
- ・開催場所 A J E T徳島支部、T O P I A日本語教室、阿南工業高等専門学校（2回）徳島工業短期大学
- ・参加者数 78名
- ・予算額 297万2,000円（オ、キ、クとの合計額）
- ・研修会の内容 在住外国人や留学生に対し、地震、津波、台風、洪水についての知識や、防災用の非常袋等の備えなどを説明した。

キ 防災スタディツアーア

在住外国人の災害に対する意識を変え、防災の重要性を認識してもらうため、防災センターへのスタディツアーアを開催した。

- ・開催日時 平成27年9月13日 午後1時30分～3時
- ・開催場所 県立防災センター
- ・参加者数 21名
- ・予算額 297万2,000円（オ、カ、クとの合計額）
- ・内 容 在住外国人に地震体験、消火器の使い方、煙体験、台風体験などの防災センター内施設での体験を交えて防災について学んでもらった。

ク 災害時外国人支援通訳ボランティア研修会の開催

災害発生時に在住外国人を言葉の面でサポートするため、専門家を迎えた通訳技術のワークショップを実施した。

- ・開催日時 平成28年2月21日 午後1時30分～4時30分
- ・開催場所 とくしま国際戦略センター 会議室
- ・参加者数 31名
- ・予算額 297万2,000円（オ、カ、キとの合計額）
- ・内 容 医療通訳研究会から講師を招き、医療通訳に関する講演、ワークショップを実施し、在住外国人が抱える問題点や、地域に住む日本人が個人レベルでできる支援等について学んでもらった。

ケ 運営委員会の開催

各事業を円滑に実施するため、運営委員会を開催した。

- ・開催日時 平成27年5月27日、12月1日、平成28年3月2日の合計3回
- ・開催場所 とくしま国際戦略センター 会議室
- ・参加者数 第1回11名、第2回8名、第3回8名
- ・予算額 16万5,000円
- ・会議内容 日本語教室における課題や授業内容、また日本語指導ボランティ

アの養成講座の受講生をボランティアとして活動につなげられるなどを検討した。

(3) 監査結果

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

- (ア) 生活支援講座（日本語教室）開催事業を主とする在住外国人に対する事業のほとんどを、公益財団法人A（以下「A財団」という。）と随意契約している。
- (イ) これに対して徳島県は、「A財団は国際交流を積極的に推進し、国際交流に関する事業の企画および推進、国際交流に関する意識啓発、情報収集および提供さらには国際交流活動および県内在住外国人の支援の他、国際交流に関する県および関係各機関から委託された事業を実施しており、豊富な経験と専門的知識およびノウハウを有しているため」とし、その随意契約の理由（2号随契）としている。
- (ウ) 一方、C市には一般社団法人B（以下「B社団」という。）があり、C市はB社団に対し国際交流推進事業として業務を委託している。
- (エ) 上記のA財団とB社団との相違点としては、A財団が、総務省が各地方公共団体の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織として「地域国際化協会」と認定した団体であり、徳島県域を対象としているのに対し、B社団はC市内を対象としているところであり、両者の業務内容については重複しているものもあると思われる。
- (オ) つまり、C市内に在住する外国人に対する事業については競合している事業がある可能性がある。

(指摘)

A財団との随意契約については適切であるとは言い難い。今後は、本県において同様の業務を行っているB社団との重複の有無を検討し、指名競争入札等の是非を検討して頂きたい。

また、A財団との随意契約は、生活支援講座（日本語教室）開催事業を始め全ての事業を包括した契約となっている。契約金額は2,067万5,0

00円となっており、A財団はこの範囲内で事業をおこなっている。その結果、日本語教育のための学習教材作成事業に323万7,000円費やしている。この教材は合計で300冊作られており、従って作成費用は1冊当たり約1万円となっている。これは明らかに高額と言わざるを得ない。

このような結果が生じるのは、A財団との契約が包括的な随意契約となっているためであり、効率的な事業実施のためには委託内容を検討する必要がある。

今後は、委託事業の内容を分割する等の見直しを行い、B社団との競合も考慮に入れるとともに、あるいは教材作成なら外部委託する等の方法により、予算の削減に努めて頂きたい。

イ 事業評価の有効性

- (ア) 本事業の評価基準としては、「とくしま外国人支援ネットワーク会員数」平成31年330人となっている。これに対し実績数値は平成25年度162人、平成26年度204人、平成27年度251人となっており、順調に推移していると思われる。
- (イ) また、生活支援講座（日本語教室）においては、受講者数が平成26年度が100人であったが平成27年度は244人と増加している。この主な要因は、受講料の無料化と、授業内容の変更が考えられる。

(意見)

本事業の目的は、外国人を社会の一員として受け入れ社会から排除されないようにするために、人種・国籍等にかかわらず、県内在住外国人が安全・快適に暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを推進することにあるが、究極の目的は多文化共生のまちづくりを推進することにより、より多くの県内在住外国人を確保し、人口減少対策に資することにあると思われる。

したがって本事業の評価基準としては、会員の活動に対する満足度、紹介者数等を加えることも大切ではないだろうか。

ウ 事業内容の有効性・効率性

- (ア) 本事業の有効性は、各種の講座、研修会、スタディーツアー等を開催することにより、県内在住外国人の日常生活を支援するとともに、その満足度を高めより多くの外国人に県内に在住してもらうことがある。その意味で、本事業は有効に実施されていると言えるが、参加人数と県内在住の外国人の数を比較すると、まだ本事業が県内在住の外国人に周知されているとは言えない。また講座の内容についても、今後どのようにしてニーズを把握していくのかがはっきりしていない。
- (イ) 次に、本事業の効率性についてであるが、本事業の予算は約2,000万円となっており、必ずしも少額とは言い難い金額になっている。
- (ウ) それに対し本事業の参加人数は、生活支援講座（日本語教室）で244名、サマースクール（夏休み子ども日本語教室）で27名、災害時外国人支援ネットワーク会議で33名、外国人向け防災研修会で78名、防災スタディーツアーで21名、災害時外国人支援通訳ボランティア研修会で31名と予算額の割には参加人数は少ないようと思われる。

（意見）

本事業をさらに有効的にするには、新たなニーズを見つけるとともに、県内在住の外国人に周知することが重要になってくる。そのためには今の参加者に対しアンケートを実施し今後のニーズを把握するとともに、参加者の口コミの促進、ホームページの開設・更新、SNSの利用等を実施する必要があるのではないだろうか。約5,000人いる県内在住の外国人の全てに本事業を周知して頂きたいものである。

また本事業を効率的に実施するためには、より少ない予算でより多くの参加者を確保する必要がある。そのためには、委託先の選定に十分注意を払い、可能であるなら指名競争入札の方法を採用するなど予算削減に努めるとともに、講座等の内容を充実させ参加者の増加に繋げて頂きたい。

第4章　まとめ

1　テーマ選定の理由でも述べたとおり、人口減少対策は、徳島県にとって喫緊の課題である。

そのため、極めて多数の事業が実施されている。本報告書で取り上げた事業はその一部に過ぎない。事業数の多さから見ても、人口減少対策が強く意識されていることがみてとれる。

今回、外部監査を実施するにあたり、各事業の生の資料に接し、同時に担当者の説明を聞いた。その資料の分量をみると、日々の業務がいかに大変なものであるかが実感できた。そして、資料の中身をみると、職員が誠実に業務にあたっていることも確認できた。適正に業務が遂行されていることを確認することができ、ひとりの県民として安心することもできた。

ただ、本報告書で述べたとおり、よりよく事業を実施するための改善点もやはり、少なからずあった。

その結果をまとめると、次のようなことがいえる。

事業の内容やその実施手続き、評価方法などに、改善や工夫が必要だと思われるものが多数見受けられた。

また、人口減少対策という面で、その効果が認められるところ。今後、その拡充が検討課題となりそうなものもいくつかあった。

そのほか、事業経費の合理性を確認できる資料が十分には収集されていなかったものも一部に見られた。

2　それぞれの事業の代表例は、次のとおりである。

(1)　事業の内容やその実施手続き、評価方法などに改善・工夫が必要と思われるもの

ア　攻めの「U I J ターン」獲得促進事業のうち

　プロフェッショナル人材U I J ターン助成金

イ　移住・交流情報発信強化事業

ウ　農業するなら徳島で！就農研修支援事業

エ　青年漁業者就業給付金モデル事業

オ　建設産業魅力発信・担い手育成事業（建設技術者育成支援事業）

- カ 保育人材確保等推進事業
- キ 男女共同参画交流センター推進事業
- ク ふるさとクリエイティブ・S O H O 事業者誘致事業補助金

(2) 事業の拡充が検討課題となりそうなもの

- ア 放課後子ども総合プラン推進事業
- イ とくしま林業アカデミー事業
- ウ 情報通信関連産業雇用促進支援事業

(3) 事業経費の合理性を確認できる資料が十分には収集されていなかったもの

- ア 攻めの「U I J ターン」獲得促進事業のうち
　　大学生等と企業のマッチングイベントの開催
- イ 外国人にやさしい徳島づくり推進事業

3 総括

本報告書で改善すべきと考えた内容は様々であるが、すべて一つの視点からみたらそう考えることになったものだといえる。その一つの視点とは、「県民に対して十分説明できるものになっているか否か」というものである。

このような視点をもって、今後日々の業務にあたられることを期待する。